

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書

（補助金・負担金等に係る事務の執行について）

八尾市包括外部監査人

公認会計士 中西 清

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

１．報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料をもとに記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

２．端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第 1	包括外部監査の概要	1
【 1 】	外部監査の種類	1
【 2 】	選定した特定の事件	1
1 .	包括外部監査の対象	1
2 .	包括外部監査対象期間	1
【 3 】	特定の事件を選定した理由	1
【 4 】	包括外部監査の方法	1
1 .	監査の視点	1
2 .	主な監査手続	2
【 5 】	包括外部監査人補助者	3
【 6 】	包括外部監査実施期間	3
【 7 】	利害関係	3
第 2	八尾市補助金等の概要	4
【 1 】	補助金等の内容	4
1 .	意義	4
2 .	補助金・負担金等の定義	4
【 2 】	補助金・負担金等の支出状況	5
1 .	補助金・負担金等の年次推移	5
2 .	補助金等に係る行政コストについて	6
3 .	補助金等に関する見直しの取り組み、対応状況	6
【 3 】	補助金等の管理規定の概要	7
【 4 】	モニタリング体制	9
【 5 】	監査対象とした補助金・負担金等	9

第3 中核市への移行と補助金等	15
【1】中核市への移行と補助金等	15
1. 中核市制度の概要	15
2. 八尾市における中核市移行のねらい	16
3. 八尾市に移行した事務と補助金制度	17
【2】中核市比較分析	18
1. 大阪府下の中核市	18
2. 定性的分析	19
3. 定量的分析	20
【3】中核市への移行と補助金等 まとめ	23
第4 監査の結果及び意見（総論）	24
【1】複数の補助金に共通する結果及び意見の総括	24
1. 結果の要約	24
2. 補助金に共通した意見	24
第5 監査の結果及び意見（各論）	28
1. 補助金と地域分権の関係	28
《地域関連推進補助金》	30
【1】八尾市校区まちづくり交付金	30
【2】八尾市防犯灯整備補助金	38
【3】八尾市防犯灯電気料金等補助金	40
【4】八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金	42
【5】八尾市自治振興委員会補助金	45
【6】八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金	48
【7】八尾市高齢クラブ活動助成金	52
【8】八尾市青少年育成連絡協議会補助金・地区青少年育成連絡協議会補助金・八尾市スカウト協会補助金・八尾市野外活動協会補助金	56
《その他の補助金・負担金等》	59

【 9 】 八尾防犯協議会補助金	59
【10】 一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金	61
【11】 世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金	63
【12】 人権擁護委員八尾地区委員会補助金	66
【13】 公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金	68
【14】 八尾市地区集会所整備補助金	70
【15】 八尾市地区集会所家賃等補助金	72
【16】 八尾市市民活動支援基金事業助成金	73
【17】 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金	76
【18】 八尾市日常生活自立支援事業補助金	79
【19】 八尾市ボランティア活動振興事業補助金	80
【20】 八尾市権利擁護推進事業補助金	82
【21】 八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金	84
【22】 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）	88
【23】 八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金	91
【24】 八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金	93
【25】 八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）	96
【26】 八尾市障がい者団体育成事業補助金	98
【27】 八尾市地域福祉推進基金事業助成金（障がい福祉分野）	102
【28】 八尾市身体障がい者住宅改造費助成金	104
【29】 八尾市地域活動支援センター 型補助金	106
【30】 八尾市障がい者グループホーム運営支援事業補助金（知的・精神） ..	110
【31】 八尾市高年齢者労働能力活用事業補助金	112
【32】 八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	115
【33】 八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金	122
【34】 八尾市献血推進協議会助成金	127

【35】八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金	130
【36】八尾市私立認定こども園等運営費補助金	132
【37】八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金	142
【38】八尾市保育士確保事業費補助金	144
【39】八尾市私立幼稚園就園助成費補助金	146
【40】八尾市私立幼稚園事務協力金	148
【41】私立幼稚園安全緊急対策事業費補助金	149
【42】母子家庭等自立支援事業補助金	150
【43】八尾市実費徴収に係る補足給付事業	154
【44】八尾市放課後児童クラブ事業補助金	155
【45】がんばる「八尾っ子」応援事業応援金	159
【46】八尾市ものづくり集積促進奨励金	161
【47】八尾河内音頭まつり振興会補助金	163
【48】一般社団法人八尾市観光協会運営補助金	165
【49】信用保証料補給金	167
【50】中小企業振興対策補助金	168
【51】八尾市地域商業活性化事業補助金	170
【52】八尾市特産物指定産地育成事業補助金	173
【53】意欲ある事業者経営・技術支援補助金	175
【54】大阪版認定農業者支援事業補助金	177
【55】八尾市農業祭事業補助金	179
【56】八尾市商業共同施設運営費補助金	181
【57】八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金	182
【58】八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金	185
【59】八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金	187
【60】八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金	188
【61】曙川南土地区画整理事業補助金	190

【62】八尾市私道舗装助成金	191
【63】八尾市用排水路浚渫補助金	193
【64】生垣設置奨励助成金	194
【65】八尾市水洗便所改造資金助成	197
【66】八尾市木造住宅耐震改修補助金	198
【67】八尾市木造住宅耐震改修設計補助金	200
【68】八尾市既存民間建築物耐震診断補助金	201
【69】八尾市木造住宅除却補助金	202
【70】八尾市空家等除却補助金	203
【71】八尾市文化芸術芸能祭助成金	204
【72】八尾市 P T A 協議会運営補助金	207
【73】八尾市奨学金	209
【74】八尾市特別支援学校就学奨励補助金	217
【75】民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金	222
【76】八尾市中学校クラブ活動近畿・全国大会等参加経費補助金	224
【77】支援学級センター校通学通級費補助金	225
【78】八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金	227
【79】健康づくり事業の推進に関する協定書第 2 条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金	231
【80】環境アニメイティッドやお協議会負担金	234
最後に	237

第 1 包括外部監査の概要

【 1 】 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

【 2 】 選定した特定の事件

1 . 包括外部監査の対象

補助金・負担金等に係る事務の執行について

2 . 包括外部監査対象期間

原則として、平成 29 年度を監査対象期間とし、必要に応じて、直近の状況や平成 28 年度以前も含めた。

【 3 】 特定の事件を選定した理由

我が国経済は、緩やかな景気回復の動きが見られるものの、依然として厳しい財政状況が続いている。また、少子高齢化が進む中、将来的な歳入増加は期待できず、今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、引き続き歳入増加施策とともに、歳出削減施策が重要な課題となる。

八尾市（以下、「市」という）の平成 29 年度一般会計当初予算は 101,395,302 千円であり、このうち補助金・負担金等は 12,765,193 千円（企業会計への繰出金を除く）と、歳出全体の 13%程度を占めている。

補助金・負担金等は、それぞれが政策目的達成のための手段として重要な機能を有していると思われるが、社会情勢の変化とともにその必要性が変化するものでもある。そのため、補助金・負担金等の事業目的が達成されているか、行政の公正性を欠くおそれがないか、住民の自立を阻害するものがないか等の検討は重要である。

市においても平成 28 年度～平成 32 年度の「八尾市行財政改革行動計画」において、補助金・負担金等の見直しを掲げて実施しているところではあるが、現下の財政状況を前提として、補助金の公益性、公平性及び透明性並びに負担金の必要性等の検証を行うことは、有意義であると思われる。

以上より、補助金・負担金等に係る事務の執行を監査対象として選定した。

【 4 】 包括外部監査の方法

1 . 監査の視点

補助金・負担金等の要領等は整備されているか

補助金・負担金等の事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われている

か

補助金・負担金等の公益上の必要性はあるか

補助金・負担金等の交付及び負担に関する効果測定が行われているか

補助金の使途に関し、適正な報告が行われているかを確認しているか

補助対象事業の目的等を勘案し、適切な交付期間の終期を設定しているか

負担金の金額や負担割合等は適切な水準であるか

2. 主な監査手続

補助金等の要領等が整備されているかの検討

各補助金等の交付要綱を入手するとともに、適宜、担当者への質問を行い、補助等が、根拠法令等に照らして妥当であるかを検討した。

補助金等事務の合規性の検討

各補助金等の交付要綱の内容を吟味し、補助金交付申請書及び補助金決定通知書等の閲覧により、補助金等の事務手続(申請、交付決定、金額確定通知等)が法令、条例、規則及び要綱等に準拠し、適切に行われているかを検討した。

公益上の必要性の検討

各補助金等の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査を実施するとともに、交付要綱等の内容を吟味し、補助金等の交付目的、負担金の負担目的、補助対象事業の内容、支出費目等から補助事業に公益性が認められるかを検討した。また、補助金等に関する大阪府下にある他の中核市の取り組み状況のアンケート調査及び中核市比較分析を実施し、公益上の必要性を検討した。

補助金等の交付及び負担に関する効果測定の検討

各所管課で作成されている事務事業評価シートを入手し、補助事業等に適合した成果指標が設定されており、補助金等の目的達成度や効果の測定が適切に行われているかを検討した。

補助金等の使途に関し、適正な報告がされているかを検討

各補助金の実績報告書を入手するとともに、交付要綱の内容を吟味し、補助金等の使途に関し、法令、条例、規則及び要綱等に準拠して、適切に報告されているかを検討した。

適切な交付期間の終期を設定しているかを検討

各補助金等の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査を実施するとともに、担当者への質問を行い、交付期間の終期が適切に設定されているかを検討した。

負担金の金額や負担割合等に関する検討

各負担金の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査を実施するとともに、担当者への質問を行い、負担金の金額や負担割合等が適切に設定されて

いるかを検討した。

【５】 包括外部監査人補助者

奥谷恭子（公認会計士）
刀禰 明（公認会計士）
浅沼（平岩）由希子（公認会計士）
成山哲平（公認会計士）
嶋崎 諒（公認会計士）
吉岡千浩（会計士試験合格者）
松本好史（弁護士）

【６】 包括外部監査実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 29 日までの期間で監査を実施した。

【７】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により定める利害関係はない。

第 2 八尾市補助金等の概要

【 1 】補助金等の内容

1 . 意義

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。補助金等とは、客観的に公益上必要があると認められる場合に、反対給付を求めることなく給付する金銭的交付である。補助金等には、その性格から奨励の性質を有するものや、経済支援の性質を有するもの、あるいは行政の政策を補完するもの等があり、団体の運営や活動等を助成し、行政とは別の担い手による公益的目的の達成のために支出されるものである。

また、国の補助金等の手続は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」（以下、「適正化法」という）に基づき処理が行われているが、地方公共団体においても、適正化法に準じ、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的に、補助金等の規則、要綱等において予算の執行及び交付手続等の基本的事項が規定されており、これに基づき補助金等の支出を行っている。

2 . 補助金・負担金等の定義

補助金等とは、補助金、助成金、交付金及び奨励金をいう（補助金等交付基準 1 ）。

八尾市補助金交付規則第 3 条によれば、「市長は、別に定める基準に基づき、市が推進する施策に合致すると認めたものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。」とされており、補助金等交付基準 2（1）に、補助金等交付の判断基準が 4 つ示されている。

趣旨や目的の公益性	補助金等の趣旨や目的が、行政改革大綱に基づき策定された「行政関与の必要性和基準」に示されている基準に沿っているか。
社会的な必要度	補助金等が社会経済情勢の変化に対応したものとなっているのか、あるいは、社会的必要性があるか。
補助金等の交付を受ける者の妥当性	交付先の事業内容が、補助金等の交付の趣旨や目的に沿ったものとなっているか。あるいは、事業効果が期待できるものとなっているか。 また、交付先の設立目的や構成員、役員等の団体の性格や活動状況が妥当か。
手法の妥当性	補助金等を交付する手法以外で施策目的の達成が図れないか。

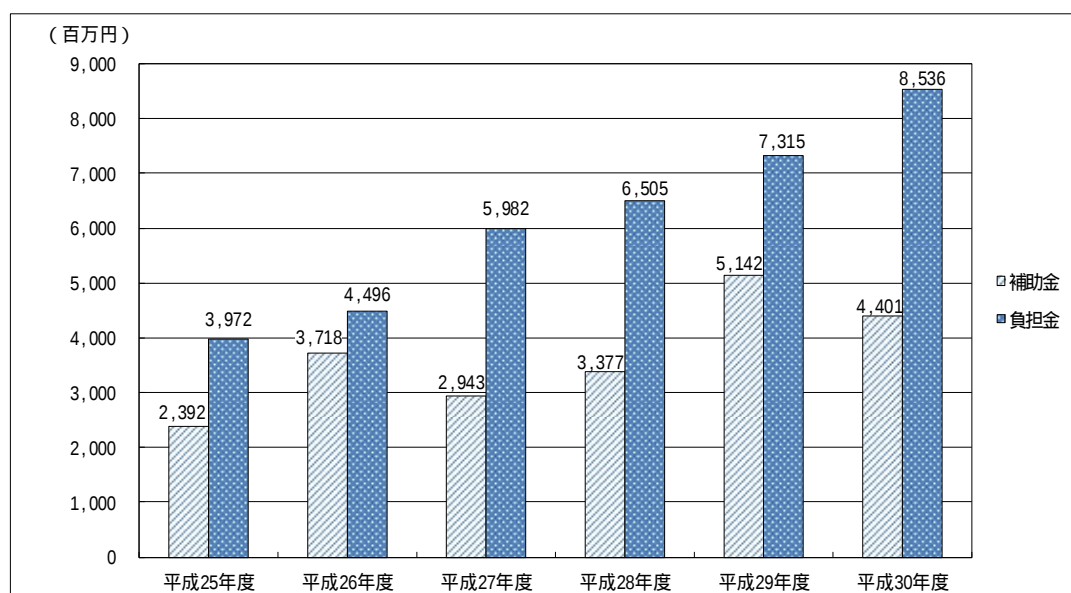
市における補助金等とは、地方自治法第 232 条の 2 にもとづき、公益上の必要が認められるもので、上述の判断基準に照らし、補助金等を交付することが妥当と判断した場合に、支出されるものである。

他方で、負担金とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになるものであり、特定の事業について、利益を受けることを前提として負担すべき自己の経費を交付する金銭的給付である。

【 2 】 補助金・負担金等の支出状況

1 . 補助金・負担金等の年次推移

過去 5 年間の市における補助金・負担金等（企業会計への繰出金を除く）の実際支出金額の状況及び平成 30 年度の当初予算額は以下のとおりである。



なお、平成 25 年度から平成 29 年度は決算額であり、平成 30 年度は当初予算額を表示している。

また、負担金の実際支出金額及び当初予算の金額は、決算及び予算において細節で負担金とされているものすべてを記載しているが、本監査対象となる負担金については、ここから実質的に補助金に近い性質を持つと認められるものに限定している（詳細は「【 5 】 監査対象とした補助金・負担金等」参照）。

補助金等の実際支出金額については、平成 25 年度 2,392 百万円から平成 29 年度 5,142 百万円で推移しており、平成 30 年度当初予算額は 4,401 百万円となっている。実際支出金額が増加しているのは、認定こども園等緊急整備事業費補助金の増額や、曙川南土地地区画整理事業補助金の新設等が主な要因となっている。

また、負担金の実際支出金額については、平成 25 年度 3,972 百万円から平成 29 年度 7,315 百万円で推移しており、平成 30 年度当初予算額は 8,536 百万円となっ

ている。負担金についても平成 25 年度から平成 29 年度にかけて増加しているが、障がい福祉分野における負担金が 3,638 百万円増加したこと等が主な要因となっている。

2．補助金等に係る行政コストについて

補助金等の支出に際しては、補助金交付申請の受理や交付決定通知等の各種通知の発送、交付先から提出された実績報告書のチェック、モニタリングに係る関連事務等、各種事務作業が発生している。当該事務作業に担当者が関与することで、関与時間だけ人件費が発生していると考えられ、当該費用は行政コストとして捉えることが出来る。

各補助金の事務担当者の年間関与時間に市における勤務 1 時間あたりの平均給与額を乗じることで補助金等に係る行政コストを算出する。

	算出過程
年間関与時間（ A ） 1	19,621 時間
勤務 1 時間あたりの平均給与額（ B ） 2	2,214.65 円 / 時間
行政コスト（ A × B ）	43,454 千円

その結果、補助金等に係る行政コストは年間 43,454 千円と算出され、補助金等の交付により、補助金等実際支出金額とは別に当該コストが発生しているものと考えられる。

- 1 監査対象とした補助金・負担金等における事前アンケート調査等をもとに算出している。
- 2 勤務 1 時間あたりの給与額については、週 5 日、1 日あたり 7 時間 45 分勤務を前提として、市の平均給料月額（310,765 円）等をもとに算出している。

3．補助金等に関する見直しの取り組み、対応状況

市において、上述の補助金等交付基準における判断基準を踏まえ、「八尾市行財政改革行動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し、補助金等の見直しの取り組みを進めている。具体的には、補助金等に関し、下表のとおり、それぞれの性質ごとに一定の見直しの基準を整理し、廃止・縮小等の見直しを継続して行っている。

補助金等の性質	見直しの基準
団体運営費補助	事業費補助への転換検討 自主財源確保等財政基盤強化 繰越金の割合が高い場合は補助金額の縮減

	団体予算における当該補助金額の占める割合が低い場合は原則廃止
事業費補助	制度開始時の目的・効果の検証 補助率上限 1 / 2 の徹底 1 / 2 を超える場合は明確な理由付け 協議会・実行委員会等への補助について、繰越金の割合が高い場合は補助金額の縮減
整備事業費補助	制度開始時の目的・効果の検証 休止の検討

【 3 】 補助金等の管理規定の概要

補助金等の交付手続については、「八尾市補助金交付規則」に規定されており、事務手続の基本的な流れは以下のとおり。

補助金の交付の申請

（八尾市補助金交付規則第 5 条第 1 項）

補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- （ 1 ） 補助金の交付の申請をする者の住所及び氏名又は名称
- （ 2 ） 補助事業の目的及び内容
- （ 3 ） 交付を受けようとする補助金の額
- （ 4 ） その他必要な事項

補助金の交付の決定

（八尾市補助金交付規則第 6 条第 1 項）

市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

- （ 1 ） 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）並びに予算で定めるところに違反していないこと
- （ 2 ） 補助事業の目的及び内容が適正であること
- （ 3 ） 金額の算定に誤りがないこと
- （ 4 ） その他市長が必要と認める事項

補助金の交付の決定の通知

(八尾市補助金交付規則第 8 条第 1 項)

市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

実績報告

(八尾市補助金交付規則第 15 条)

補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条第 2 項の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長に対しその定める期日までに次に掲げる書類を添えて実績報告書を提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業に係る実施報告書
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 工事に係るものであるときは、完了届及び完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

補助金の額の確定

(八尾市補助金交付規則第 16 条)

市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

補助金の交付の時期等

(八尾市補助金交付規則第 18 条)

第 1 項 補助金は、第 16 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

第 2 項 補助事業者は、補助金の額の確定について、第 16 条の規定による通知を受けたときは、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

第 3 項 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

【４】モニタリング体制

補助金等のモニタリングとして、毎年度、財政課から各所管課に対して予算ヒアリングを実施し、補助金等交付基準に照らして、適切な補助制度となっているかどうかを確かめている。補助金等交付基準においては、社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは、交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等について、定期的（概ね３年ごと）に見直しを行う旨が定められているため、当該観点からモニタリングを実施している。また、当該モニタリングにあたっては、各所管課に対し補助金等チェックシートの記載を求め、状況の把握を行うこととしている。

【５】監査対象とした補助金・負担金等

今回の監査対象とした補助金等の方針として、政務活動費以外の補助金全件を監査対象としている。政務活動費については、議員活動そのものを補助する目的で交付されているものであり、市が特定の事業目的を達成する一手法としての補助金とは性質が異なることから、監査対象外としている。

負担金については、金額的重要性を考慮して、平成 29 年度当初予算額が 10,000 千円以上のものを中心として、その名称から実質的に補助金に近い性質を持つと推測されたもの及び複数の課にまたがって支出されている負担金を監査対象とした。負担金是对価性の認められる支出であることから、補助金とは性質を異にするものの、実質的には補助金に近い性質を持つものが負担金に紛れ込んでいないかを検証する目的で監査対象としているものである。

これらについて、補助金等 87 件・負担金 28 件を抽出し、所管課に事前アンケート調査を実施した。負担金については、事前アンケート調査の回答結果等に基づき調査した結果、実質的に補助金に近い性質を持つと認められるものは 2 件のみであり、それら 2 件の負担金を、最終的に調査対象とした。最終的に検討すべき課題等が見込まれるものを中心に下記の 80 件の補助金等及び負担金を抽出し監査対象とした。

なお、事前アンケート調査の回答結果は、各補助金等の説明資料として掲載している。

ただし、事前アンケート調査にあたっては、各補助金等の当初予算額や継続年数等を鑑み、詳細版と簡易版（年間関与時間等の一部項目を省略）の 2 種類を用いて実施した。

今回、最終的に監査対象とした補助金・負担金等については以下のとおりである。

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年度交付実績額 (千円)	結果	意見
《地域関連推進補助金》						
1	人権文化 ふれあい部	コミュニティ 政策推進課 1	八尾市校区まちづくり交付金	73,597	—	○
2	—	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金	25,053	—	○
3			八尾市防犯灯電気料金等補助金	27,052	—	○
4			八尾市地域安全・安心のまちづくり 基金助成金	3,700	—	○
5	人権文化 ふれあい部	コミュニティ 政策推進課 1	八尾市自治振興委員会補助金	17,865	—	—
6	地域福祉部	地域福祉政策 課	八尾市小地域ネットワーク活動推 進事業補助金	54,086	—	—
7		高齢介護課	八尾市高齢クラブ活動助成金	8,822	—	○
8	こども未来部	青少年課	八尾市青少年育成連絡協議会補助 金・地区青少年育成連絡協議会補助 金・八尾市スカウト協会補助金・八 尾市野外活動協会補助金	1,589	—	○
《その他の補助金・負担金等》						
9	—	危機管理課	八尾防犯協議会補助金	962	—	○
10	人権文化 ふれあい部	人権政策課	一般財団法人八尾市人権協会運営 費助成金	9,376	—	○
11			世界人権宣言八尾市実行委員会運 営助成金	1,350	—	○
12			人権擁護委員八尾地区委員会補助 金	258	—	—
13		文化国際課	公益財団法人八尾市国際交流セン ター運営経費補助金	32,230	—	—
14		コミュニティ 政策推進課 1	八尾市地区集会所整備補助金	5,746	—	—
15			八尾市地区集会所家賃等補助金	1,303	—	—

整理 番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年 度交付 実績額 (千円)	結 果	意 見
16	人権文化 ふれあい部	コミュニティ 政策推進課 1	八尾市市民活動支援基金事業助成 金	547	—	○
17	地域福祉部	地 域 福 祉 政 策 課	社会福祉法人八尾市社会福祉協議 会運営費補助金	50,063	—	—
18			八尾市日常生活自立支援事業補助 金	5,274	—	—
19			八尾市ボランティア活動振興事業 補助金	16,523	—	○
20			八尾市権利擁護推進事業補助金	7,000	—	○
21			八尾市民生委員児童委員協議会事 業補助金	1,843	—	○
22			社会福祉法人八尾市社会福祉協議 会事業補助金（児童福祉分野充実 分）	6,340	—	○
23			八尾市社会福祉関係団体事務局事 業補助金	9,397	—	○
24			八尾市社会福祉関係団体育成事業 補助金 2	701	—	○
25			八尾市地域福祉推進基金事業助成 金（地域福祉分野） 3	547	—	—
26		障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助 金 2	3,670	—	○
27			八尾市地域福祉推進基金事業助成 金（障がい福祉分野） 3	2,231	—	—
28			八尾市身体障がい者住宅改造費助 成金	4,483	—	—
29			八尾市地域活動支援センター 型 補助金	6,000	—	○
30			八尾市障がい者グループホーム運 営支援事業補助金（知的・精神）	4,617	—	—
31		高齢介護課	八尾市高齢者労働能力活用事業 補助金	44,201	—	○

整理 番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年 度交付 実績額 (千円)	結 果	意 見
32	地域福祉部	高齢介護課	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	34,757	○	○
33			八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金	2,196	—	○
34	健康まちづくり部	健康推進課	八尾市献血推進協議会助成金	800	—	○
35	こども未来部	こども施設課	八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金	1,320,036	○	—
36			八尾市私立認定こども園等運営費補助金	1,007,303	—	○
37			八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金	151,332	—	—
38			八尾市保育士確保事業費補助金	9,900	—	—
39			八尾市私立幼稚園就園助成費補助金	6,431	—	—
40			八尾市私立幼稚園事務協力金	2,680	—	—
41			私立幼稚園安全緊急対策事業費補助金	1,851	—	—
42		子育て支援課	母子家庭等自立支援事業補助金	28,624	—	○
43			八尾市実費徴収に係る補足給付事業	2,381	—	—
44		青少年課	八尾市放課後児童クラブ事業補助金	3,099	○	○
45			がんばる「八尾っ子」応援事業応援金	1,100	—	—
46	経済環境部	産業政策課	八尾市ものづくり集積促進奨励金	38,106	—	—
47			八尾河内音頭まつり振興会補助金	30,307	—	—
48			一般社団法人八尾市観光協会運営補助金	26,854	—	—

整理 番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年 度交付 実績額 (千円)	結 果	意 見
49	経済環境部	産業政策課	信用保証料補給金	4,657	—	—
50			中小企業振興対策補助金	5,834	—	○
51			八尾市地域商業活性化事業補助金	2,085	—	—
52			八尾市特産物指定産地育成事業補助金	2,526	—	—
53			意欲ある事業者経営・技術支援補助金	2,103	—	—
54			大阪版認定農業者支援事業補助金	590	—	—
55			八尾市農業祭事業補助金	450	—	○
56			八尾市商業共同施設運営費補助金	734	—	—
57		労働支援課	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金	18,049	○	—
58		資源循環課	八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金	246	—	—
59			八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金	8	—	—
60	都市整備部	交通対策課	八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金	41,046	—	—
61		都市基盤整備課	曙川南土地地区画整理事業補助金	911,706	—	—
62		土木管理事務所	八尾市私道舗装助成金	4,441	—	—
63			八尾市用排水路浚渫補助金	1,647	—	—
64		みどり課	八尾市生垣設置奨励助成金	44	○	—
65		下水道経営企画課 4	八尾市水洗便所改造資金助成	4,437	—	—
66	建築部	住宅政策課	八尾市木造住宅耐震改修補助金	12,500	—	—
67			八尾市木造住宅耐震改修設計補助金	1,200	—	—
68			八尾市既存民間建築物耐震診断補助金	900	—	—
69			八尾市木造住宅除却補助金	1,500	—	—

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年度交付実績額 (千円)	結果	意見
70	建築部	住宅政策課	八尾市空家等除却補助金	150	—	—
71	教育総務部	生涯学習スポーツ課	八尾市文化芸術芸能祭助成金	4,015	○	○
72			八尾市 P T A 協議会運営補助金	180	—	○
73	学校教育部	学務給食課	八尾市奨学金	11,852	—	○
74			八尾市特別支援学校就学奨励補助金	3,063	—	○
75			民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金	75	—	○
76		指導課	八尾市中学校クラブ活動近畿・全国大会等参加経費補助金	514	—	—
77		教育センター 5	支援学級センター校通学通級費補助金	8	—	—
78		人権教育課	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金	1,500	○	○
79	健康まちづくり部	健康推進課	健康づくり事業の推進に関する協定書第 2 条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金	1,750	—	○
80	経済環境部	環境保全課	環境アニメイティッドやお協議会負担金	2,181	—	○

- 1 平成 30 年 4 月 1 日時点の課名称。平成 29 年度までの課名称は「市民ふれあい課」である。
- 2 両補助金は、所管課は異なるが、社会福祉協議会が育成を必要と認める団体に対して行う補助に対し、市が社会福祉協議会に補助金を交付するものである。
- 3 両補助金は、平成 29 年度から地域福祉分野と障がい福祉分野の区分を廃して事業を一本化しているが、予算は別であったため、所管課は二つに分かれている。平成 30 年度からは予算も一本化し、地域福祉政策課が所管することとなる。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日時点の所管課。平成 29 年度までの所管課は「下水道管理課」である。
- 5 平成 30 年 4 月 1 日時点の課名称。平成 29 年度までの課名称は「教育サポートセンター」である。

第3 中核市への移行と補助金等

(注)「第3 中核市への移行と補助金」においては、八尾市以外の市の記載もあり、読み手の混乱を招くため、八尾市を「市」と略さずに「八尾市」と表記している。

【1】中核市への移行と補助金等

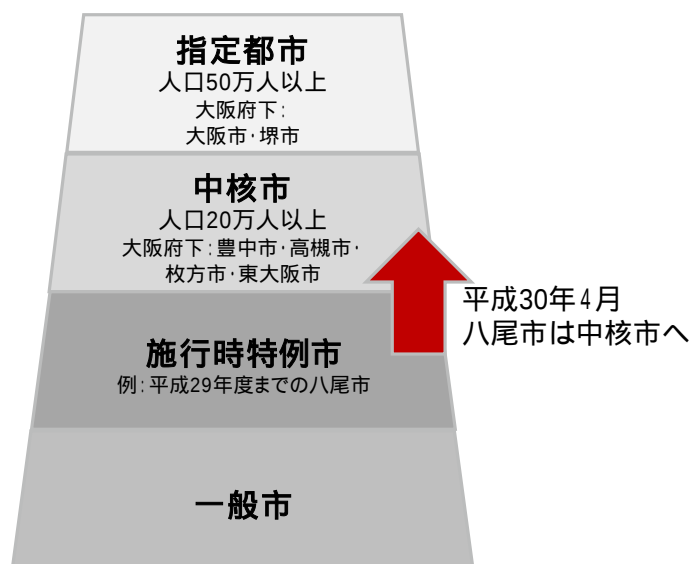
1. 中核市制度の概要

八尾市は、これまで特例市として、地域の実情に応じた個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて取り組み、地方分権改革の流れの中で、国や大阪府から権限移譲を受けながら、市民サービスの向上に努めてきたところである。

こうした中で、地方自治法の一部改正により、平成27年4月から中核市の指定要件が、これまでの「人口30万人以上」から「人口20万人以上」となったことで、八尾市は中核市に移行できる要件を満たすこととなった。平成29年11月27日、八尾市を中核市に指定する政令が公布され、平成30年4月、八尾市は中核市に移行した。

中核市制度とは、国の地方分権改革への取り組みの中で設けられた都市制度の一つである。こうした都市制度は、大都市特有の行政課題や多様な住民ニーズに対応するため、一般市とは異なる特性が定められており、地方自治体の規模に応じてより多くの権限が付与されている。住民に身近な行政はできる限り住民に身近な基礎自治体が担い、より地域の実情に合ったきめ細やかな対応が求められるようになっている。

【平成27年4月改正地方自治法施行後の都市制度】



(出所：平成28年11月八尾市「八尾市中核市移行基本計画～まちづくりのNext Stageへ「中核市やお～」を加工)

【都市制度ごとの主要な事務権限】

都道府県	
【保健衛生】 麻薬取扱者(一部)の免許 等 【福祉】 保育士、介護支援専門員の登録 等 【教育】 小中学校学級編成基準 等	【環境】 第一種フロン類回収業者の登録 等 【まちづくり】 都市計画区域の指定 等
指定都市	
【保健衛生】 精神障がい者の入院措置 等 【福祉】 児童相談所の設置 【教育】 府費負担教職員の任免、給与の決定 等	【環境】 建築物用地下水の採取の許可 【まちづくり】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定 等
中核市	
【保健衛生】 保健所の設置 等 【福祉】 認定こども園、養護老人ホーム等設置の認可・監督 等	【教育】 府費負担教職員の研修 【環境】 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の認可 等 【まちづくり】 景観条例に基づく届出 等
施行時特例市	
【環境】 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 等	【まちづくり】 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 等

(出所:平成28年11月八尾市「八尾市中核市移行基本計画～まちづくりのNext Stageへ「中核市やお」～」を加工)

2. 八尾市における中核市移行のねらい

(1) 八尾市のこれまでの取り組み

八尾市では、地域に身近な基礎自治体として、分権型社会を可能な限り早期に実現していくという考えのもと、都市制度の変化に積極的に対応してきている。平成12年に創設された特例市制度に移行し、今回も地方自治法改正に対応し、平成30年4月から中核市に移行した。

(2) 中核市移行に対する市の考え方

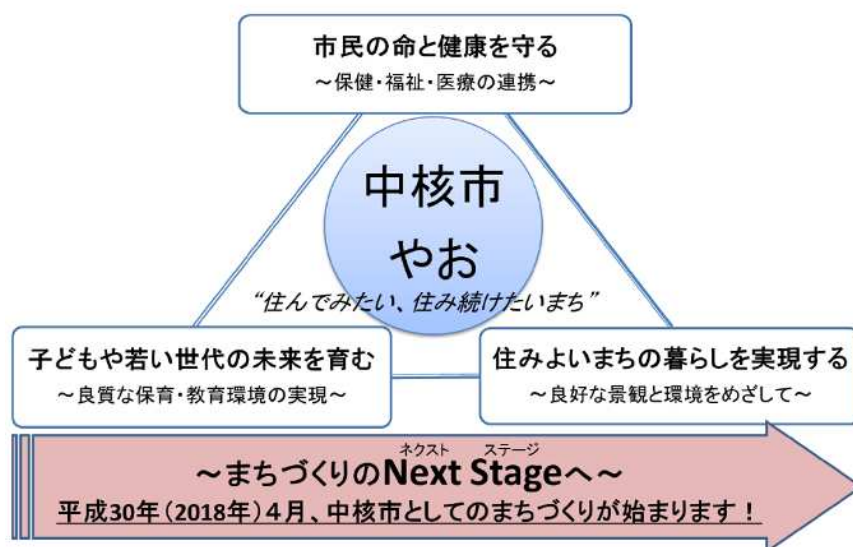
「八尾市中核市移行基本計画～まちづくりのNext Stageへ「中核市やお」～」(平成28年11月)によると、八尾市は中核市移行により、市の責任や義務も大きくなるが、これまで以上に権限が拡大し、指導監督や自ら判断できる権限の範囲を広げられることが可能となる、と捉えている。

この中核市移行に伴い、八尾市は「まちづくりのNext Stage」に入る、と位置

づけており、新たな施策展開を検討するにあたっては、中核市としての権限やネットワーク、市が有する地域資源を最大限に活かし、市民にとって魅力あるまち「中核市やお」の実現に着実につながるものとなるように、次の基本方針を掲げている。

基本方針

市民にとって“住んでみたい、住み続けたいまち”と思える「中核市やお」の実現に向け、「市民の命と健康を守る」、「子どもや若い世代の未来を育む」、「住みよいまちの暮らしを実現する」という3つの視点で取り組みを進めます。



(出所：八尾市「八尾市中核市移行基本計画～まちづくりのNext Stageへ「中核市やお」～」(平成28年11月))

3. 八尾市に移行した事務と補助金制度

中核市移行に伴い移譲された主な事務は次のとおりである。

行政分野	No	主な移譲事務の内容
民生行政	1	認定こども園、養護老人ホーム等の設置認可・監督
	2	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け
	3	小児慢性特定疾病に関する事業
	4	障がい・難病児療育指導
	5	社会福祉審議会の設置・運営
	6	民生委員の定数の決定、指揮監督
保健衛生行政	7	地域住民の健康の保持・増進
	8	保健衛生に関する各種統計
	9	病院、診療所、助産所等の開設届等の受理・立入検査
	10	食中毒予防対策
	11	飲食店、旅館、興行場、公衆浴場等の営業許可・立入検査
	12	温泉利用の許可
	13	浄化槽設置、変更届の受理
	14	理・美容所、クリーニング所等の開設届の受理・立入検査
	15	動物愛護、狂犬病予防対策

行政分野	No	主な移譲事務の内容
	16	薬局の開設許可、高度管理医療機器販売の許可
	17	毒物及び劇物の販売業の登録、立入検査
	18	感染症の蔓延防止・予防対策
	19	特定不妊治療費助成に関する事業
環境行政	20	産業廃棄物の収集運搬業等の許可、監督
	21	一般廃棄物や産業廃棄物処理施設設置の許可、監督
都市計画・建設行政	22	景観計画の策定、景観に係る届出事務
	23	屋外広告物表示等の設置許可
	24	屋外広告業の登録
文教行政	25	府費負担教職員の研修
	26	重要文化財の保存、管理に関する事務

これらの事務は当然ながら、八尾市の事務事業体系の中に位置づけられており、一部の事務においては各補助事業等との関係性を有している事務もある（受益者が一致している等）。例えば、「№1 認定こども園、養護老人ホーム等の設置認可・監督」事務は、「八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金（本報告書№35）」や「八尾市私立認定こども園等運営費補助金（本報告書№36）」等との関係性は高く、「№6 民生委員の定数の決定・指導監督」事務は、「八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金（本報告書№21）」との関係性が高い。

今後は中核市に移行したことで、補助金事務と中核市移行に伴い移譲された事務との連携実施（例えば、補助先に対するモニタリング事務と、上表における許可、監督、立入検査事務との同時・効率的な実施等）も期待されると考えられる。

【2】中核市比較分析

1. 大阪府下の中核市

中核市制度は上記【1】で紹介したとおり、平成7年に新設された制度であるが、その後移行する市が増加し、平成30年12月現在、八尾市を含め、54市に至っている。うち、大阪府下にある中核市は、八尾市のほか、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市である。なお、所在都道府県別の中核市数は、現時点、大阪府が5市と全国最多である。

【大阪府下の中核市】

市名	中核市へ移行した時期
八尾市	平成30年4月
高槻市	平成15年4月
東大阪市	平成17年4月
豊中市	平成24年4月
枚方市	平成26年4月

八尾市の補助金等の詳細検討を進めるにあたり、他の中核市の取り組みの状況等

を比較・分析することとし、以下、記載する。

２．定性的分析

（１）制度比較

八尾市のほか、大阪府下の中核市４市すべてにおいて、補助金（又は給付金等も含む補助金等）に対する交付規則を制定し、補助金に係る予算の執行等の適正化を図ることを目的としている。

市名	交付規則名
八尾市	八尾市補助金交付規則
高槻市	高槻市補助金交付規則
東大阪市	東大阪市補助金等交付規則
豊中市	豊中市補助金等交付規則
枚方市	枚方市補助金等交付規則

各交付規則において、補助金の目的、定義、交付手続等が取り決められている。

（２）モニタリング制度等の比較

各市における制度比較は次のとおりである。ここでは、大阪府下中核市におけるモニタリング制度を把握することが目的であるため、八尾市以外の各市名を順不同にＡ市～Ｄ市と記載する。

市名	内容
八尾市	補助金等交付基準及びチェックシートに基づき、定期的（概ね３年ごと）に見直しを実施。また、一つの事務事業として位置づけられている補助金については、事務事業評価において評価している。
Ａ市	事務事業評価において評価している。
Ｂ市	団体に対する補助制度運用基準に基づき、チェックシートに基づくヒアリングのうえ見直しを指示している（平成２９年度の状況）。
Ｃ市	補助金入力シートに基づき４年に１回清算方法等の確認を行っている。
Ｄ市	「補助金の見直しに関する方針」に基づき、概ね３年ごとに補助金チェックシートにより見直しを実施している。

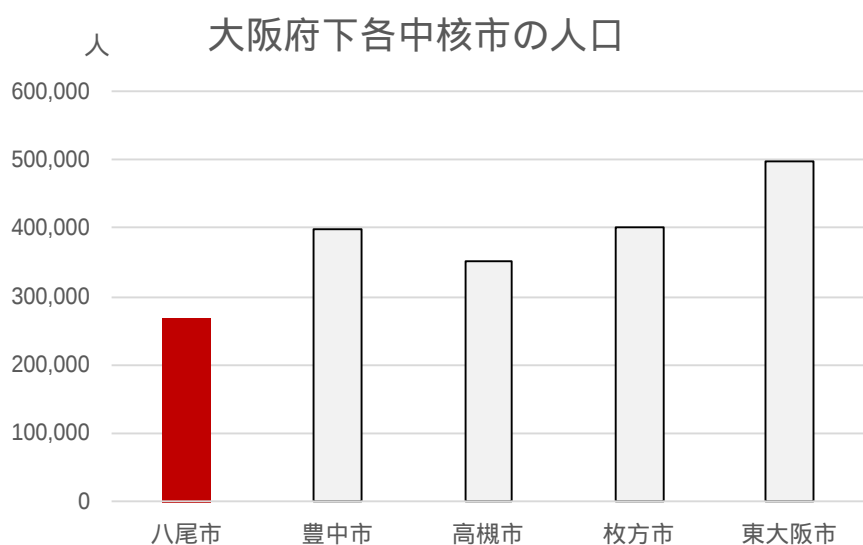
事務事業評価の仕組みの中で補助金制度の見直しが行われている自治体のほか、八尾市のように補助金用のチェックシートに基づくチェックが実施されている自治体が見られている。

3．定量的分析

(1) 全般的な比較分析

人口

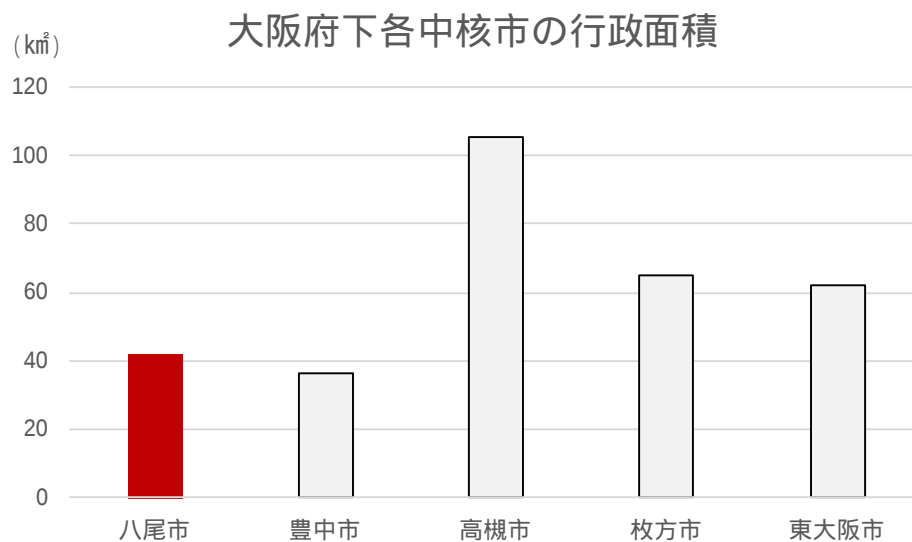
大阪府下各中核市の人口（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在の推計）は次のとおりである。八尾市が最も人口の少ない市である。



（出所：公益財団法人大阪府市町村振興協会「平成 29 年度市町村ハンドブック」）

面積

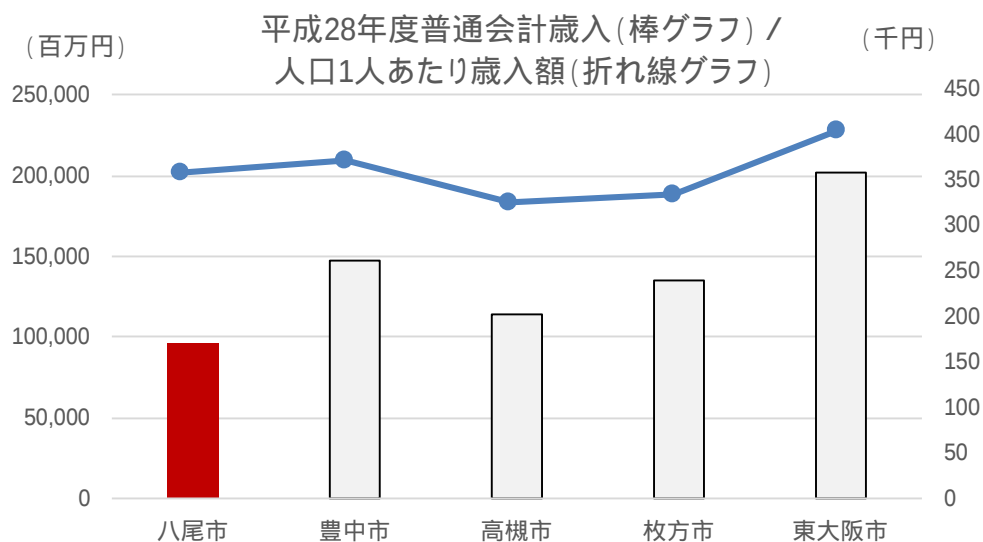
大阪府下各中核市の面積（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在の行政区域面積）の状況は次のとおりである。八尾市は、豊中市に次いで面積は小さい。



(出所：公益財団法人大阪府市町村振興協会「平成 29 年度市町村ハンドブック」)

歳入額

平成 28 年度の普通会計歳入の状況及び人口 1 人あたり歳入額の状況は次のとおりである。八尾市においては、歳入額が一番少ないが、人口 1 人あたりに換算した場合はそうではない状況が把握できる。



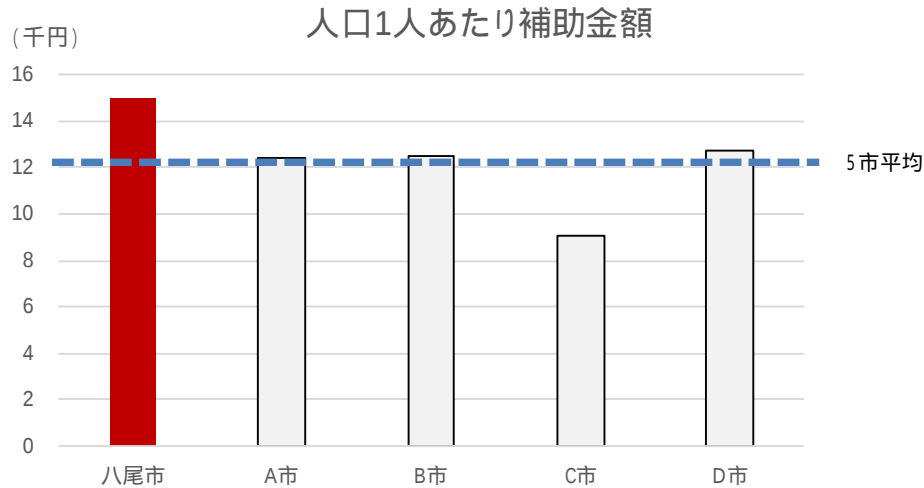
(出所：公益財団法人大阪府市町村振興協会「平成 29 年度市町村ハンドブック」)

(2) 補助金等に関する比較分析

当分析においては、各市それぞれの状況を分析することが目的ではなく、大阪府下中核市における八尾市の位置づけを把握することが目的であるため、八尾市以外の各市名を順不同に A 市～ D 市と記載する。

人口1人あたり補助金額

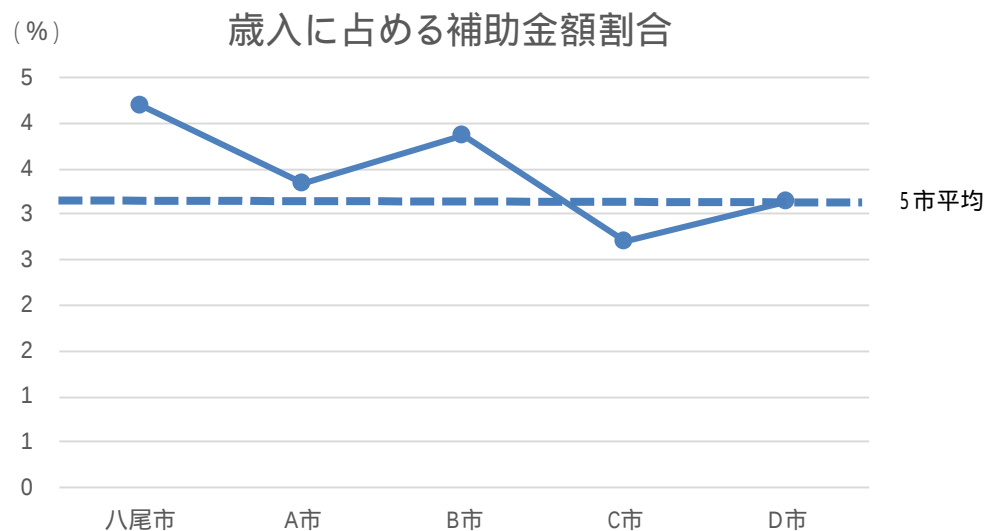
平成29年10月時点の人口1人あたりの平成29年度補助金額（決算）は次のとおりである。



八尾市は14.9千円/人であり、5市の中で一番多額な金額となっている。この主な要因は、曙川南土地区画整理事業補助金（補助金№62）911,706千円が交付されていること等によるものである。当補助金は平成28年度から平成31年度までの4年間のみ交付されるもので、当補助金の影響を除くと12.1千円/人となり、概ね平均程度となる。

歳入総額に占める補助金額の割合

一般会計歳入総額に占める平成29年度補助金額の割合は次のとおりである。なお、一般会計歳入総額において、平成29年度決算値は分析時は未公表であったため、平成28年度決算値を使用している。



八尾市は4.1%であり、5市の中で一番高い割合となっている。

【3】中核市への移行と補助金等 まとめ

八尾市は中核市へ移行することで、数多くの事務権限の移譲を受けており、このことは八尾市として自ら判断できる権限の範囲が広がったことを意味する。

【1】3.に記載したとおり、既存の各補助事業等と関係性を有する移譲事務については、効率性の観点から、より効率的で効果的な事業実施を行っていけるよう、中核市移行から1年が経過した今、改めて既存の業務内容や業務フローを見直し、連携実施等を検討することは有効であると考える。

また、中核市分析の結果、人口1人あたり補助金額、歳入総額に占める補助金額の割合が他市と比較し高い割合となっていることがわかった。これは、分析を行った年度の特殊要因によるものであり、その要因を除くと概ね平均程度となることから現状特に課題とするものではないと思われるが、中核市移行をし、自己決定できる範囲が広がったことを活かし、地域の実情を肌で感じることでできる市民にもっとも身近な基礎自治体として、八尾市の直面している課題の抽出、またそれに対する八尾市ならではの課題解決方法の検討を行い、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、継続的に補助金制度の見直しを行っていくことが必要であろう。

第 4 監査の結果及び意見（総論）

【 1 】複数の補助金に共通する結果及び意見の総括

1．結果の要約

特に記載すべき事項なし。

2．補助金に共通した意見

（ 1 ）概算払いの理由の明確化について

補助金とは、地方自治法第 232 条の 2 に定められているとおり、公益上の必要がある場合に、地方公共団体に認められた支出である。なお、補助目的を達成するにあたって、交付先の財政的基盤が脆弱なこともあり、補助金の支出を原則的な交付方法である事業完了後の確定払いのみとすると、交付先の円滑な事業運営が困難となり、ひいては補助目的が達成されないということにもなりかねないので、地方自治法第 232 条の 5 第 2 項において、概算払いという支出の方法が認められている。

（ 地方自治法第 232 条の 5 第 2 項 ）

地方自治法第 232 条の 5 第 2 項

普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

本規定を受けて、地方自治法施行令第 162 条では、概算払いが認められる項目が以下のように列挙されており、第 3 号において補助金が認められている。

（ 地方自治法施行令第 162 条 ）

地方自治法施行令第 162 条

次の各号に掲げる経費については、概算払を行うことができる。

- 1 旅費
- 2 官公署に対して支払う経費
- 3 補助金、負担金及び交付金
- 4 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 5 訴訟に要する経費
- 6 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

他方で、地方公共団体の支出の原則は、地方財政法第4条第1項に規定されているとおり、その目的を達成するために必要かつ最小限度の支出でなければならず、未確定の金額を概算払いにより支出することは特例的に認められたものであると考えられる。また、八尾市補助金交付規則第19条（以下、「交付規則」という）では、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると市長が認めた場合に限り、概算払いを認めている。

しかし、現状では、概算払いの理由の明確化がなされておらず、交付規則に即した運用がなされているか確認できない状態であった。

概算払いは交付規則上、あくまでも例外的な取扱いとされていることに鑑み、概算払いにより補助金を交付する場合、概算払いの根拠及び理由を明確化し、それが交付規則に照らして適切なものであるかを検討し、上席者が承認した証跡が確認できるようにすべきである。

なお、市において概算払いにより支出されている補助金の一覧は下表に示したとおりである。

整理 番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年交付 実績額（千円）
5	人権文化ふ れあい部	コミュニ ティ政策推進 課	八尾市自治振興委員会補助金	17,865
6	地域福祉部	地域福祉政 策課	八尾市小地域ネットワーク活 動推進事業補助金	54,086
7	地域福祉部	高齢介護課	八尾市高齢クラブ活動助成金	8,822
10	人権文化ふ れあい部	人権政策課	一般財団法人八尾市人権協会 運営費助成金	9,376
11			世界人権宣言八尾市実行委員 会運営助成金	1,350
12			人権擁護委員八尾地区委員会 補助金	258
16		コミュニ ティ政策推進 課	八尾市市民活動支援基金事業 助成金	547
17	地域福祉部	地域福祉政 策課	社会福祉法人八尾市社会福祉 協議会運営費補助金	50,063
18			八尾市日常生活自立支援事業 補助金	5,274

整理 番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年交付 実績額（千円）
19	地域福祉部	地域福祉政策課	八尾市ボランティア活動振興事業補助金	16,523
20			八尾市権利擁護推進事業補助金	7,000
21			八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金	1,843
23			八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金	9,397
24			八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金	701
25			八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）	547
26		障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助金	3,670
27			八尾市地域福祉推進基金事業助成金（障がい福祉分野）	2,231
29			八尾市地域活動支援センター型補助金	6,000
32		高齢介護課	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	34,757
34	健康まちづくり部	健康推進課	八尾市献血推進協議会助成金	800
36	こども未来部	こども施設課	八尾市私立認定こども園等運営費補助金	1,007,303
46	経済環境部	産業政策課	八尾市ものづくり集積促進奨励金	38,106
47			八尾河内音頭まつり振興会補助金	30,307
48			一般社団法人八尾市観光協会運営補助金	26,854
50			中小企業振興対策補助金	5,834
71	教育総務部	生涯学習スポーツ課	八尾市文化芸術芸能祭助成金	4,015

整理 番号	部名称	課名称	補助金名	平成 29 年交付 実績額（千円）
72	教育総務部	生涯学習ス ポ - ツ課	八尾市 P T A 協議会運営補助 金	180
78	学校教育部	人権教育課	八尾市人権教育研究連合協議 会に対する事業推進補助金	1,500

（２）補助金等チェックリストの使用について

補助金等は、それぞれ何らかの目的を有し、住民福祉の向上に資するものである。しかし、限られた財源のなか、有効かつ効率的な行政運営を行うためには、定期的に補助金等の評価を行う必要がある。市では、補助金等の交付・支給額の判断基準である「補助金等交付基準」が定められており、補助金等の評価については、次のように記載されている。「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは、交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的（概ね３年ごと）に見直しを行う。」（「補助金等交付基準２（３）定期的な見直し」）。そして、この見直しに使用するための「補助金等チェックリスト」が作成されている。

しかし、各課に対して補助金等の評価の状況について質問したところ、毎年度ごとに補助金の有効性等の評価を行っているとのことではあったが、「補助金等チェックリスト」は使用されておらず、それぞれの補助金について、どのように評価を行ったのかがわかる記録は残されていなかった。

現在交付されている補助金等のなかには、より大きな事業を推進するための一つの施策という位置づけのものもあり、そのような補助金等の評価については、補助金等を含む事業単位の「事後評価報告書（事務事業評価）」において、事業全体として有効性等の評価が行われている。このような事務事業の評価自体に問題があるわけではないが、その一施策のなかに補助金等が含まれる場合は、補助金等として支出する以上、費用対効果等の観点から、当該補助金自体の継続・廃止の評価も定期的実施される必要がある。

また、団体運営費補助に関しては、事業費補助への転換検討を行う、事業費補助については補助率の見直し等の検討を行う等、市の補助金等の見直しの取り組みとも整合性を図る必要がある。

したがって、「補助金等チェックリスト」を用いて、各補助金の評価を定期的に実施し、各課で統一的な基準に基づいた補助金等の評価を行うとともに、評価の結果を事後的に確認することができるようにすべきである。

第5 監査の結果及び意見（各論）

1. 補助金と地域分権の関係

（1）地域分権制度の概要

少子高齢化の進展、住民のライフスタイルの多様化・高度化等、地域社会をとりまく環境が大きく変化し、そうした中で町内会・自治会の組織率の低下、NPO等の新たな地域の担い手の台頭等、地域コミュニティが変容してきている。

一方で、全国の各市町村においては、地方分権一括法（平成12年）や地方分権改革推進法（平成18年）等によって地方分権が進展し、行政に課せられる権限・事務事業が増大する中で、厳しい財政状況のもと、行財政のあり方や公民の役割分担の見直し等が必要となってきた。また、各市町村は、自らの判断と責任より地域の実情に沿った行政を実践していくことが求められている。

こうした状況下において、全国の市町村では、自らが担うべき分野・領域の見直し等を再検討し、近接性の原則、補完性の原則に基づく「地域分権型」、「公民協働型」のまちづくりに取り組むケースが多く見られてきている。

（2）八尾市における地域分権制度の概要

市は都市化が進んだ地域や自然・農地が多い地域、高齢者が多い地域や子どもが増えている地域等多様な特色を持った地域で構成されており、地域ごとに魅力や課題が様々ある中で、各地域の特色を反映した取り組みが行われている。そうした中で、暮らしに身近な地域で地域力を活かした独自のまちづくりを行っていく仕組みが地域にも行政にも求められている、と考え、様々な地域分権への取り組みを実施している。

なお、市における地域分権とは、小学校区（活動状況に応じて中学校区）を基本に、行政、地域、市民、事業者等が役割を分担して、身近な地域のまちづくりを進めやすくしていくこと、と定義されている（注）。八尾市第5次総合計画において、各地域が必要な支援（人、組織、資金、活動拠点、情報等）を充実させる事業を計画し、実行している。

（注）市が進めている「地域のまちづくり」の取り組みを総称して市では「地域分権」と呼んでいることから、当報告書では「地域のまちづくり」を「地域分権」と記載している。

具体的には主に次の取り組みを実施しており、全国においても先進的な事例として注目を浴びている。

番号	項目	概要
1	「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の制定	市民参画と協働のまちづくりを進めるための考え方や制度を定めたもの。平成 18 年 6 月より施行。
2	校区まちづくり協議会の設置	各小学校区を「地域」の基本単位として、住民が「わがまち意識」を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色を活かして、身近な地域の課題を解決するための組織として、地域に係る各種団体が参画してできた組織（詳細は本報告書№ 1 八尾市校区まちづくり交付金 参照）。平成 22 年度から準備に取り組み、平成 25 年 11 月末にすべての校区で「校区まちづくり協議会」へと移行された。
3	「わがまち推進計画」の策定	校区まちづくり協議会を中心とする地域が主体となって地域のまちづくりや地域活動を進めていくために、地域住民の想いやまちづくりの方向性等をまとめたもの。平成 24 年度から各地域で随時作成され、その後改定されている。
4	校区まちづくり交付金（地域予算制度）	「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、補助率を設けない交付金として、校区まちづくり協議会が作成した「わがまち推進計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を目的として平成 25 年度から開始（詳細は本報告書№ 1 八尾市校区まちづくり交付金 参照）。
5	コミュニティ推進スタッフの配置	地域のまちづくりをサポートするスタッフとして配置。市内の概ね中学校区単位で 1 名を配置。
6	地域担当制度の設置	地域のまちづくりを推進するために市職員を配置。八尾市第 5 次総合計画における「八尾市全体のまちづくり」と「地域のまちづくり」の両方の視点で市民とともに小学校区を基本とする身近な地域のまちづくりを支援していくため、平成 23 年度から導入。

（３）地域分権制度実現の主力なツールとしての補助金

地域分権制度の推進にあたっては、様々な手法で推進することとなるが、補助金もその重要な手法の一つとなっている。上記「（２）八尾市における地域分権制度の概要」にて紹介した「校区まちづくり交付金」等、各種補助金制度が地域分権推進にあたり、重要な手法となっている。

市が目指す「八尾スタイルの地域分権」を実現する重要な一手法として補助金が位置付けられている。

こうした状況を受けて、当報告書においては地域分権推進制度の推進に係る補助金を重点的に検討対象としたため、地域分権推進に関連する補助金として、他補助金等とは分けて報告する。

《地域関連推進補助金》

【１】八尾市校区まちづくり交付金

１．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	コミュニティ政策推進課 (市民ふれあい課)		
補助金・負担金等の名称	八尾市校区まちづくり交付金					
補助金・負担金等の目的	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に基づき、校区まちづくり協議会が作成した「わがまち推進計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を行うことで地域分権の推進を目的としている。					
効果測定の方法	校区まちづくり交付金を活用した事業数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例 八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則 八尾市校区まちづくり交付金の手続きに関する要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	わがまち推進計画に基づいて実施する地域活動に係る経費 【謝金・旅費・消耗品費・食糧費(お茶・水のみ)、燃料費、原材料費、備品、委託料(専門性・高度な知識が必要な場合の業務)、工事費、光熱水費、修繕費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、保守点検費、雑費】					
交付先	校区まちづくり協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10(上限有)					
交付手続フロー	交付申請→審査→交付決定→振込(前金払)→変更申請等(必要な場合)→事業の実施・完了→実績報告→戻入(実績報告額が申請額を下回った場合)					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位:人)	2		年間関与時間 (単位:時間)	500	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位:千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	56,500	56,500	56,500	78,900	78,900	79,350
最終予算額	56,500	56,500	56,500	78,900	78,900	
交付実績額	51,317	51,789	53,332	74,220	73,597	
交付件数 (単位:件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 *
	27	28	28	28	28	28

* 平成 30 年度の交付件数については、予定件数を記載。以下同様。

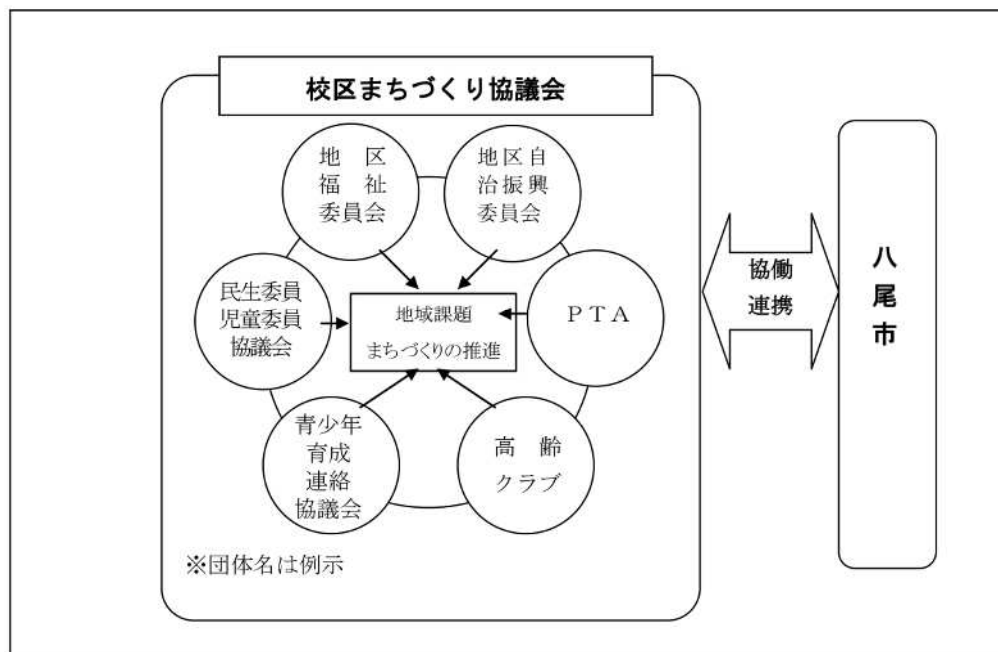
（１）校区まちづくり協議会とは

校区まちづくり協議会とは、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき設置された協議体であり、地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進するために設立されたものである（「八尾市市民参画と協働のま

ちづくり基本条例」第 10 条の 2 第 1 項）。

各小学校区を「地域」の基本単位として、地域に関わる各種団体が参画して構成される組織であり、市内の全 28 校区で校区まちづくり協議会が設立されている。

【校区まちづくり協議会のイメージ】



（出所：八尾市「校区まちづくり協議会活動の手引き」（平成 30 年 4 月現在））

校区まちづくり協議会では、地域のまちづくりの方向性を定めた「わがまち推進計画」を作成し、住民間で共有を行っている。現在の「わがまち推進計画」の計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までである。

校区まちづくり協議会設立の背景には、全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化による、人のつながりの希薄化がある。地方分権が進む一方で、全国的に自治会・町内会等への加入率が低下し、新たな地域コミュニティのあり方について検討する必要があった。

そのような状況下で、市では全国に先駆けて平成 22 年度より校区まちづくり協議会設立準備会の設立が始まり、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて準備会から移行され全 28 校区で校区まちづくり協議会が設立された。校区まちづくり協議会は、八尾市が目指す「地域分権」の姿である、「それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもと協力しあい、自らの思いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている」という「八尾スタイルの地域分権」を実現するための重要な役割

を担っている。

(2) 校区まちづくり交付金とは

校区まちづくり交付金は、上述の校区まちづくり協議会が作成した「わがまち推進計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を目的として交付されるものであり、各校区まちづくり協議会に対して交付される。校区まちづくり交付金は補助率が設けられておらず、均等割、人口割、各種加算によって金額が決定される（「八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則」第5条）。

校区まちづくり交付金を申請するためには、校区まちづくり協議会で年度ごとの事業計画や収支予算書の作成が必要であり、交付金上限額の内訳は以下のとおりである。

区 分	交付金の上限額
均等割額	1 協議会につき、500,000 円とする。
人口割額	1 協議会にき、次の各号に掲げるその校区を構成する地域の人口総数（前年 9 月末日現在）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 1 . 5,000 人未満 1,000,000 円 2 . 5,000 人以上 10,000 人未満 1,250,000 円 3 . 10,000 人以上 15,000 人未満 1,500,000 円 4 . 15,000 人以上 1,750,000 円
加算額	事業の目的が下表の各号に掲げる事業に合致すると認められる場合は、1 協議会につき、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

【加算項目・加算額について】

加算項目名称	要件・内容	取り組み例	加算額
1 . 安全安心	防犯カメラの設置のほか、地域の安全・安心に関する取り組みを行うこと。 ただし、防犯カメラ 1 台以上の設置が必要。（設置とは、新設または更新をいう） 加算対象となった場合、備品上限額 60 万円（税込）が上乗せ。	・ 防犯カメラ設置 ・ 見守り活動 ・ 防災訓練 ・ 交通安全講習会	80 万円 （税込）

加算項目名称		要件・内容	取り組み例	加算額
その他の加算	2.健康増進	広く住民を対象とする健康増進の取り組みを行うこと。	・健康まつり ・ニュースポーツ体験 ・体力測定会	15万円 (税込)
	3.次世代育成	将来のまちづくりを担う青少年・子どもを対象とした取り組みを行うこと。	・世代間交流事業 (グラウンドゴルフ大会、夏祭り等)	
	4.情報発信	校区まちづくり協議会を広く住民に知ってもらえるような情報発信の取り組みを行うこと。	・情報誌の全戸配布 ・インターネット上の情報発信	
	5.組織基盤強化	老若男女を問わず新たな担い手の確保等組織の基盤強化に向けた取り組みを行うこと。	・若い世代が関心をもつきっかけになるような講座・研修 ・他市及び他校区の視察 ・町会加入促進 ・NPO法人設立等	
	6.協働広がり	他校区、市民活動団体、事業所、社会福祉施設等との協働の取り組みを行うこと。	・青色防犯パトロールの他校区との共同運行 ・市民活動団体や事業所等がふれあいまつりに参画	

(出所:「八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則」第5条をもとに監査人が作成)

また、交付金の対象となる経費は以下のとおりである。

交付対象となる経費	交付対象となる経費の具体例
1.謝金	外部講師・指導者への謝礼等
2.旅費	・講師、指導者の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 ・校区まちづくり協議会主催の研修における交通費の実費(借上げバス・高速代等) ・市主催の校区まちづくり協議会を対象にした連絡会・研修会について、公共交通機関利用時の交通費実費及び自家用車の交通費相当分

交付対象となる 経費	交付対象となる経費の具体例
	(市が規定する各小学校 市役所までの距離(1 Km 未満は切り上げ) × 20 円 / Km)
3. 消耗品費	事業・管理において必要と認められる物品の購入費用 [単価 3 万円未満 (税込)]
4. 食糧費 (お茶・水のみ)	・ 研修等の講師用 ・ 清掃活動やイベント準備従事者等の体調管理のための水分補給用 [上限 5 万円 (税込)] お茶・水以外の食糧費は交付対象外。
5. 燃料費	プロパンガス等使用料や青色防犯パトロールの燃料費等
6. 原材料費	・ 工作教室等の材料費 ・ 防災訓練で使う食材費等 飲食が主たる目的である場合の食材費は交付対象外。
7. 備品 (単年度)	事業を継続的に実施するために必要な器具・備品 [単価 3 万円以上 45 万円以下 (税込) 上限 90 万円 (税込)] 安全安心加算が適用された場合、60 万円が上乗せされ 150 万円 (税 込) が上限となる。
8. 委託料	法令の定めがある場合や専門性・高度な知識が必要な場合の業務 校区まちづくり協議会の主体性がなくなるような場合(例: 事業の 企画・運営)は認められない。
9. 工事費	備品等の設置に関する工事費用
10. 光熱水費	事業実施や維持管理にかかる光熱水費
11. 修繕費	備品等の修繕に関する費用
12. 印刷製本費	募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、プログラム等のコ ピー代や冊子作成のための印刷製本費等
13. 通信運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付・運搬するための切手 代や物品宅配便料等
14. 保険料	参加者用傷害保険料・青色防犯パトロールの車両保険料等
15. 使用料及び 賃借料	会議室、施設の使用料・施設入場料等
16. 保守点検費	A E D や防犯カメラ等の保守点検
17. 雑費	振込手数料やクリーニング代等交付対象となる経費例にあてはまら ない少額のもの

(出所:「平成 30 年度 八尾市校区まちづくり交付金の手引き」をもとに監査人が作成)

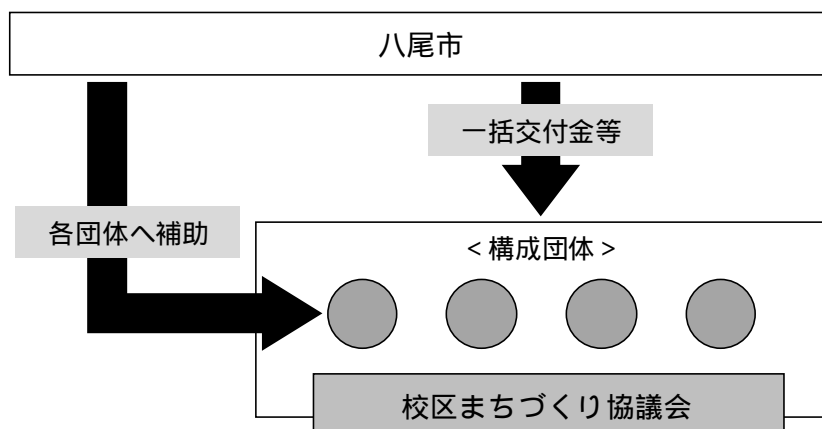
なお、同一の活動に対する二重交付を防止するため、国、府、市等から他の補助金等の交付を受けている事業に対しては、交付金が充当できないこととされている。

(3) 既存組織との関係について

校区まちづくり協議会の設立以前から、市では各地域で活発に地域活動は行われており、その中心を担っていたのは主に町会（自治会）や町会を取りまとめる地区自治振興委員会、地区福祉委員会等である。これらの既存団体の活動支援や、既存団体が実施している地域活動に横断的に取り組む等のコーディネート的な役割を担うのが、校区まちづくり協議会である。校区まちづくり協議会の設立から約5年が経過したが、既存団体の活動だけでは実現困難であった様々な活動（例えば、校区全住民を対象とした防災訓練やふれあい祭り）が始まっている。会員組織である既存団体の枠組みを超えて、その非会員も含めた校区の全住民を対象とした活動を実施することのできる校区まちづくり協議会の役割は、今後ますます大きくなることが予測される。

一方、校区まちづくり協議会に参画している既存団体も、それぞれ団体独自の活動を継続しているため、校区まちづくり交付金とは別に、補助金制度も継続している（「八尾市自治振興委員会補助金」（補助金 No. 5）、「八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金」（補助金 No. 6）等）。

【市から地域に対する財政的支援のイメージ】



（出所：総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」（平成30年3月）をもとに市と協議して監査人が作成）

(4) 校区まちづくり協議会の課題について

(1) にも記載したとおり、全国的に、人口減少や少子高齢化、核家族化による人のつながりの希薄化、また、自治会・町会の加入率低下といった課題がある中、市でも今後様々な形で発生するであろう地域課題を、校区まちづくり協議会におい

て住民同士で共有し、それぞれの地域状況に応じた対応策の検討・実施、あるいは住民が生きがいを持ち住み慣れた地域で暮らし続けるための新たな取り組みについて、実施していくことが期待されている。また、その際には、既存団体や地域住民がそれぞれの経験や強みを持ちより、連携を深めながら、課題解決に取り組むことが必要である。

一方、校区まちづくり協議会の活動財源となっている校区まちづくり交付金の申請にあたっては、一定の事務作業が発生する。現状、校区まちづくり交付金の対象経費として、人件費は含まれておらず、これらの事務は構成団体内でボランティア（無償）によって行われている。これらの課題への対応として、校区まちづくり交付金の運用についての見直しが必要と考える。

２．監査の結果及び意見

（１）地域に対する他の補助金との関係の整理について

現状

校区まちづくり交付金以外の補助金のうち、地域活動等に充当されるものとして、「八尾市防犯灯整備補助金」(補助金 No. 2)「八尾市防犯灯電気料金等補助金」(補助金 No. 3)「八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金」(補助金 No. 4)「八尾市自治振興委員会補助金」(補助金 No. 5)「八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金」(補助金 No. 6)「八尾市高齢クラブ活動助成金」(補助金 No. 7)「地区青少年育成連絡協議会補助金」(補助金 No. 8)がある。

No.	補助金名	交付先
2	八尾市防犯灯整備補助金	八尾防犯協議会（町会）
3	八尾市防犯灯電気料金等補助金	八尾防犯協議会（町会）
4	八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金	市民団体等
5	八尾市自治振興委員会補助金	八尾市自治振興委員会（地区自治振興委員会）
6	八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会（地区福祉委員会）
7	八尾市高齢クラブ活動助成金	高齢クラブ連合会（単位クラブ）
8	地区青少年育成連絡協議会補助金	地区青少年育成連絡協議会

校区まちづくり協議会の構成団体は、これらの補助金を使って様々な地域活動を実施するとともに、校区まちづくり交付金を使って校区まちづくり協議会としての活動も行うという構造となっている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

地域活動についての補助金は、その地域で公益上必要と思われる活動について交付されるものである。

現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。

校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については既に一定整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化にもつなげることが必要である。

【 2 】八尾市防犯灯整備補助金

1 . 補助金の概要

所 管 部 局 / 課 名	部局名	—	課 名	危機管理課		
補助金・負担金等の名称	八尾市防犯灯整備補助金					
補助金・負担金等の目的	補助金を交付することにより、地域における犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりの推進を図るとともに、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	市内防犯灯数 L E Dを使った防犯灯に対する設置補助灯数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 56 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市防犯灯整備補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	町会（自治会）の防犯灯新設・取替えに対する補助事業を実施するための経費					
交付先	八尾防犯協議会					
補助率	10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→交付請求(概算払)→概算払→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2		年間関与時間 (単位：時間)	10	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	130,570	130,570	51,790	31,790	30,540	26,379
最終予算額	130,570	46,984	37,513	31,790	30,540	
交付実績額	117,673	44,483	37,262	29,216	25,053	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、町会が設置した防犯灯の設置費用について、一部を補助するものである。防犯灯については、各町会で必要と思われる場所に設置を行っているため、それを補助する目的で交付される補助金である。

なお、町会等が組織されていないエリアについて、近隣の町会が防犯灯を設置した場合にも補助の対象となる。

2 . 監査の結果及び意見

(1) 地域活動についての補助金及び交付金の整理について

現状

各町会で発生した費用等を八尾防犯協議会(八尾防犯協議会の詳細については補

助金№ 9 に記載) が取りまとめ、補助金についても八尾防犯協議会から各町会に対して配分されている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

平成 25 年度より校区まちづくり協議会が設立され、地域のまちづくりの方向性について定めている。校区まちづくり協議会は、これまで既存の団体が行ってきた地域活動の支援等を行っており、町会についても、地区自治振興委員会を通じて校区まちづくり協議会に参加している。校区まちづくり協議会と町会は相互補完の関係を構築しており、地域活動実施の基礎組織として町会はまちづくりの主要な役割を担っている。

現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。

本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会で実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。

【 3 】 八尾市防犯灯電気料金等補助金

1 . 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	—	課名	危機管理課		
補助金・負担金等の名称	八尾市防犯灯電気料金等補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾防犯協議会が、自治会(町会)及びこれに準ずると市長が認めたものが維持・管理している防犯灯に係る電気料金等を助成する事業について、八尾市が補助金を交付することにより、地域における犯罪の未然防止と安全で明るい町づくりに寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	市内防犯灯数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 3 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市防犯灯電気料金等補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	自治会(町会)の防犯灯電気料金に対する補助事業を実施するための経費					
交付先	八尾防犯協議会					
補助率	10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→交付請求(概算払)→概算払→実績報告→額の確定→請求→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	31,199	31,230	31,230	27,855	27,066	27,066
最終予算額	31,199	31,230	31,230	27,855	27,066	
交付実績額	26,560	25,053	26,038	25,188	27,052	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、町会が設置した防犯灯の電気料金について、一部を補助するものである。防犯灯は各町会で設置しており、防犯灯に係る電気代も町会が支払っているため、それを補助する目的で交付される補助金である。

2 . 監査の結果及び意見

(1) 地域活動についての補助金及び交付金の整理について

現状

本補助金については、各町会で発生した費用等を八尾防犯協議会が取りまとめ、補助金についても八尾防犯協議会から各町会に対して配分されている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。

【４】八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金

１．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	—	課名	危機管理課		
補助金・負担金等の名称	八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金					
補助金・負担金等の目的	地域の防犯・防災を推進するための事業及び市民活動に対する助成を通じて、安全・安心のまちづくりに資する自主的かつ積極的な市民団体等の活動の促進を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	助成申請団体数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市地域安全・安心のまちづくり基金運営規則 八尾市地域安全・安心のまちづくり基金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	講師等の謝金、旅費、物品購入費、ポスターやコピー等の印刷製本費、通信運搬費、保険料、会議室等の使用料及び賃借料					
交付先	市民団体等					
補助率	10/10					
交付手続フロー	交付申請→審査会→交付決定→交付請求(概算払)→実績報告→額の確定→交付請求(精算)→報告会					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	4	年間関与時間 (単位：時間)	110		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	7,500	7,500	7,500	6,000	6,000	4,500
最終予算額	7,500	7,500	7,500	6,000	6,000	
交付実績額	6,312	7,245	7,099	5,696	3,700	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	14	16	20	15	11	9

(１) 八尾市地域安全・安心のまちづくり基金とは

八尾市地域安全・安心のまちづくり基金とは、「八尾市地域安全・安心のまちづくり基金条例」に基づき設置された基金であり、地域の防犯・防災を推進するための事業及び市民活動に対する支援を目的に設立されたものである(「八尾市地域安全・安心のまちづくり基金条例」第 1 条)。

基金はふるさと納税を財源としており、地域の防犯・防災を推進するための事業及び市民活動に対する八尾市地域安全・安心のまちづくり基金事業助成金に使用されている。

(２) 八尾市地域安全・安心のまちづくり基金の現状

基金の過去 5 年間の残高推移は以下のとおりである。

【八尾市地域安全・安心のまちづくり基金の推移】

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年度当初残高	100,643	75,281	55,032	39,399	13,954
当年度増加額	116	5,241	10,247	463	3,700
当年度減少額	25,479	25,489	25,880	25,909	5,736
本助成金の支出による減少	7,262	6,360	7,293	7,147	5,736
その他の減少	18,217	19,129	18,587	18,761	0
年度末残高	75,281	55,032	39,399	13,954	11,917

基金残高は毎年度減少しているが、これは、平成 28 年度までは本助成金以外の、地域の防犯・防災を推進するための事業に対しても基金を充当していたためである。なお、平成 29 年度からは本助成金のみに使用されている。また、平成 30 年度以降は、本助成金の 1 件あたりの金額についても減額を行っているため、今後基金残高はほぼ横ばいになると思われる。

(3) 八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金について

本助成金は一定の要件を満たした市民団体等に交付されており、助成にあたっては、審査会による審査が行われている。

なお、平成 29 年度までは 1 事業につき 1 年あたり 500,000 円を上限として助成されていたが、平成 30 年度からは上限が 300,000 円とされている。

2 . 監査の結果及び意見

(1) 他の補助金との統合について

現状

本助成金は一定の要件を満たした市民団体等に交付されることとなっているが、実際には町会や地区自治振興委員会等の地域活動を行う市民団体に対する交付が多くなっており、平成 29 年度の交付 11 件全件がそのような団体に交付されている。町会や地区自治振興委員会は、本助成金を使用した活動以外にも、校区まちづくり交付金等を使用した防災・防犯に関する活動を行っており、財源にどちらを選択するかは各団体が判断している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本助成金の支給対象は、校区まちづくり協議会の構成団体と完全に一致しているわけではないが、結果として多くが重複している現状では、助成金、交付金の効果の検証が客観的に困難となるおそれがある。

地域活動に対する補助金等については、今後校区まちづくり交付金が中心的な役割を担っていくものと思われるため、本助成金については地域活動以外の活動を支給対象とするように整理を行うことが望まれる。例えば、より広域な活動を対象として助成することや、類似の補助金等との統合も視野に入れ、助成金の効果をより客観的にすることが望まれる。

【５】八尾市自治振興委員会補助金

１．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	コミュニティ政策推進課 (市民ふれあい課)		
補助金・負担金等の名称	八尾市自治振興委員会補助金					
補助金・負担金等の目的	自治会の組織率向上と健全育成並びに行政、地域、市民相互の連携強化等を図り、もって地域社会の健全発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。					
効果測定の方法	町会加入率					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 26 年		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市自治振興委員会補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	地区活動助成事業 自治会活動助成事業					
交付先	八尾市自治振興委員会					
補助率	委員会が毎年度 5 月 1 日付けで報告する加入自治会数及び加入世帯数に基づき、次に定めるところによる。この場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 次の算出方法に定める額を上限として毎年度予算に定める額とする。ただし、5 月 2 日以後に自治会が新設された場合(分割による新設を含む。)は、新設月からの月割りにより交付する。 地区活動助成事業 算出方法 (@6,500 × 自治会数) + (@5,000 × 自治会数) → 加入世帯が 100 世帯以上の自治会 1 件あたり 年額 6,500 円 → 加入世帯が 100 世帯未満の自治会 1 件あたり 年額 5,000 円 自治会活動助成金 算出方法 (@170 × 町会加入世帯数) → 自治会に加入している世帯 1 件あたり 年額 170 円					
交付手続フロー	団体から交付申請→補助金の額の確定→交付の決定→補助金の交付(概算払い)→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位:人)	4		年間関与時間 (単位:時間)	550	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位:千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	19,390	19,390	18,880	18,240	18,240	17,896
最終予算額	19,390	19,390	18,880	18,240	18,240	
交付実績額	18,637	18,368	18,215	18,035	17,865	
交付件数 (単位:件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 自治振興委員会について

八尾市自治振興委員会は、市内すべての町会（自治会）により構成されている市内最大の住民組織で、行政と町会（自治会）・住民とのパイプ役を果たしている。

主な事業は、以下のとおりである。

- ・住民自治の高揚を図るため、市の広聴・広報活動へ協力する。
- ・市政の実態を把握し、住民意思を市政に反映するよう努める。
- ・市や各種市民団体と協力して地域コミュニティづくりを進めるとともに、共通する問題の調査、研究、協議等を行う。
- ・その他、必要に応じて、市又は関係者等と自治問題について座談会等を行う。

八尾市自治振興委員会は、概ね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成され、地区自治振興委員会は傘下の町会（自治会）で構成されている（市ホームページより）。

平成 29 年度は 752 の町会が八尾市自治振興委員会に所属しており、町会加入率は 64.8%（住民基本台帳ベース）である。

(2) 自治振興委員会補助金について

本補助金は、地区自治振興委員会が実施する地区活動や、自治会が実施する活動を補助する目的で交付されており、自治会数や、自治会加入世帯数によって決められる。

【補助金の額】

ア．地区活動助成金

区 分	補助金の額
加入世帯が 100 世帯以上の自治会 1 件あたり	年額 6,500 円
加入世帯が 100 世帯未満の自治会 1 件あたり	年額 5,000 円

イ．自治会活動助成金

区 分	補助金の額
自治会に加入している世帯 1 件あたり	年額 170 円

また、交付金の対象となる経費は以下のとおりである。

費 目	経 費
地域行事協力費	地域の団体が行う行事への協賛金、負担金等
消耗品費	事務用品、文房具代、用紙代等
印刷製本費	コピー代、写真現像代、ポスター・ちらし・パンフレット・報告書等の印刷費

通信運搬費	活動資料の送料（郵便、宅配便）、電話代、活動に必要な物品・用具等の運送料等
使用料及び賃借料	会議室使用料、機器等の賃借料、会場設営費等
会議費	会議等におけるお茶代、弁当代等 （ 弁当代・お茶代は会議運営を行う上で必要なものに限る ）
原材料費	活動に必要な材料代、道具代等
研修費	研修会費用（バス借り上げ料、研修施設入場料、会場使用料、講師謝礼金、事務用品、研修先での弁当代、お茶代等） （ 弁当代・お茶代は研修を行う上で必要なものに限る ）
諸謝金	委員謝金、講師謝金、協力者謝金、原稿執筆謝金等 個人に対して支払う謝金
旅費	委員、講師等が会議や事業の開催場所までに要する交通費、宿泊費の実費に相当する額
保険料	賠償責任や傷害保険等
慶弔費	地区委員会の規定に基づき、自治振興委員へ支出される、見舞金、弔慰金等
雑役務費	振込（送金）手数料、両替手数料等

（「八尾市自治振興委員会補助金交付要綱」第５条をもとに監査人が作成）

２．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【 6 】 八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金					
補助金・負担金等の目的	地域の高齢者、障がい者（児）及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を小地域で行う体制を整備・推進し、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	小地域ネットワーク活動のグループ援助活動参加者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	コミュニティワーカー設置費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	20		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【人件費】						
当初予算額	38,400	38,400	38,400	38,400	38,400	42,300
最終予算額	38,400	38,400	38,400	38,400	38,400	
交付実績額	35,315	36,227	33,485	36,227	35,315	
【事業費】						
当初予算額	15,423	15,423	15,423	18,776	18,771	19,699
最終予算額	15,423	15,423	15,423	18,776	18,771	
交付実績額	15,423	15,423	15,423	18,776	18,771	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 小地域ネットワーク活動とは

小地域ネットワーク活動は平成 10 年から小地域（近隣）での住民同士の支えあい活動として、全国的にも大きな広がりを見せている活動であり、大阪府下すべての市町村で実施されている。この活動は、各地域の福祉委員会が中心となり、高齢者や障がい者等の援助を必要とする人が、地域で安心して暮らしていけるよう見守り支援体制をつくり、問題の早期発見、早期対応を行うことを目的としている。

活動は、要援護者（ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等）を対象として、地域で孤立することがないよう見守りのネットワークを構築する個別援助活動と要援護者に、コミュニティセンターや集会所等に集まっていた

だき、交流と親睦を深めるためのグループ援助活動から成る。両者の具体的な活動は以下のとおりである。

個別援助活動	グループ援助活動
・見守り、声かけ訪問活動 ・家事援助活動 ・介護、介助援助活動 ・軽作業援助活動 ・ガイドヘルプ活動 ・介護用具、自助具リフォーム活動 ・配食サービス活動 ・その他市長が求めた活動	・ふれあい食事サービス活動 ・ミニデイサービス活動 ・いきいきサロン活動 ・地域リハビリ活動 ・世帯間交流活動 ・子育て支援活動 ・その他市長が認めた活動

(2) 地区福祉委員会とは

地区福祉委員会は、社会福祉法人八尾市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」）という）を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織である。市内各地区の以下の住民組織で構成され、概ね小学校区を単位として、現在 32 か所に設定されている。

（構成団体）

・自治振興委員会 ・赤十字奉仕団 ・赤十字奉仕団婦人部 ・高齢クラブ
 ・地区女性会 ・PTA ・子ども会育成会 ・保護司会 ・更生保護助成会等
 の地域団体 ・民生委員児童委員 等

第 3 次地域福祉計画策定にあたっての地区福祉委員会委員長ヒアリング資料（第 3 次地域福祉計画資料編参照）によると、地区福祉委員会委員長は「担い手の人材不足が喫緊の課題となっている。」さらに、「委員長等一部の担い手への活動負担の偏りや業務量過多といった問題をはじめ、地域住民の福祉課題に対する認識・理解不足等も相まって、担い手の世代交代や後継者不足といった問題も深刻になっている。」と認識されている。

(3) 小地域ネットワーク活動推進事業補助金について

本補助金は、地域の高齢者、障がい者(児)、及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支えあい、助け合い活動を小地域で行う体制を整備・推進し、もって地域福祉の推進に寄与することを目的として、社会福祉協議会に対して交付される。

本補助金は 3 つの項目から成り、八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱別表 1 において、項目ごとの事業内容、補助基準額、対象経費が定められている。なお、小地域ネットワーク活動推進事業は、当初、大阪府の補助金事業で

あったことから、補助金のスキームは大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金交付要綱の内容を踏襲している。また、平成 27 年度に、これまで地区福祉委員会へ八尾市地域福祉住民活動育成事業補助金として一律交付していた補助金を廃止し、地域ごとの人口によって補助金額を増減した額を補助金の小地域・地区福祉委員会等事業活動費の項目に加算している。

項目及び事業内容	平成 30 年度改正点	平成 29 年度 交付額
1. 小地域・地区福祉委員会等事業活動費		
・地区福祉委員会の運営及び委員の研修等 ・地区福祉委員会が主体となって、近隣住民等の参加・協力を得て実施する下記の事業 (ア)個別援助活動 (概ね週 2 回以上) (イ)グループ援助活動 (概ね週 2 回以上)	—	17,375 千円
2. 小地域・地区福祉委員会等活動支援事業費		
社協が地区福祉委員会活動の組織化及び指導・育成並びに活動支援を目的として次の事業を実施する。 ・地区福祉委員会の活動に対する助言指導 ・地区福祉委員会関係者の研修会、交流会 ・小地域活動で使用する備品の貸し出し ・関係資料の作成及び情報提供等	—	896 千円
3. 小地域・コミュニティワーク活動事業費		
(1) コミュニティワーカー設置費		
社協が小地域ネットワーク活動を推進するため、関係機関等との連絡調整を行ったり、地域住民の福祉活動を促進するためのボランティアの指導・育成等を行うコミュニティワーカーを設置する。	人件費単価の見直し (社会福祉協議会の直近の人件費を参照し、付帯人件費、退職積立金等含めた全体の人件費合計額より平均値を算出し算定)	35,315 千円
(2) コミュニティワーカー活動費		
社協が小学校区単位での小地域ネットワークを推進するため、次の事業を実施する。	地域拠点や関係機関等との連携し、個別	500 千円

・関係団体・機関等の参画を得た「小地域ネットワーク推進委員会」 ・住民への広報・啓発等	支援等の課題を共有することにより、地域住民による地域活動につなげる事業を追加	
--	--	--

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【 7 】 八尾市高齢クラブ活動助成金

1 . 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	高齢介護課		
補助金・負担金等の名称	八尾市高齢クラブ活動助成金					
補助金・負担金等の目的	高齢クラブ活動を通じて高齢者の生きがいづくりや健康づくりの支援を行う。					
効果測定の方法	高齢クラブ加入率					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 52 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市高齢クラブ活動助成金交付要綱 八尾市高齢クラブ活動事業運営要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	1 老人クラブが行う友愛訪問活動、清掃奉仕活動、地域見守り活動等に必要な報償費、賃金、旅費、需要費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 2 八尾市高齢クラブ連合会が行う活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業、活動支援体制強化事業等に必要な給料。職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需要費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料					
交付先	高齢クラブ連合会及び単位クラブ					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	50		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	9,484	9,412	9,676	9,628	9,436	9,412
最終予算額	9,484	9,412	9,676	9,628	9,436	
交付実績額	8,355	8,932	9,141	9,464	8,822	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度 連合会 1 (単位クラブ含む)	平成 26 年度 連合会 1 (単位クラブ含む)	平成 27 年度 連合会 1 (単位クラブ含む)	平成 28 年度 連合会 1 (単位クラブ含む)	平成 29 年度 連合会 1 (単位クラブ含む)	平成 30 年度 連合会 1 単位クラブ：128

(1) 単位高齢クラブ及び高齢クラブ連合会について

単位高齢クラブ(以下、「高齢クラブ」という)及び高齢クラブ連合会(以下、「連合会」という)は、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的としている。

高齢クラブは市内に居住する 60 歳以上のもので組織されており、1 クラブ 30 人以上の会員で組織されている。

一方、連合会は市内の高齢クラブによって組織されており、高齢クラブは連合会の活動の下支えを行っている。

(2) 事業内容について

高齢クラブ及び連合会は以下の事業を実施している。

高齢クラブ事業	友愛訪問活動 清掃奉仕活動 地域見守り活動 教養講座開催事業 スポーツ活動 その他（高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動）
連合会事業	活動促進事業 健康づくり、介護予防支援事業 地域支え合い事業 若手高齢者組織化・活動支援事業 市町村老連活動支援体制強化事業
先進的取組事業	高齢クラブ及び連合会における上記 2 つに関する事業であって、大阪府あるいは市が推進する広域的かつ先導的な取り組みである事業

(3) 八尾市高齢クラブ活動助成金とは

本助成金は連合会に所属する高齢クラブ及び連合会の事業に対して交付するものであり、連合会に所属していない高齢クラブへは交付の対象外となっている。

交付基準は以下のとおりであり、平成 30 年度から変更がなされている。

平成 29 年度まで	高齢クラブ：30 人以上 年額 24 千円 連合会：年額 2,500 千円 先進的事業に対し 1 事業 2,000 千円以内 身体障がい者をもって組織するクラブ： 60 人以上 年額 48 千円、30 人以上 年額 24 千円
平成 30 年度から	高齢クラブ：1 年度につき、次の会員数区分により算出した額 （ 1 ）20 人以上 29 人以下のクラブ 年額 10 千円 （ 2 ）30 人以上 49 人以下のクラブ 月額 2,000 円 × 月数 （ 3 ）50 人以上のクラブ （月額 2,800 円 + 50 人以上 10 人増えるごとに月額 400 円を加算した額）× 月数 ただし、年額 100 千円を上限とする。

	連合会：事業運営要綱第４条の各号に掲げる事業ごとに、１事業につき２,０００千円を上限とする。 ただし、合計５,０００千円を上限とする。
--	---

２．監査の結果及び意見

（１）履行確認について

現状

平成 29 年度において、先進的取り組み事業を除き一律の金額の助成金が高齢クラブ及び連合会に交付されている。また、高齢クラブへの交付は連合会を通じて交付されている。そのため、高齢クラブは、事業完了後 30 日以内に高齢クラブ活動実績報告書に、関係書類を添えて連合会会長に提出している。連合会会長は、高齢クラブの実績報告書の提出を受け、連合会の活動報告とあわせて高齢クラブ活動助成金実績報告書を作成の上、単位高齢クラブ事業の状況の一覧及び先進的取り組み事業費積算資料（決算）を添えて市へ提出している。また市は高齢クラブ及び連合会に対して、活動に係わる収支及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業終了後 10 年間保管しておくよう指示しているとのことである。

平成 30 年度からは、「補助対象経費及び助成金の額」及び高齢クラブの「実績報告」の方法が見直され、八尾市高齢クラブ活動助成金交付要綱が改正されている。具体的には、補助対象経費及び助成金の額は「本要綱別表における限度額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する」ことに、高齢クラブの実績報告は高齢クラブへの助成金の交付を市が直接行うことに改めたことに伴い、市が直接提出を受けることに見直された。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

平成 29 年度において、市は連合会事業実績報告書については、添付資料である「平成 29 年度高齢クラブ連合会補助金対象経費明細（決算）」の金額を決算書と確認しているが、高齢クラブについては高齢クラブ連合会の取りまとめた「単位高齢クラブ事業の状況」の一覧を入手しているのみで、この資料の対象経費の支出額と関係帳簿及び証拠書類との確認は実施していない状況であった。平成 29 年度までは一律の金額の助成金を交付していたが、平成 30 年度からは助成金の金額の決定に実支出額が影響してくるため、実績報告書に記載の数値が正しいか確認すること

が重要である。したがって、高齢クラブから実績報告書の提出を受ける際、関係帳簿や証拠書類の提出も受け、実績報告書の記載内容の確認を行うべきである。

(2) 暴力団員等の確認について

現状

平成 30 年度から八尾市高齢クラブ活動助成金交付要綱は改正され、第 3 条において助成対象者は以下のように規定されている。

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、事業運営要綱第 2 条(1)及び(2)に掲げる組織とする。ただし、八尾市暴力団排除条例(平成 25 年八尾市条例第 20 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が会員である高齢クラブを除く。

市は高齢クラブに誓約書等の提出を求めているが、連合会が高齢クラブ設立や会員加入を認可する際に、補助金交付要件等を説明しており、面談等を通じて暴力団員等でないかの確認をしているとのことである。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

高齢クラブが新たに設立された場合は、連合会を通じて上述のとおりある一定の確認はなされているが、既存の高齢クラブについては現状の仕組みにおいて十分な確認ができていないと考えられる。

高齢クラブの会員の状況は毎年変化するため、毎年、新規、既存に係わらずすべての高齢クラブに会員の中に暴力団員等がないかの確認を実施させ、その報告を誓約書等で受けるべきである。

【 8 】八尾市青少年育成連絡協議会補助金・地区青少年育成連絡協議会補助金・
八尾市スカウト協会補助金・八尾市野外活動協会補助金

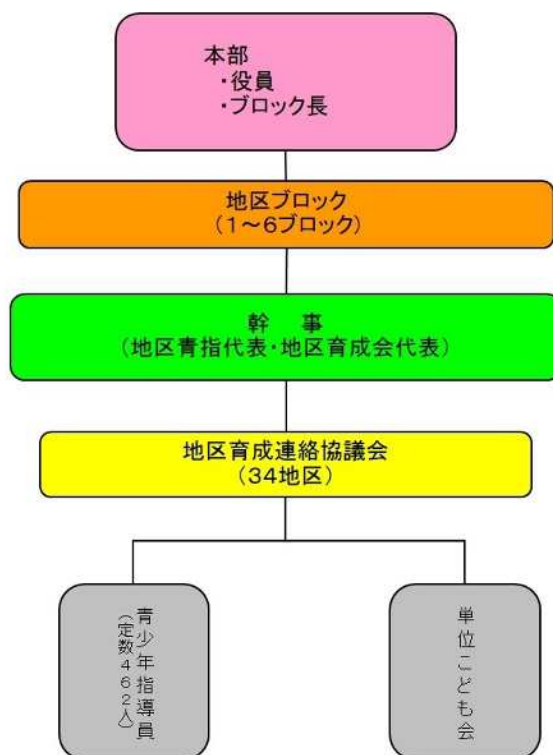
1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	青少年課		
補助金・負担金等の名称	八尾市青少年育成連絡協議会補助金・地区青少年育成連絡協議会補助金・八尾市スカウト協会補助金・八尾市野外活動協会補助金					
補助金・負担金等の目的	青少年の健全育成に係る団体の活動を促進することを通じて、次代を担う青少年の心豊かで健やかな育成を図っていくことを目的とする。					
効果測定の方法	団体の青少年健全育成に係る活動の実施状況を把握することによる					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 16 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市青少年育成連絡協議会補助金交付要綱 地区青少年育成連絡協議会補助金交付要綱 八尾市スカウト協会補助金交付要綱 八尾市野外活動協会補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	事業に係る経費					
交付先	八尾市青少年育成連絡協議会 地区青少年育成連絡協議会 八尾市スカウト協会 八尾市野外活動協会					
補助率	事業に係る経費の一部					
交付手続フロー	事業計画→内示→交付申請→交付決定→請求→実績報告→額の確定					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員(単位：人)	1	年間関与時間(単位：時間)	40		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622
最終予算額	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	
交付実績額	1,582	1,576	1,577	1,592	1,589	
交付件数(単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	35	35	35	36	36	35

(1) 八尾市(地区)青少年育成連絡協議会

八尾市(地区)青少年育成連絡協議会は、地域の青少年の健全な育成を目指して、設立された協議体である。当該組織は市内に居住又は勤務している人の中から推薦された青少年指導員と地域こども会の育成者が一体となって、毎月の定例会を通して相互の連絡や報告等の活動を実施している。具体的には、青少年指導員は小中学校区の巡回指導パトロールや青少年の教育環境の浄化等の活動に取り組んでいる。また、こども会は、地域において年齢が異なる児童同士のふれあいにより、児童の豊かな人格形成や社会性を身につける活動を行っている。そして、八尾市青少年育成連絡協議会としては、市と連携して全市域を対象とする「親善ソフトボール大会」、「親善つな引き大会」等スポーツを通じた親善事業を行うとともに、文化・芸能の

活動発表の場としての「こどもフェスティバル」等を実施している。



(出所：八尾市ホームページより)

(2) 八尾市スカウト協会

八尾市スカウト協会は、市におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的として、市内のボーイスカウト活動を主催している。本補助金は、八尾市スカウト協会が主催する史跡パトロールやキャンプ等を行うための事業経費を対象として補助を行うものである。

(3) 八尾市野外活動協会

八尾市野外活動協会は、野外活動や自然活動体験、グループ活動を通じて青少年の健全な育成に寄与することを目的として、市内の野外活動を主催している。本補助金は、八尾市野外活動協会が主催し、青少年の健全育成に資する事業に対して補助を行うものである。

(4) 各補助金額の実績について

平成 29 年度の各補助金の実績額は以下のとおりである。

補助金名	平成 29 年度補助実績額
八尾市青少年育成連絡協議会補助金	135,000 円
八尾市地区青少年育成連絡協議会補助金	1,433,491 円
八尾市スカウト協会補助金	20,000 円

2 . 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

八尾市青少年育成連絡協議会補助金交付要綱、地区青少年育成連絡協議会補助金交付要綱、八尾市スカウト協会補助金交付要綱において、補助対象経費の規定がなく、対象経費の範囲が明確に定められていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがある。したがって、補助対象経費の範囲を交付要綱に明記すべきである。

《その他の補助金・負担金等》

【 9 】 八尾防犯協議会補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	—	課名	危機管理課		
補助金・負担金等の名称	八尾防犯協議会補助金					
補助金・負担金等の目的	補助金を交付することにより、市が推進する犯罪のない安全なまちづくり施策の実効性を高め、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	街頭犯罪認知件数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 50 年度以前	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市防犯協議会防犯事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	消耗品費、印刷製本費、報償費、食糧費、分担金					
交付先	八尾防犯協議会					
補助率	10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→交付請求(概算払)→概算払→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	981	981	981	981	981	981
最終予算額	981	981	981	981	981	
交付実績額	981	981	981	981	962	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

八尾防犯協議会は、市内の犯罪の予防及び少年非行防止の推進のために、市が設立した協議会であり、各町会の防犯委員や議会の代表者、市民団体等で構成されている。

協議会の収入は、9 割以上が補助金であり、特殊詐欺啓発物品(のぼり、メモ帳、ファイル等) の作成、夜警詰所訪問、自転車盗難防止啓発物品の作成等を行っている。また、大阪府内の市町村の防犯協議会等で構成される、大阪府防犯協会連合会への分担金も本補助金から支出されている。

なお、市の危機管理課が事務局を担っていることから、補助金に人件費相当額は含まれていない。

２．監査の結果及び意見

（１）補助対象経費の明確化について

現状

補助金の補助対象経費については、八尾市防犯協議会防犯事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第５条において定義されているものの、「犯罪予防及び少年非行防止活動の推進を目指し実施する事業」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第５条 補助金の交付の対象となる補助事業の区分、補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の区分

犯罪予防及び少年非行防止活動の推進を目指し実施する事業

（２）補助事業の内容

地域防犯事業

（３）補助対象経費

防犯予防及び少年非行防止活動の推進を目指し実施する事業

補助対象経費の妥当性については、補助金交付申請時に提出される補助事業に係る経費配分等収支予算書にて、不適切と思われる経費が含まれていないかについての確認が行われている。

なお、平成 29 年度は会議費、事務費（消耗品費等）、事業費（印刷費や謝金等）、分担金等に主に使用されており、不適切と思われる経費は含まれていなかった。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が申請・交付されるおそれがある。そのため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきである。

【10】一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	人権政策課		
補助金・負担金等の名称	一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金					
補助金・負担金等の目的	人権施策の円滑な実施を図り、市の都市づくりの基本理念である人権尊重の社会づくりを推進し、住民福祉の向上に寄与すること目的とする。					
効果測定の方法	人権施策に寄与する活動実績					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 44 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市人権協会運営費助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	一般財団法人八尾市人権協会が実施する人権施策に関する事業を実施するうえで必要となる事務所経費、人件費、事業費及び会議費					
交付先	一般財団法人八尾市人権協会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→1回目請求→1回目概算交付→2回目請求→2回目概算交付→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員(単位：人)	3	年間関与時間(単位：時間)	45		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位：千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379
最終予算額	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	
交付実績額	9,379	9,379	9,379	9,376	9,376	
交付件数(単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、八尾市第 5 次総合計画において掲げられた「人権の尊重と平和を希求する共生社会の実現」を達成することを目的とし、人権尊重の社会づくりを推進している一般財団法人八尾市人権協会（以下、「人権協会」という）に対し、予算の範囲内で交付するものである。

人権協会においては主に以下の事業を実施することを通して人権尊重の社会づくりを推進している。

- ・各種委員会（人権・教育・福祉等に関する協議会）への参画
- ・地区人権コーディネート事業（人権研修への講師派遣等）
- ・人権相談事業
- ・人権問題に関する調査研究

２．監査の結果及び意見

（１）補助対象経費の明確化について

現状

運営費助成金の助成対象経費については八尾市人権協会運営費助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第５条において定義されているものの、人権施策に関する事業全般に係る事務所経費、人件費、事業費及び会議費という内容にとどまっており、補助対象経費の具体的な科目までは明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第５条

- １ 運営費助成金の交付対象は、人権協会が実施する人権施策に関する事業全般及び市長が必要と認める事業とする。
- ２ 助成対象経費については、前項の事業を実施するうえで必要となる事務所経費、人件費、事業費及び会議費とする。
- ３ 助成金額については、予算に定める金額の範囲内とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象経費を詳細な勘定科目ごとに明記することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

【11】世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	人権政策課		
補助金・負担金等の名称	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金					
補助金・負担金等の目的	運営助成金を交付することにより、世界人権宣言の精神を広めるとともに人権尊重のまちづくりを進め、市民一人ひとりの人権が守られる社会の実現を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	世界人権宣言等の人権に寄与する活動実績					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	世界人権宣言八尾市実行委員会が実施する人権尊重のまちづくりの推進に関する事業を実施するうえで必要となる事務経費、事業費及び会議費					
交付先	世界人権宣言八尾市実行委員会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→請求→概算交付→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員(単位：人)	3	年間関与時間(単位：時間)	45		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
最終予算額	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	
交付実績額	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	
交付件数(単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、八尾市第 5 次総合計画において掲げられた「人権の尊重と平和を希求する共生社会の実現」を達成することを目的とし、世界人権宣言の精神を広めるとともに人権尊重のまちづくりを進める世界人権宣言八尾市実行委員会(以下、「世人やお」という)に対し、予算の範囲内で交付するものである。

「世人やお」においては以下の事業を中心に各種人権啓発活動を実施することを通して人権尊重の社会づくりを推進している。

- ・世界人権宣言パネル展の開催
- ・人権フェスティバル(ひゅーまんフェスタ)の運営
- ・世界人権宣言周年事業
- ・人権啓発事業への支援等

２．監査の結果及び意見

（１）補助対象経費の明確化について

現状

運営費助成金の助成対象経費については世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第５条において定義されているものの、人権尊重のまちづくり推進に関する事業全般に係る事務経費、事業費及び会議費という内容にとどまっており、補助対象経費の具体的な科目が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第５条

- １ 運営費助成金の交付対象は、世人やおが実施する人権尊重のまちづくりの推進に関する事業全般及び市長が必要と認める事業とする。
- ２ 助成対象経費については、前項の事業を実施するうえで必要となる事務経費、事業費及び会議費とする。
- ３ 助成金の額は、予算に定める金額の範囲内とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象経費を勘定科目ごとに明記することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

（２）補助対象委員会のモニタリングについて

現状

「世人やお」の自助努力として会費収入の獲得が挙げられており、季刊誌における会員募集やホームページでの活動報告等を通じた会員募集を行っている。しかし、ホームページにおけるお知らせ以外の活動内容や活動報告に関しては平成 25 年度で更新が止まっている状態であった（平成 30 年 11 月 21 日現在）。

所管課である人権政策課としては助成対象となっている年 4 回の季刊誌への掲載を通して会員募集活動の状況について確認されているが、ホームページの内容確認までは行っていない状況であった。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

運営費として助成金を交付する以上、市としては助成事業者に対し運営費助成額の削減努力を促す責任があると考えられる。ウェブ上で活動報告を継続的に発信することは会員募集の一つの方法として有用であると考えられるため、市として運営費助成対象の「世人やお」が適時に活動報告を発信しているかについて、ホームページの内容確認等を通してモニタリングを実施すべきである。

【12】人権擁護委員八尾地区委員会補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	人権政策課		
補助金・負担金等の名称	人権擁護委員八尾地区委員会補助金					
補助金・負担金等の目的	市が「人権擁護委員八尾地区委員会」に対し、補助金を交付することにより、人権擁護活動を促進し、もって基本的人権を尊重する思想の普及高揚を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	市内での人権擁護活動実績 定例会、いじめをなくそう！人権教室、人権の花運動、人権週間街頭啓発活動					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 44 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	人権擁護委員八尾地区委員会補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	基本的人権の擁護に関連する図書購入費 委員研修費（交通費、宿泊費、施設見学費）					
交付先	人権擁護委員八尾地区委員会					
補助率	基本的人権の擁護に関連する図書購入費の最大 10/10、 委員研修費（交通費、宿泊費、施設見学費の一部）の最大 10,000 円/人					
交付手続フロー	交付申請書→交付決定→概算払い→実績報告→確定→精算					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	20		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	340	340	340	340	340	340
最終予算額	340	340	340	340	340	
交付実績額	254	248	248	278	258	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は八尾市第 5 次総合計画における施策「人権意識の高揚と差別のない社会の推進」を図ることを目的として、人権擁護活動を実施する人権擁護委員八尾地区委員会（以下、「委員会」という）に対して予算の範囲内で交付するものである。

人権擁護委員は人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱した民間ボランティアであり、各市町村に配置されている。

補助金の対象となっているのは委員会の実施する人権擁護委員研修事業であり、事業で発生する参考図書購入費用や研修会における交通費、宿泊費、施設見学費であり、補助金交付に係る実績報告の際には請求書・領収書等により内容を確認している。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【13】公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	文化国際課		
補助金・負担金等の名称	公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金					
補助金・負担金等の目的	補助金を交付することにより、市の国際化に寄与するとともに、広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	補助金実績報告時に提出のある公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助事業実施報告書により確認を実施。また、国際交流センターにおける年間事業数及び事業参加者数を指標として効果を把握している。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 2 年	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	職員の人件費 事業費					
交付先	公益財団法人八尾市国際交流センター					
補助率	対象経費の内、人件費は 10/10、事業費は財政課査定による					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→請求→第 1 回交付(4 月以降)→第 2 回交付(10 月以降)→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	20		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	28,904	29,441	30,446	28,667	32,087	33,080
最終予算額	28,904	29,441	30,446	30,997	32,231	
交付実績額	27,734	28,866	27,886	30,996	32,230	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度 1	平成 26 年度 1	平成 27 年度 1	平成 28 年度 1	平成 29 年度 1	平成 30 年度 1

(1) 補助金について

本補助金は、市の国際化に寄与するとともに、広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とし、公益財団法人八尾市国際交流センター（以下、「国際交流センター」という）に対して、交付するものである。

国際交流センターは、市民、行政、企業及び各種団体等との連携を図りながら、グローバルな視野をもって積極的かつ多彩な国際交流を推進し、市の国際化に寄与

するとともに、広く市民に国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、もって国際平和に貢献することを目的とし、平成 2 年 8 月 30 日に設立された団体である。

補助対象経費は、センター運営経費のうち、職員の人件費、事業費、その他市長が必要と認めた費用の一部が対象である。

(2) 平成 28 年度の包括外部監査での指摘事項及び措置状況について

平成 28 年度の包括外部監査で、公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金については、以下のような意見がされている。

意見の内容（要旨）

平成 27 年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。

事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。

上述の意見に対して、市では交付要綱に事業費の補助対象経費を明記している。

しかし、管理人件費については補助金に依存している状態が続いており、現在も引き続き市で対応を検討しているところである。

国際交流センターは自主財源が非常に少なく、財源の 8 割以上を市の補助金に依存している。今後は、市内に住む外国人向けの事業について、例えば市から委託する等により、国際交流センターの自主財源を増やすことが重要となる。

2 . 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【14】八尾市地区集会所整備補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	コミュニティ政策推進課 (市民ふれあい課)		
補助金・負担金等の名称	八尾市地区集会所整備補助金					
補助金・負担金等の目的	自治会等が実施する地区集会所の整備に対し補助金を交付することにより、自治活動の拠点整備の推進と活発な市民活動の促進を図り、もって市民福祉の向上発展に寄与すること。					
効果測定の方法	整備補助金（建替え、修繕等）交付件数及び相談件数の総数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 45 年		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市地区集会所整備補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	(1)地区集会所用地の取得 (2)地区集会所の購入 (3)地区集会所の新築 (4)地区集会所の建替え (5)地区集会所の増改築等 (6)地区集会所の耐震診断					
交付先	自治会等					
補助率	対象経費の 5 / 10。ただし次のとおり限度額あり。 (1)地区集会所用地の取得 : 1,000 万円 (2)地区集会所の購入 : 750 万円 (3)地区集会所の新築 : 750 万円 (4)地区集会所の建替え : 750 万円 (5)地区集会所の増改築等 : 500 万円 (6)地区集会所の耐震診断 : 木造 10 万円、非木造 50 万円					
交付手続フロー	事業計画→交付申請→審査→交付決定→着手届→整備着手→整備完了→完了届→審査→交付金額確定→交付請求→補助金交付					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位:人)	2		年間関与時間 (単位:時間)	400	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額						

本補助金は町会等の所有する地区集会所の整備に対し、必要な費用の一部を補助するものである。補助の対象となる集会所は、概ね 100 世帯以上によって形成された町会等が保有するもので、集会に使用できる部分の床面積が 33 ㎡以上のものであり、集会所としての機能を果たすことのできるもののみが対象となる。

地域住民のコミュニティを支える集会所としては、町会所有の集会所の他に、市が所有するコミュニティセンター及び小学校区集会所があり、これらは校区まちづくり協議会の活動拠点として使用されている。

町会所有の集会所は、校区まちづくり協議会と補完関係にある町会単位での地域コミュニティのサポートを果たす重要な役割を担っており、町会活動を促進していくために必要なものとなっている。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【15】八尾市地区集会所家賃等補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部		課名	コミュニティ政策推進課 (市民ふれあい課)	
補助金・負担金等の名称	八尾市地区集会所家賃等補助金					
補助金・負担金等の目的	自治会等が地区集会所の家賃等を負担している場合において、当該自治会等に対し補助金を交付することにより、自治活動の拠点整備の推進と活発な市民活動の促進を図り、もって市民福祉の向上発展に寄与すること。					
効果測定の方法	家賃等補助金（地代、家賃等）交付件数及び相談件数の総数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 14 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市地区集会所家賃等補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	自治会等が負担する地区集会所の家賃等					
交付先	自治会等					
補助率	年度（4月1日から翌年の3月 31 日までの間）内に負担した対象経費の 5 / 10。ただし限度額は 30 万円。					
交付手続フロー	交付申請→審査→交付決定→実績報告→審査→交付金額確定→交付請求→補助金交付					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2		年間関与時間 (単位：時間)	400	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	2,822	3,422	2,522	2,188	2,315	2,197
最終予算額	2,822	3,422	2,522	2,153	2,315	
交付実績額	1,027	1,213	1,291	1,293	1,303	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	7	8	8	8	8	11

本補助金は町会等が地区集会所を賃貸している場合、家賃等の一部を補助するものである。補助の対象となる集会所は、「八尾市地区集会所整備補助金」(補助金 No.14)と同様、概ね100世帯以上によって形成された町会等が使用するもので、集会所に使用できる部分の床面積が33㎡以上のものであり、集会所としての機能を果たすことのできるもののみが対象となる。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【16】八尾市市民活動支援基金事業助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	人権文化ふれあい部	課名	コミュニティ政策推進課 (市民ふれあい課)
補助金・負担金等の名称	八尾市市民活動支援基金事業助成金			
補助金・負担金等の目的	市民活動団体が行う社会貢献活動を支援することを通じて、公益に資する自主的かつ積極的な市民活動の促進を図ることを目的とする。			
効果測定の方法	助成団体数			
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年	補助終了(予定)年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市市民活動支援基金運営規則 八尾市市民活動支援基金運営要綱			
補助金・負担金等の概要				
対象経費	助成対象事業に係る講師等の謝金、旅費交通費（助成対象団体及びその構成員に対するものを除く）、印刷製本費、物品購入費（1点が1万円以下のものに限り）、通信運搬費、保険料、会場の使用料及び賃借料、その他市長が事業の実施に必要と認める経費（団体の管理経費又は自ら負担すべき性質を有する経費を除く）			
交付先	市民活動団体・NPO法人			
補助率	助成金の助成率は、別表に定めるとおりとし、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、助成金の額が規則第5条に定める限度額を超えときは、当該限度額を助成金の額とする。 別表（第7条関係）			
	助成事業の区分	助成対象事業の実績	助成率	
	ステップアップコース	左記の区分で初めて申請する事業	助成対象経費の10分の10以内	
		左記の区分で助成金の交付決定を1回受けたことのある事業	助成対象経費の4分の3以内	
		左記の区分で助成金の交付決定を2回受けたことのある事業	助成対象経費の2分の1以内	
	つながりコース	左記の区分で初めて申請する事業	助成対象経費の10分の10以内	
		左記の区分で2回目に申請する事業	助成対象経費の5分の4以内	
交付手続	(通常払い)			

ロ－	事業計画→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求 (概算払い) 事業計画→交付申請→交付決定→請求→実績報告→額の確定(→返納) 返納がある場合のみ					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	4		年間関与時間 (単位：時間)	800	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
最終予算額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
交付実績額	2,512	1,372	178	759	547	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	12	6	2	5	2	4

本助成金は、八尾市市民活動支援基金を財源として、市民活動団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大若しくは発展させる事業に対して交付するものである。

事業への助成を通じて、団体の自立・発展につながる組織基盤強化を図ることを目的としており、平成 28 年度には、公益的な活動を行う各種団体との連携事業を対象としたコースを新設し、あわせて助成回数の制限の引き上げを行い、より効果的に目的が達成されるように内容を改正した。

また、助成金の交付決定後は、活動内容の広報や交流会、過去の助成団体のアンケート等も実施し、本制度を活用した団体に対して継続的な支援を行っており、平成 29 年度末においては累計 132 団体に対しての事業展開となっている。

他の助成金等の助成対象となっていないことが、助成の条件であり、また、同一事業についての助成回数には制限がある(「八尾市市民活動支援基金運営規則」第 3 条第 2 項第 1 号、「八尾市市民活動支援基金運営要綱」第 6 条各号)。

助成にあたっては、学識経験者等で構成される審査会による審査が行われている(「八尾市市民活動支援基金事業助成金審査会規則」第 2 条及び第 3 条)。

なお、市内全域の市民が受益者となり得る事業を対象としているため、地域に対する交付金である校区まちづくり交付金とは性質が異なるものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付実績に対する費用対効果について

現状

本助成金の交付実績額は減少傾向にあり、直近の 3 年間はいずれも 100 万円未満である。

これに対し、市の職員の年間関与時間は 800 時間と、多くの時間がかけられてお

り、これには、広報用の市民団体の取材の時間等も含まれている。また、助成にあたっての審査会の審査員に対する報酬（平成 29 年度は 158,000 円）も支払われている。

交付実績が伸びない原因として、既存の団体に対する助成がほぼ一巡し、新たな市民団体があまり増えていないことが考えられる。また、他の助成金の対象となっていないことが条件であるため、この助成金単独で対象となる事業の幅があまり広がらないことも原因として考えられる。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

市の職員の関与時間は、その間別の業務をすることができなかったことになるため、内部的なコストとして認識すべきものである。現状の交付実績では、市の職員の年間関与時間及び審査員への報酬に対して、事業としての効果は低いと考えられる。

事業を実施する場合には、その費用対効果も勘案し、事業内容を検討することや事業にかかる時間数等の判断を行うべきである。

【17】社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金					
補助金・負担金等の目的	社協の人的体制の整備や財政的基盤を安定させるための支援として、補助金の交付を行うことにより、地域福祉を推進する中核団体である社協が自律的組織としてその機能を発揮し、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	社会福祉協議会とのケース会議の回数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	(1) 社協の人件費 (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号) に基づく社協の人材派遣委託料					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	33,635	30,339	35,633	35,938	35,977	78,655 (2)
最終予算額	33,635	30,339	35,633	43,911	50,063	
交付実績額	27,171	27,065	34,737	43,911 (1)	50,063 (1)	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 平成 28 年度及び平成 29 年度は他の委託料や他の補助金の精算等による収支を精査した結果、人件費の財源が不足したため、本補助金で充当している。平成 30 年度より社会福祉協議会の管理職人件費に補助対象経費を変更している。

(2) 平成 30 年度のみ公私連携幼保連携型認定こども園開設に係る人件費が含まれている。

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されている。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

具体的には以下の事業を実施している（八尾市社会福祉協議会定款第2条）

- （１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （４）（１）から（３）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- （５）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- （６）共同募金事業への協力
- （７）福祉サービス利用援助事業（権利擁護センター）
- （８）生活福祉資金貸付事業
- （９）各種相談事業
- （１０）自立相談支援事業
- （１１）生活支援体制整備事業
- （１２）ボランティア活動の振興
- （１３）善意銀行に関する事業
- （１４）福祉有償運送事業
- （１５）ファミリー・サポート・センター事業
- （１６）八尾市立社会福祉会館の経営
- （１７）地域包括支援センターランチ事業
- （１８）その他この法人の目的達成のため必要な事業

（２）平成28年度の包括外部監査での指摘事項及び措置状況について

平成28年度の包括外部監査で、社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金については、以下のような意見がされている。

補助金、委託料等の算定根拠について

意見の内容（要旨）

補助金、委託料等の算定において、市は9年前の府の要綱を人件費単価の算定根拠としている。運営経費補助金といった人件費を直接補填するための補助金の算定根拠においては、外郭団体に対して適切な金額が給付されるように高い透明性が求められる。

市は、決算資料等の入手により、社会福祉協議会の直近の人件費の状況を把握できる状況にあるため、最新のデータ（職員平均年収）を採用して、補助金、委託料等の金額を明瞭かつ厳密に算定すべきである。

上述の意見に対して、市は、社会福祉協議会の直近の人件費を参照し、付帯人件

費、退職積立金等含めた全体の人件費合計額より平均値を算出し、算定するよう措置している。

運営費補助金の算定について

意見の内容（要旨）

運営費補助金について、市は他の事業で確保した人件費を考慮したうえで、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を 52 百万円積み立てており、一概に厳しい財政運営を強いられているとは断定できない状況である。

社会福祉協議会によると、「運営費積立金は会員からの会費を原資としており、市費は投入されてはいない。積立金は、行政予算やサービス・制度だけでは手が届かない地域課題の解決に向けて、独自の地域貢献事業の展開などを行うために積み立てている」とのことではあるが、会費は一般的に、人件費等の運営費に充てるものとして会員から徴収するものである。また、運営費積立金については、その積立目的や使用計画を明確化することにより、取崩可能な部分が生じ、現在、運営費積立資産として確保されている資金においても人件費等の運営費に充当できる可能性がある。

安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進を務めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨に則って行われるべきであり、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味したうえで、適切な補助金額を算定すべきである。

上述の意見に対して、市は「運営費積立金については、社会福祉協議会の自主事業を拡大していく中で積み上げているものである」と整理し、この点において措置済みとしている。また市としては、今後とも、社会福祉協議会の自主事業の拡大についてともに考え、支援していくとのことである。

今後の支援にあたっては、自主事業の拡大のみではなく、既存の各自主事業に対する補助金の算定の方法についても継続的に社会福祉協議会との協議を実施し、見直していくことが重要である。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【18】八尾市日常生活自立支援事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市日常生活自立支援事業補助金					
補助金・負担金等の目的	事業が円滑に実施され、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な者の権利を擁護し、地域において自立した生活を送ることに寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	日常生活自立支援事業契約件数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 19 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市日常生活自立支援事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	日常生活自立支援事業実施要綱に基づく事業に要する経費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助率	1 / 3					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,924	4,909	6,200	6,791	7,182	10,933
最終予算額	4,924	4,909	6,200	6,791	7,182	
交付実績額	4,766	4,909	5,157	5,573	5,274	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 自立生活自立支援事業とは

社会福祉協議会が実施する、判断能力がやや十分でない方(ただし、本事業の内容が理解でき、本事業の利用契約をする能力は必要)を対象にした、福祉サービス等の利用支援、金銭管理サービス、書類等預かりサービスである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【19】八尾市ボランティア活動振興事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市ボランティア活動振興事業補助金					
補助金・負担金等の目的	事業が円滑に実施され、ボランティア活動の振興を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	ボランティア講座参加者人数 ボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市ボランティア活動振興事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	コミュニティワーカー設置費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【人件費】						
当初予算額	14,100	14,400	14,400	14,400	14,400	14,100
最終予算額	14,100	14,400	14,400	14,400	14,400	
交付実績額	14,100	14,400	14,400	12,743	13,775	
【事業費】						
当初予算額	2,566	2,576	2,705	2,483	2,796	2,581
最終予算額	2,566	2,576	2,705	2,483	2,796	
交付実績額	2,343	2,450	2,564	2,381	2,748	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) ボランティア活動振興事業とは

社会福祉協議会ボランティアセンターにおける事業であり、社会福祉協議会による、ボランティアの登録受け付け・コーディネート、ボランティア講座、福祉教育の推進、ボランティアグループの活動支援、ボランティア保険の取扱い、広報・啓発活動である。

２．監査の結果及び意見

（１）補助対象経費の明確化について

現状

本補助金の補助対象経費については、八尾市ボランティア活動振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第５条において定義されているものの、ボランティア活動の振興に関する事業全般に係る諸経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第５条 補助金の交付対象となる経費は、ボランティア活動の振興に関する事業に要する経費のうち、市長が認めた経費とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

【20】八尾市権利擁護推進事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市権利擁護推進事業補助金					
補助金・負担金等の目的	成年後見制度等に係る体制の整備を進め、後見等の実施が適正かつ円滑に進むことを目的とする。					
効果測定の方法	市民後見人バンク登録者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市権利擁護推進事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	八尾市権利擁護推進事業に要する経費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,700	7,000	7,000	7,000	7,000	7,400
最終予算額	4,700	7,000	7,000	7,000	7,000	
交付実績額	4,700	7,000	7,000	7,000	7,000	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 権利擁護推進事業とは

当事業の実施内容は、成年後見制度利用等に係る各種相談、市民及び関係機関への周知・啓発・研修等、市民後見人要請事業の受託、法人後見の受任である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

本補助金の補助対象経費については、八尾市権利擁護推進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第 5 条において定義されているものの、権利擁護推進事業に係る諸経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、八尾市権利擁護推進事業に要する経費のうち、市長が認めた経費とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

【21】八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金					
補助金・負担金等の目的	地域福祉の推進を図る民生委員児童委員活動が円滑に実施され、市が推進する福祉施策の実効性を高め、もって住民福祉の向上に寄与すること					
効果測定の方法	民生委員児童委員の充足率					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	八尾市民生委員児童委員協議会が実施する事業で専門部会活動、研修活動、福祉活動に要する経費					
交付先	八尾市民生委員児童委員協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	3		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843
最終予算額	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	
交付実績額	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 民生委員児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、市の協力機関として位置づけられている。また児童福祉法に基づき、民生委員は児童委員も兼ねている。主任児童委員は、児童委員の内から、厚生労働大臣が指名することとなっている。

民生委員に給与は支給されず、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県（中核市にあっては中核市）で負担することとなっている（民生委員法第 26 条、第 29 条、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 3）。

これに基づき、平成 29 年度は民生委員児童委員活動費として府から民生委員児童委員協議会を通じて総額 23,173 千円の補助がなされている。平成 30 年度においては、市が中核市へ移行するため、市が負担することとなり、本補助金とは別に負

担金として定額 1 人あたり年額 59,000 円交付することとしている。

職務内容は、民生委員法及び児童福祉法において以下のとおり定められている。

民生委員の職務（民生委員法第 14 条） - 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 - 四 社会福祉を目的とする事業を営営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下、「福祉事務所」という）その他の関係行政機関の業務に協力すること。 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
児童委員及び主任児童委員の職務（児童福祉法第 17 条） 児童委員は、次に掲げる職務を行う。 - 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

職務に関して、都道府県知事・指定都市長・中核市長の指揮監督を受け、また市町村長も職務に関して指導を行うことができるとされている。

また、民生委員児童委員は、まちづくり協議会や社会福祉協議会の構成組織である地区福祉委員会の構成団体の一つとなっている。

これらの活動を援助するため、民生委員児童委員協議会に対して、市は補助金を交付している。

(2) 民生委員児童委員協議会とは

民生委員法第 20 条に基づき、民生委員は、区域ごとに民生委員協議会を組織することになっており、区域は、市においては数区域に分けた区域をもって一区域とすることとなっている。

市は、平成 30 年 3 月 31 日現在、市全体を 1 区域として、1 つの法定民生委員協議会で活動を実施している。なお、法定民生委員協議会の中に、16 の地区委員会があり、それぞれ活動を行っている。

民生委員協議会の任務は民生委員法において以下のとおり定められている。

民生委員法第 24 条

民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

具体的には、専門部会における研修会・幹事会、新任民生委員児童委員及び主任児童委員研修会等、各種研修会の実施、子育て支援の場「はとぼっば」の実施、児童虐待発生予防対策事業への協力（4 か月検診、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月検診未受診者の在宅状況調査等）を実施している。

(3) 八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金とは

本補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る民生委員児童委員活動が円滑に実施され、市が推進する福祉施策の実効性を高め、もって住民福祉の向上に寄与することを目的としている。民生委員法第 26 条に基づき交付している府の負担部分（1 人あたり 900 円）に市が上乗せ（1 人あたり 3,500 円）して交付しているものである。

補助金の交付の対象となる事業及び経費は、民生委員児童委員協議会が実施する事業で専門部会活動、研修活動、福祉活動に要する経費となっている。

補助基準額及び補助金額は以下のとおりである。

《補助基準額》

民生委員児童委員 1 人あたり 4,400 円（この内、900 円は府からの財源）

主任児童委員 1 人あたり 4,400 円（この内、900 円は府からの財源）

会長加算分 30,000 円

《補助金額》

(民生委員児童委員 1 人あたりの補助基準額 × 4 月 1 日現在の民生委員児童委員定数) + (主任児童委員 1 人あたりの補助基準額 × 4 月 1 日現在の主任児童委員定数) + 会長加算分

2 . 監査の結果及び意見

(1) 補助金の見直しについて

現状

平成 17 年度に補助金交付要綱が制定されて以来、平成 21 年に補助基準額を見直したとのことであるが、検討記録は残されていない状況であり、どのような検討がなされたか確認できなかった。また、平成 21 年度以降、見直しがなされていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

直近の見直し時期である平成 21 年から、少子高齢化や児童虐待等、住民の課題が複雑化、多様化し、社会情勢は一定変化していると考えられるため、現状の把握及び分析を実施の上、要綱の見直しを実施すべきである。その際、見直しに関する検討記録を残し、上席者が検討結果の妥当性を確認すべきである。それにより、担当者が異動となった場合でも検討記録を参考として効果的かつ効率的な検討が図られるものと考えられる。

【22】社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）					
補助金・負担金等の目的	社会福祉事業である認定こども園の設置・運営に対する支援経費として補助金の交付を行うことにより、社協の運営及び財政基盤の強化・安定を図り、もって児童福祉分野への取り組みの推進に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	社会福祉協議会との会議回数					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 29 年度	制度終了(予定)年度	平成 29 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）交付要綱第 3 条に規定する補助目的を達するために要する経費のうち、市長が認めた経費とする。					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助・負担率	対象経費の最大 10/10					
過去 5 年間の交付実績額 等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額					6,340	
最終予算額					6,340	
交付実績額					6,340	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
					1	

(1) 公私連携幼保連携型認定こども園について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 34 条に基づくものであり、市との協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園を「公私連携幼保連携型認定こども園」という。

平成 28 年度に認定こども園の整備の公募を実施したが、応募がなく、平成 29 年度に社会福祉協議会を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく公私連携法人に指定し、社会福祉協議会と市との共同事業の手法をもって取り組むことにより、幼保連携型認定こども園の円滑な整備・開園に向け、支援・調整等の事務を行っている。

市は社会福祉協議会が高齢者・障がい者が中心の活動から児童福祉分野への事業拡大を行い、地域福祉の更なる実現を目指すことになるため、社会福祉協議会の新規事業展開に際し、補助を行っているとのことである。

具体的には、以下の基本設計委託料、整備支援業務について平成 29 年度に限り補助金を交付している。なお、今後、同補助金の交付の予定はない。

(1) 認定こども園新築工事基本設計委託業務 5,886,000 円	建物の概要を決めるための基本的な図面の作成を、建築設計事務所に委託する。
(2) 認定こども園整備支援業務 453,600 円	公私連携幼保連携型こども園の継続的かつ安定的な運営を行うにあたり、現状を踏まえた課題を抽出し、財務諸表や収支試算等の資金面の分析を行うとともに、認定こども園整備や備品等の検討を行い、分析・検討結果を踏まえた改善を行うことで、将来にわたって継続できる認定こども園を整備するために必要な指導・助言及びノウハウの提供を受けることを目的に、会計士へ業務を委託する。

2 . 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

本補助金の補助対象経費については、社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）交付要綱（以下、「交付要綱」という）第 4 条において定義されているものの、社会福祉事業である認定こども園の設置・運営に対する支援経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第 3 条 社会福祉事業である認定こども園の設置・運営に対する支援経費として補助金の交付を行うことにより、社協の運営及び財政基盤の強化・安定を図り、もって児童福祉分野への取り組みの推進に寄与することを目的とする。

第 4 条 第 3 条に規定する補助目的を達するために要する経費のうち、市長が認めた経費とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

(2) 補助金の評価について

現状

本補助金による事業は、社会福祉協議会との連携強化という事務事業の一事業と整理され、社会福祉協議会との連携強化の「事後評価報告書（事務事業評価）」のなかで、有効性等の評価が実施されている。しかし、事務事業評価に挙げられている評価指標は、平成 29 年度までは「社会福祉協議会職員との地域訪問回数」、平成 30 年度からは「社会福祉協議会との会議回数」となっており、これは本補助事業の目的と直結する指標ではなく、適切十分な成果指標となっていない状況である。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金に直結する成果指標が定められていない現在の状況においては、本補助金の適切な評価は実施できないと考えられる。補助金として支出する以上、例えば、認定こども園の整備件数等の本補助金に直結する成果指標を定めて適切な評価を実施すべきである。

【23】八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金					
補助金・負担金等の目的	社協が事務局を担っている八尾市民生委員児童委員協議会、八尾地区保護司会、八尾市献血推進協議会、八尾地区共同募金会の事業が円滑に実施され、地域福祉の推進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	八尾市民生委員児童委員協議会、八尾地区保護司会、八尾市献血推進協議会、八尾地区共同募金会の開催回数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 24 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	八尾市社会福祉関係団体事務局事業に要する経費のうち、市長が認めた経費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員(単位：人)	1	年間関与時間(単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	9,946	10,220	10,243	10,179	10,179	10,933
最終予算額	9,946	10,220	10,243	10,179	10,179	
交付実績額	9,946	10,120	10,243	6,363	9,397	
交付件数(単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 社会福祉関係団体事務局事業補助金とは

八尾市民生委員児童委員協議会、八尾地区保護司会、八尾市献血推進協議会、八尾地区共同募金会の事務局を社会福祉協議会が担っている。その事務局経費に対する補助金である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

本補助金の補助対象経費については、八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という)第5条において定義されているものの、社会福祉関係団体の事務局事業に係る諸経費という内容にとどまっており、補助対象

経費の範囲が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

5 条 補助金の交付対象となる経費は、八尾市社会福祉関係団体事務局事業に要する経費のうち、市長が認めた経費とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

(2) 補助金の評価について

現状

本補助金の成果指標は社会福祉協議会の行う社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものであり、成果指標を定めることができないという理由で、定められていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

補助金として支出する以上、費用対効果等の観点から、本補助金の継続・廃止の評価は継続的に実施されなければならない。補助金等交付基準(3) 定期的な見直しにおいても、「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的(概ね 3 年ごと) に見直しを行う。」とされており、「補助金等チェックシート」が定められている。本補助事業は社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものであり、適切十分な成果指標を定めることは困難であるかもしれないが、補助金等チェックシートの内容(趣旨や目的に公益性があるか、社会的な必要度があるか、補助金等交付先の状況) を確認し、評価すべきである。

【24】八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾市社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	活動実績報告の確認					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 17 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	別表に掲げる団体が行う事業に要する経費の内、次の経費 (1) 会員の相談事業に要する経費 (2) 福祉活動の啓発に要する経費 (3) 会員及び住民の福祉の増進に要する経費 (4) その他市長が必要と認める経費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助・負担率	対象経費の最大 10/10					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,162	711	701	701	701	
最終予算額	1,162	711	701	701	701	
交付実績額	1,162	701	701	701	701	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 社会福祉関係団体育成事業補助金とは

本補助金は、社会福祉協議会が育成を必要と認める団体に対して行う補助に対して、市から社会福祉協議会に補助金を交付しているものである。八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第 6 条及び別表において、交付対象団体及び補助金額の上限が事前に定められている。

【交付要綱 別表抜粋】

団体	補助基準額（円）
八尾地区保護司会	365,580
八尾母子寡婦福祉会	232,830
ふたば里親会	30,000
八尾市原爆被害者の会	72,000
大阪府患者同盟	10,000

社会福祉関係団体の変遷の中で、当事者等を会員とした団体を発足させ、会員を増やし、その社会福祉関係団体内の相互の援助・交流を促進させることが福祉の向

上に寄与するとの見地から、当事者に対する福祉政策の一環として、当事者の福祉増進を図るため、これらの社会福祉関係団体に対して 20 年以上も助成金交付を継続しているとのことである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

本補助金の補助対象経費については、交付要綱第 6 条において定義されているものの、団体が行う事業に要する経費の内、以下に係る諸経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第 6 条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる団体が行う事業に要する経費の内、次の経費とする。

- (1) 会員の相談事業に要する経費
- (2) 福祉活動の啓発に要する経費
- (3) 会員及び住民の福祉の増進に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

また、本補助金は市から社会福祉協議会に交付され、社会福祉協議会から各団体に補助金を交付しているが、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱においても、市の交付要綱と同様の記載となっている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

(2) 補助金の評価、見直しについて

現状

本補助金による事業は、社会福祉協議会との連携強化という事務事業の一事業と整理され、社会福祉協議会との連携強化の「事後評価報告書（事務事業評価）」のなかで、有効性等の評価が実施されている。しかし、事務事業評価に挙げられている評価指標は、平成 29 年度までは「社会福祉協議会職員との地域訪問回数」、平成

30 年度からは「社会福祉協議会との会議回数」となっており、これは公益に資する社会福祉団体の助成という本補助事業の目的と直結する指標ではなく、適切十分な成果指標となっていない状況である。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金に直結する成果指標が定められていない現在の状況においては、本補助金の適切な評価は実施できないと考えられる。また、各団体からの実績報告書を確認したところ、一定の繰越金を有する団体もあり、現在においても育成が必要な状況にあるのか検討することが必要である。

補助金として支出する以上、費用対効果等の観点から、本補助金の継続・廃止の評価は継続的に実施されなければならない。補助金等交付基準（３）定期的な見直しにおいても、「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的（概ね３年ごと）に見直しを行う。」とされており、「補助金等チェックシート」が定められている。本補助事業は社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とした補助金であり、適切十分な成果指標を定めることは困難であるかもしれないが、補助金等チェックシートの内容（趣旨や目的に公益性があるか、社会的な必要度があるか、補助金等交付先の状況）を確認し、評価し、継続・廃止を含めた補助金の見直しを実施し、その記録を残すべきである。

【25】八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	地域福祉政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）					
補助金・負担金等の目的	地域福祉推進基金を活用して、市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、住民福祉活動の促進及び住民団体同士のネットワークの構築を図る。					
効果測定の方法	地域福祉推進基金事業助成団体数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成4年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市地域福祉推進運営規則 八尾市地域福祉推進基金運営要綱 八尾市地域福祉推進基金事業助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	助成対象事業の必要と認められる経費					
交付先	地域福祉推進基金事業助成金交付決定団体					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	事業募集→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	240		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額（単位：千円）						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	6,000
最終予算額	580	1,886	2,000	2,000	2,000	
交付実績額	579	648	319	0	547	
交付件数 (単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	3	4	2	0	4	9

(1) 地域福祉推進基金事業助成金とは

市は、地域福祉を推進し、高齢者及び障がい者等の在宅福祉事業の充実を図るため、ふるさと納税等を財源として「八尾市地域福祉推進基金」を設置している。この基金を財源に、本助成金は、市民が自らの意志で行う地域福祉活動や市民の福祉意識の向上と障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し、助成を行い支援するものである。平成29年度から、地域福祉分野と障がい福祉分野の区分を廃して事業を一本化し、平成30年度からは予算も一本化している。助成団体の実績は市のホームページで公表している。

助成金の額は以下のとおりである。

Aコース	地域福祉又は障がい福祉の推進に関する取り組み 5万円
Bコース	地域福祉又は障がい福祉の推進に関する取り組みであって、その取り組みが年間を通じた取り組み若しくは定期的に行う取り組み

	30 万円
C コース	障がい当事者及びその支援団体が行う年間を通じた取り組み若しくは定期的に行う取り組み 80 万円

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【26】八尾市障がい者団体育成事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	障がい福祉課		
補助金・負担金等の名称	八尾市障がい者団体育成事業補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾市に活動拠点を有する障がい者団体の公益的事業が円滑に実施され、もって障がい福祉の向上に寄与する。					
効果測定の方法	団体の活動実績					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 17 年		制度終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市障害者団体育成事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	会員の相談事業に要する経費・福祉活動の啓発に要する経費・会員及び住民の障がい福祉の増進に要する経費・その他市長が必要と認める経費					
交付先	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会					
補助・負担率	【対象経費の最大 10/10】					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額		3,580	3,670	3,670	3,670	5,167
最終予算額		3,670	3,670	3,670	3,670	
交付実績額		3,670	3,670	3,670	3,670	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、社会福祉協議会が育成を必要と認める団体に対して行う補助に対して、市から社会福祉協議会に補助金を交付しているものである。交付対象団体及び補助金額の上限については、八尾市障害者団体育成事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という)第 6 条及び別表で事前に定められている。

(交付要綱 別表抜粋)

団体	補助基準額(円)
八尾市肢体不自由児(者)父母の会	50,760
八尾市身体障害者福祉会	1,968,890

団体	補助基準額（円）
八尾市聾者福祉会	450,000
八尾視覚障がい者福祉協会	400,000
八尾市障害児者問題協議会	400,000
八尾市障害者団体連合会	400,000

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

事業費補助である本補助金の補助対象経費は、交付要綱第6条において定義されているものの、交付先の事業全般に係る諸経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

(交付要綱一部抜粋)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる団体が行う事業に要する経費の内、次の経費とする。

- (1) 会員の相談事業に要する経費
- (2) 福祉活動の啓発に要する経費
- (3) 会員及び住民の障害福祉の増進に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

また、本補助金は市から社会福祉協議会に交付され、社会福祉協議会から各団体に補助金を交付しているが、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱においても、市の交付要綱と同様の記載となっている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

補助対象経費の定めが不明確であることから、会議費や総会費、役員に係る交通費等、管理費に相当すると思われる部分へも補助が行われている団体が発見されて

おり、市及び社会福祉協議会では、補助対象としない経費が含まれていないか検証を徹底することが望まれる。検証にあたっては、社会福祉協議会が実施した調査結果を入手するとともに、市でも各団体の実績報告を調査し、サンプルで請求書等の根拠書類を入手したうえで、補助対象経費であるか否かの検討を実施すべきである。

(2) 申請団体の他補助金等の受給状況の確認について

現状

本補助金以外で障がい者団体の活動が対象となる補助金等として、「八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）」（補助金 No.25）がある。市の障がい者団体は、これらの補助金等の交付を受けて様々な障がい福祉活動を実施している。平成 30 年度においては、両補助金等から交付を受けている障がい者団体が 1 団体あった。

【平成 30 年度社会福祉団体助成金 交付申請書（申請団体から社会福祉協議会への提出資料）一部抜粋】

予算	充当額
70,000 円	27,760 円

【平成 30 年度地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野） 交付申請書一部抜粋】

予算	充当額
-	40,000 円

この点について、それぞれ異なる事業に対して交付を行っているとの認識のもとで、同一団体に上記 2 件の補助金等を交付しているとのことであった。

同一の団体が複数の補助金等を受給することは、複数の事業を実施しており、各事業にその必要性が認められるのであれば、十分に考えられることである。しかし、本件においては、社会福祉協議会に提出されている本補助金等の交付申請書や「八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）」（補助金 No.25）の助成事業一覧を市ホームページで確認した限りでは、交付申請時の事業名称は同一のもとなっており、別の事業に対して交付が行われているのかを確認することは困難であった。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

「八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）」（補助金 No.25）では、助成金の申請時に提出を求めている「八尾市地域福祉推進基金事業計画書」におい

て、「本事業に対する他の補助金等の有無」について回答を求めているものの、交付団体が別事業として認識していても、市では別事業としては認められない場合も考えられる。

そのため、同一の団体が複数の補助金等を受給する場合には、それぞれの補助金等が別の事業に充当されるものであることを所管課で十分にヒアリングし、補助金等の交付の可否を判断すべきである。また、その判断の結果、同一の団体に複数の補助金等が交付されることになった場合には、その合理的な理由を文書化し、上席者が確認する体制を整備することが望まれる。

とりわけ、本補助金等においては、補助対象経費が明確になっておらず、どの事業に補助金等を充当するかについては制限が少なく、補助金等を充当する事業を申請団体側で自由に選ぶ余地が残されているため、これらの団体が他の補助金等に申請してきた際には、交付決定の判断はより慎重になされるべきである。

なお、本件においては、申請団体からの実績報告時に、同一の事業と思われる部分に補助金等を充当していないかを確認し、重複が認められれば、その部分について返還を求める対応を取るとのことである。

【27】八尾市地域福祉推進基金事業助成金（障がい福祉分野）

1．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	障がい福祉課		
補助金・負担金等の名称	八尾市地域福祉推進基金事業助成金（障がい福祉分野）					
補助金・負担金等の目的	市民が自主的に実施する「障がい者の保健福祉の増進」や「障がい者に対する福祉意識の向上」に寄与する事業に対し助成を行い、もって「だれもが夢を持ち、共に創る福祉のまち」の実現に資する。					
効果測定の方法	申請団体数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 4 年	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市地域福祉推進基金運営規則 八尾市地域福祉推進基金事業助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	謝金・旅費交通費・印刷製本費・消耗品費・通信運搬費・保険料・使用料及び賃借料・その他市長が必要と認める経費					
交付先	交付対象団体（市内に活動拠点を有し、主に市内で活動する団体）					
補助率	【取り組み区分に応じて、5万・30万・80万を上限とし、最大10/10】					
交付手続フロー	【事業計画→交付申請→交付決定→請求→補助金交付（概算払い）→実績報告→額の確定→精算】					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	30		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	0
最終予算額	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
交付実績額	3,482	1,636	1,484	3,987	2,231	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	5	2	3	8	4	5

市は、地域福祉を推進し、高齢者及び障がい者等の在宅福祉事業の充実を図るため、ふるさと納税等を財源として、「八尾市地域福祉推進基金」を設置している。本助成金は、市民が自らの意志で行う地域福祉活動や市民の福祉意識の向上と障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し、助成を行い支援するものである。平成 29 年度において、地域福祉推進基金事業における地域福祉分野と障がい福祉分野の区分をなくし、平成 30 年度から、地域福祉分野「八尾市地域福祉推進基金事業助成金（地域福祉分野）」（補助金 No.25）と障がい福祉分野（本補助金）の予算区

分も廃して、地域福祉政策課において予算措置を一本化しているため、本補助金の予算額は0となっている。助成団体の実績は市のホームページで公表しており、平成29年度の障がい福祉関連の交付実績は以下のようになっている。

【市ホームページ「助成団体の実績」より抜粋】

団体名	事業名	助成金額
ありありす手話の会	手話落語家「デフー福 独演会」	50,000 円
八尾柏原精神障害者福祉を考える市民の会	地域における精神障がい者との共生社会を目指して	800,000 円
八尾にアール・ブリュットを広める会	ありのまま・あるがまま3 - アール・ブリュットの芽生え - 展の開催事業	800,000 円
ちーむ・りあらいず	障がい者ラウンドテーブル	581,040 円

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【28】八尾市身体障がい者住宅改造費助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	障がい福祉課		
補助金・負担金等の名称	八尾市身体障がい者住宅改造費助成金					
補助金・負担金等の目的	住宅改造を必要とする重度身体障がい者等の世帯が生活の利便性を向上させる目的で改造を行ったとき、その費用の一部を助成することで住み慣れた地域で自立し安全な生活を送ることを支援する。					
効果測定の方法	改造実施件数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 6 年		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	大阪府重度障がい者等住宅改造助成事業実施要綱 八尾市重度身体障がい者等住宅改造費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	対象者が居住の用に供する住宅の改造工事費					
交付先	重度の身体障がい者又は知的障がい者					
補助率	【対象経費の最大 10/10】					
交付手続フロー	【見積等提出→調査→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求】					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2		年間関与時間 (単位：時間)	120	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	10,000	10,000	10,000	6,000	6,000	6,000
最終予算額	10,000	10,000	10,000	6,000	6,000	
交付実績額	5,161	3,925	6,216	3,943	4,483	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	7	6	11	6	8	10

本補助金は、住宅改造を必要とする重度身体障がい者等の生活の利便性の向上を支援することを目的として、市が必要と認める改造工事に係る費用を最大で 80 万円まで補助するものである。改造工事にあって、介護保険法又は八尾市障害者日常生活用具給付等事業にもとづく給付を受けている場合には、改造工事費から給付額を除いた額が補助対象経費となる。

本補助金の制度は、大阪府の重度障がい者等住宅改造助成事業にもとづくものであり、平成 29 年度までは、府 50%・市 50%の負担割合となっていたが、平成 30 年度から中核市へ移行したことにより、市単費事業となっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【29】八尾市地域活動支援センター 型補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	障がい福祉課		
補助金・負担金等の名称	八尾市地域活動支援センター 型補助金					
補助金・負担金等の目的	作業所製品の普及と販路拡大、障がい者の働く場の確保や障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、アンテナショップの運営を支援する。					
効果測定の方法	顧客数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 18 年	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市地域活動支援センター 型補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	事業を実施するために必要な日常的に生じる次の経費。ただし、その他市長が補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。 (報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、負担金) 注 車両の購入費や施設整備にかかる経費等の投資的な経費は除く。					
交付先	交付対象事業者					
補助率	【 1 施設あたり年額 600 万円 (上限) 】					
交付手続フロー	【事業計画→交付申請→交付決定→請求→補助金交付(概算払い)→実績報告→額の確定→精算】					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
最終予算額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
交付実績額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 八尾市地域活動支援センター 型とは

八尾市地域活動支援センター 型とは、地域生活支援事業実施要綱(障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別記 10 に定められている地域活動支援センター 型事業から、小規模作業所としての運営実績が 5 年以上という条件を除いて、型と同様の事業を実施するものを型として位置づけたものである。市内の授産施設等が共同して、特定非営利活動法人いんどり(以下、「いんどり」という)を設立し、各授産施設の授産品を販売するアンテナショップ

として、「ええショップいろいろ」を運営している。アンテナショップを通じて、福祉施設等での生産活動の活性化及び商品の販路拡大を図るとともに、一般就労が困難な人に対して福祉的就労の機会を提供することを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

２．監査の結果及び意見

(１) 決算書の入手について

現状

八尾市地域活動支援センターⅣ 型補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第９条では、実績報告の正確性を検証するために、以下の資料の提出を求めている。

【交付要綱第９条一部抜粋】

	資料名	備考
(1)	八尾市地域活動支援センター 型補助金実績報告書（以下、「実績報告書」という）	施設会計に係る決算の内訳を示すもの
(2)	八尾市地域活動支援センター 型施設運営事業報告書	
(3)	八尾市地域活動支援センター 型施設運営費所要額決算内訳書	
(4)	請求書	
(5)	その他市長が必要と認めるもの	

交付要綱はいろいろの補助対象事業「ええショップいろいろ」に係る施設会計を実績報告書として入手するとともに、根拠書類となる請求書等の提出を求めている。この点、いろいろの主たる事業は「ええショップいろいろ」の運営のみであり、施設会計と法人全体の会計は概ね一致することが想定されるため、法人全体の決算書（発生主義会計のもとに作成される活動計算書等）を入手することにより、実績報告書との整合性を確認することは、実績報告書の網羅性を検証するために有効な手続であると考えられる。

しかし、法人全体の決算書は入手されておらず、平成 29 年度の実績報告書と法人全体の決算書とでいくつかの不整合が発見されたが、差異の要因は把握されていなかった。なお、法人全体の決算書の財産目録には経過勘定科目の計上もなく、現金主義会計と発生主義会計の違いによる影響はないものと考えられる。

【実績報告書と法人全体の決算書の差異一覧】

実績報告書	決算書（活動計算書）
授産売上収入 797,672 円	事業収益 793,231 円
共済費	法定福利費（事業費・一般管理費）

実績報告書	決算書（活動計算書）
579,257 円	270,391 円
水道光熱費 221,923 円	水道光熱費 203,915 円
当期繰越金増減額 ▲249,630 円	当期正味財産増減額 72,803 円

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付先の決算書を入手し、実績報告と決算書の整合性を確認しなければ、実績報告において記載されるべきものが漏れなく計上されているかを確かめることができない。さらに、決算書を入手することによって、交付先に他の事業による多額の自己収入等がないか、また資産の保有状況を把握することができ、補助金の見直しにも有用な情報を得ることができる。よって、交付要綱に決算書の提出を求める旨を定め、実績報告との整合性を確認するべきである。

また、市は今回の差異の要因を調査するとともに、定期的にいどりの現地調査を行い、帳簿の閲覧、経理状況等の確認を実施し、経理状況を改善するよう指導を行うことが望まれる。

（２）補助金額の見直しについて

現状

補助金の交付額及び補助対象経費については、交付要綱第５条及び別紙において定められており、補助対象経費として認められた経費の総額と 600 万円を比較し、少ない方の金額を交付するとされている。いどりの主たる事業は「ええショップいどり」のみであり、「ええショップいどり」の運営に係る費用を補助するという本補助金の性格からすれば、収支均衡が原則であり、利益は生じないはずである。

しかし、いどりの平成 29 年度の実績報告書上では、前述のように繰越金は 25 万円程度減少しているものの、活動計算書上では、平成 29 年度では 7 万円程度の黒字、平成 28 年度では 5 万円程度の黒字、平成 27 年度は 16 万円程度の黒字となっており、財産目録においても現預金が増加傾向にあった。それにもかかわらず、過年度から本補助金の上限額 600 万円が交付され続けている状況にあった。

【各年度活動計算書の正味財産増減額の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当期正味財産増減額（＋）	156,568 円	50,336 円	72,803 円

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

いどりの収入の大部分は補助金ではあるものの、事業収入及びその他の収入も100万円程度あり、正味財産の増加が補助金によるものかどうかについては、客観的には判断が困難である。

しかし、自己収入が少なく、財政的基盤の弱い団体の事業費を補助するという本補助金の性質上、正味財産が増加傾向にある現在の状況からは、補助金の交付額の妥当性につき検討することが必要である。

妥当な補助金額という点では、現在の要綱に定められている補助対象経費の総額と上限600万円のうち少ない方とするのではなく、補助対象経費の総額から自己収入を控除した後の金額と上限600万円のうち少ない方とすること等が考えられる。

(3) 補助金の交付回数について

現状

いどりでは、本補助金の大部分を人件費に充当しており、180万円程度の手許資金もあることから、補助金の交付を四半期ごとや半期ごと等複数回に分けることが可能であり、分割して交付することによって不適切な支出へのリスクを低減することができると思われる。

しかし、本補助金を交付するにあたり、交付先からの申請にもとづいて、概算払いにより補助金全額600万円を一括で交付している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金の交付金額は600万円と高額であり、これを一括で概算払いにより交付することには、一時的な資金の流用のリスクがある。具体的な交付回数及び時期については、補助事業者の経済的実態と交付事務の効率性を考慮して決定されるべきではあるが、いどりの業務遂行のために補助金全額を一括で交付する必要性は認められないため、四半期ごともしくは半期ごとに分けて補助金を交付すべきである。

【30】八尾市障がい者グループホーム運営支援事業補助金（知的・精神）

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	障がい福祉課		
補助金・負担金等の名称	八尾市障がい者グループホーム運営支援事業補助金（知的・精神）					
補助金・負担金等の目的	障がい者の地域での安定した生活に必要なとなる市内のグループホームの運営を支援するため、運営法人に対し補助を行っている。					
効果測定の方法	市内障がい者グループホームの増加数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 15 年		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市グループホーム等運営支援事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	対象事業者がグループホームを運営するために要する経費のうち、人件費に係る経費					
交付先	市内障がい者グループホーム運営法人					
補助率	【 1 人あたり 3,000 円（上限 7 人 21,000 円）】					
交付手続フロー	【交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求】					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1		年間関与時間 (単位：時間)	20	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【知的】						
当初予算額	4,464	4,464	4,464	4,464	4,464	4,464
最終予算額	4,464	4,464	4,464	4,464	4,464	
交付実績額	3,741	4,032	4,221	4,071	4,158	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	8	9	9	10	11	14
【精神】						
当初予算額	864	864	864	864	864	864
最終予算額	864	864	864	864	864	
交付実績額	468	474	483	489	459	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、市内のグループホーム等の安定的運営を図るとともに、事業者のグループホームへの参入を促進することを目的として、事業者が運営するグループホームに係る人件費の一部を補助するものである。

グループホームの利用者は、将来的にも増加が見込まれており、今後も事業者の参入を積極的に促進していく必要がある。

障がい種別 / サービス種別		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障がい者	自立生活援助	利 用 実 人 員 (人)	1	1	1
	共同生活援助 (グループホーム)		18	20	22
	施設入所支援		53	52	52
知的障がい者	自立生活援助		16	16	16
	共同生活援助 (グループホーム)		181	188	195
	施設入所支援		114	113	112
精神障がい者	自立生活援助		15	16	16
	共同生活援助 (グループホーム)		17	21	25
	施設入所支援		1	1	1

(出所 : 第 5 期八尾市障がい福祉計画及び第 1 期八尾市障がい児福祉計画、53 頁)

市が実施した事業者へのアンケートによれば、設備の充実や世話人の確保等がグループホームにおける主な課題として挙げられており、伸び悩むグループホームの増加数に対して、市では社会福祉施設等施設整備費の国庫補助事業と本補助金を両輪として、グループホームの整備及び運営を支援している。

2 . 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【31】八尾市高年齢者労働能力活用事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	高齢介護課		
補助金・負担金等の名称	八尾市高齢者労働能力活用事業補助金					
補助金・負担金等の目的	高齢者が培ってきた豊かな経験と能力を活かし、臨時的かつ短期的な就業を通じて、自らの生きがいを持ち、社会参加の機会の提供と活力ある地域社会に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	事業実績、会員数、就業実人数のそれぞれの目標値に対する結果により測定					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 60 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	職員の人件費、その他市長が必要と認めた経費					
交付先	(公社)八尾市シルバー人材センター					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	20		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	37,119	40,049	42,893	41,587	44,201	39,604
最終予算額	37,119	40,049	42,893	41,587	44,201	
交付実績額	37,119	39,869	42,730	40,979	44,201	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 高年齢者労働能力活用事業とは

定年退職後等において、雇用関係でない何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的な収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者に対して、地域社会に密着した補助的・短期的な仕事を組織的に把握し、提供することにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業である。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国からも補助がなされている。国のシルバー人材センター事業執行方針により、シルバー人材センター補助金を国と地方公共団体で応分すると定められているため、市は国の要綱に準じ、補助金を交付している。

市の補助額は、シルバー人材センターの人件費から国庫補助金とシルバー人材センターの事務費繰入分を差し引いた額となっている。

(2) 平成 28 年度の包括外部監査での指摘事項及び措置状況について

平成 28 年度の包括外部監査報告書の指摘事項は以下のとおりである。

補助金のあり方について (所管課) (意見 43)

シルバー人材センター事業は、国から地方公共団体に補助金を交付することで高年齢者の雇用に関する国の施策を推進してきた経緯がある。

また、そのシルバー人材センターの位置づけについては、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和 46 年 5 月 25 日法律第 68 号)」に基づいて設置された団体で、国や地方公共団体の監督を受けながら国の施策である高年齢者の雇用の拡大、生きがい対策や少子化による労働力不足を補完する役割が求められている。

こうしたシルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、シルバー人材センターは市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。

事務所の整備のための資金や安定的な事業運営に資するための財政運営資金の積増しなど一定程度の一般正味財産の増加が必要であることは理解できるが、シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。

これに対して、市は平成 31 年度までにシルバー人材センターの人件費予算の 30% 分に当たる補助金を削減するよう、段階的に補助金の削減を行う措置を行っているが、財政状況を勘案した抜本的な補助金支給のあり方が求められているため、平成 32 年度以降の補助金支給方法についてはシルバー人材センターと協議検討する予定である。

なお、平成 29 年度の (公社) 八尾市シルバー人材センターの正味財産増減計算書によれば、当期一般正味財産増減額 (繰越額) は 10,833 千円生じている状況である。今後の検討にあたっては、管理費に対する補助の必要性についても併せて検討することが重要である。

２．監査の結果及び意見

（１）補助金交付要綱の名称について

現状

本補助金の補助金交付要綱は「八尾市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」という名称となっているが、補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。

【32】八尾市街かどデイハウス事業運営補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	高齢介護課		
補助金・負担金等の名称	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金					
補助金・負担金等の目的	高齢者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持・向上を図るとともに、高齢者の福祉の増進と地域福祉活動の促進を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	延べ利用者数を指標として評価している。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 11 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱 八尾市街かどデイハウス事業実施団体指導及び監査実施要綱 八尾市街かどデイハウス事業選考委員会設置要領					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	事業運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、報償費、需用費、修繕料、役務費、委託料、保険料、備品購入費、使用料及び賃借料、光熱水費、研修費					
交付先	街かどデイハウス事業実施団体					
補助率	対象経費の最大 10/10 (ただし、上限あり)					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	30		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	36,700	36,200	36,700	36,600	36,600	35,140
最終予算額	36,700	36,200	36,700	36,600	36,600	
交付実績額	33,718	34,313	34,221	34,510	34,757	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	13	13	12	12	12	12

(1) 街かどデイハウス事業とは

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活していくことができるよう、地域の身近な施設を活用して、住民参加型の非営利団体による柔軟できめ細やかな日帰りサービスを提供する事業である。

この事業では、主に介護保険制度の認定審査において「自立」と判断された高齢者を対象に、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、高齢者の福祉の増進と地域福祉活動の促進を図ることを目的としている。

各中学校区に 1 か所の設置を基本に街かどデイハウスの整備を進めており、平成 29 年 4 月 1 日現在、13 か所設置、3 中学校区において未設定の状況である。

事業の実施にあたって、補助金が交付されており、事業の運営が健全かつ円滑に

行われるよう、指導（集団指導、実地指導（年１回））及び監査が実施されている。

（２）補助金の変遷について

平成 19 年度に大阪府としての街かどデイハウスへの支援のあり方が示された。
その内容は、以下のとおりである。

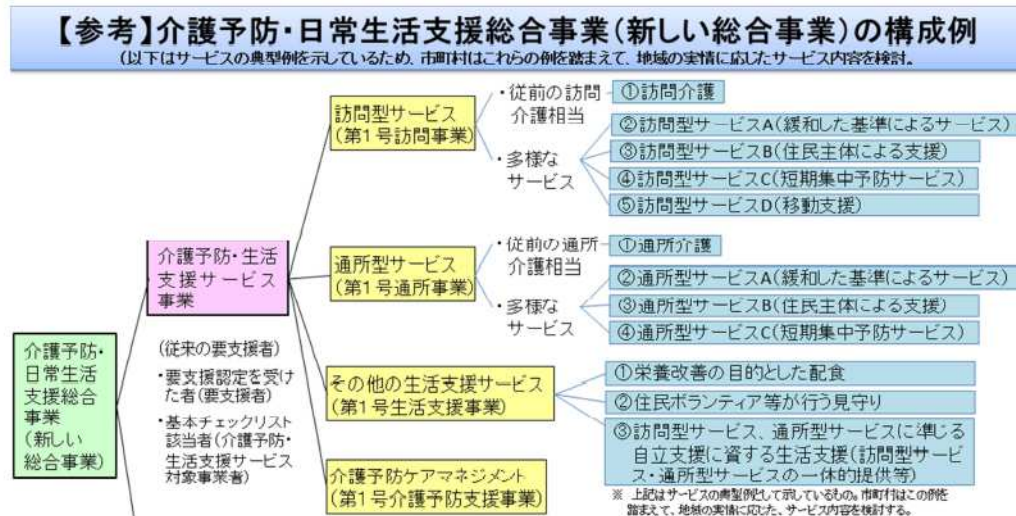
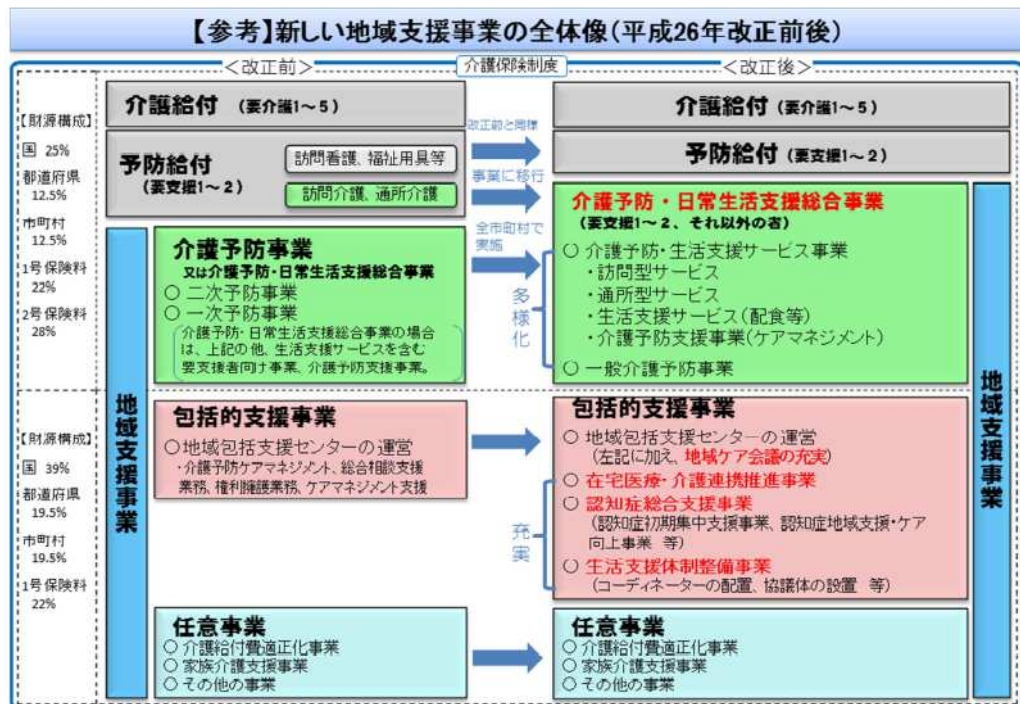
- ・平成 20 年度は激変緩和措置として以前の大阪府街かどデイハウス補助金制度を継続し、平成 21 年度から補助限度額を 600 万円から 300 万円に、補助割合を大阪府 3/4、市 1/4 から大阪府 1/2、市 1/2 とする。
- ・補助金削減分については街かどデイハウスに介護予防事業を実施させることによって市町村が地域支援事業交付金を交付して補填する。これは、平成 18 年度から実施された地域支援事業の各市町村の実施状況が介護保険事業計画に比べて低く、介護予防事業を普及させていくには街かどデイハウスなどの地域活動団体と連携した様々な事業展開を市町村は構築することが必要であることから、街かどデイハウスにおいて「運動機能向上」「認知症予防」「口腔ケア」の介護予防事業を実施させることにより、その実績に応じて市町村が地域支援事業交付金を交付するものである。
- ・各プログラムの内容は大阪府介護予防標準プログラムのメニューを参考とし、事業評価も実施する。
- ・専門職の協力が得られない場合は街かどデイハウススタッフができる範囲で行い、そのためのスタッフ研修を大阪府の責任で実施する。

市としては、大阪府の方針に従って、地域支援事業を継続した上、街かどデイハウスにおける介護予防事業を開始したものであり、平成 23 年度に府補助金制度が交付金制度に移行してからも引き続き地域における通いの場、介護予防の拠点とし充実を図ってきている。

平成 29 年度から国において介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）が開始されたことに伴い、総合事業の通所型サービス A あるいは B に位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間（平成 30 年度～平成 32 年度）中に、街かどデイハウス事業のあり方について検討を進めることとしている。

（３）介護保険制度及び総合事業の体系について

平成 26 年に介護保険法が改正され、介護保険制度は以下のように改正されている。（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（厚生労働省）参照）



(4) 総合事業における通所型サービスA及びB、一般介護予防事業とは

	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	一般介護予防事業
サービス内容	ミニ・デイサービス	体操、運動等の活動	地域介護予防活動

	運動・レクリエーション等	等、自主的な通いの場づくり	支援事業（住民運営の通いの場づくり） 介護予防普及啓発事業（介護予防教室）等
対象者	要支援 1、2、事業対象者		すべての第 1 号被保険者
実施方法	事業者指定 / 委託	運営費補助（人件費は対象外）	地域介護予防活動 支援事業：補助（人件費は対象外） 介護予防普及啓発事業：委託
基準	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	—
サービス提供者	主に雇用労働者＋ボランティア（法人格を持つ等の基準を満たす必要がある）	ボランティア主体	地域介護予防活動 支援事業：地域住民主体 介護予防普及啓発事業：市

（５）他市の状況

大阪府下で街かどデイハウスを実施している中核市及び茨木市の状況は以下のとおりである。

高槻市	街かどデイハウスをより介護予防に特化した高齢者の集いの場として機能させていくこととし、補助金事業については、段階的に補助金額を削減し、平成 30 年度を以って廃止、一方、介護予防事業については、委託料上限額を引き上げ、重点的に実施していく予定とのことである（高槻市平成 27 年度包括外部監査結果報告に基づく措置結果報告（平成 29 年 8 月 10 日告示）参照）
豊中市	街かどデイハウスを総合事業の一般介護予防事業に位置づけている（介護予防・日常生活支援総合事業パンフレット（豊中市発行）参照）
茨木市	平成 28 年 10 月から、街かどデイハウスを段階的に、総合事業の通所型サービス B（住民主体による支援）コミュニティデイハウスに移行予定であり、平成 29 年 4 月には 8 か所移行している（茨木市ホームページ参照）

２．監査の結果及び意見

（１）交付要綱の不備について

現状

八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第９条第１項によれば、「補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して３０日以内に、八尾市街かどデイハウス事業実績報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。」と定められている。

様式第５号を確認したところ、「八尾市街かどデイハウス代表者変更届」であり、事業実績報告書ではなかった。

一方、街かどデイハウスから提出されている事業実績報告書を確認すると、「様式第５号」となっており、「様式第５号」が２つ存在していた。

結果

本交付要綱において、様式の採番が重複しないよう、正しく定め、交付要綱本文と整合をとるべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

（２）履行確認について

現状

本交付要綱第９条に基づき、市は、街かどデイハウスから事業実績報告書の提出を受けている。しかし、市は支出の根拠書類である領収書等の入手はしておらず、事業実績報告書の記載内容の検証が十分になされていなかった。

一方、「八尾市街かどデイハウス事業実施団体指導及び監査実施要項」に基づき、街かどデイハウスに対し指導（集団指導・実地指導）及び監査を実施している。指導は、街かどデイハウス事業の質の確保及び補助金の適正化を図るとともに、八尾市街かどデイハウス事業実施団体に対し、交付要綱に定める事項について周知徹底を図ることを基本として実施している。監査は、指導の結果、団体の提供するサービスの内容又は補助金の執行について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実確認を的確に把握し、公正かつ適切な処置を行うことを目的として実施している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

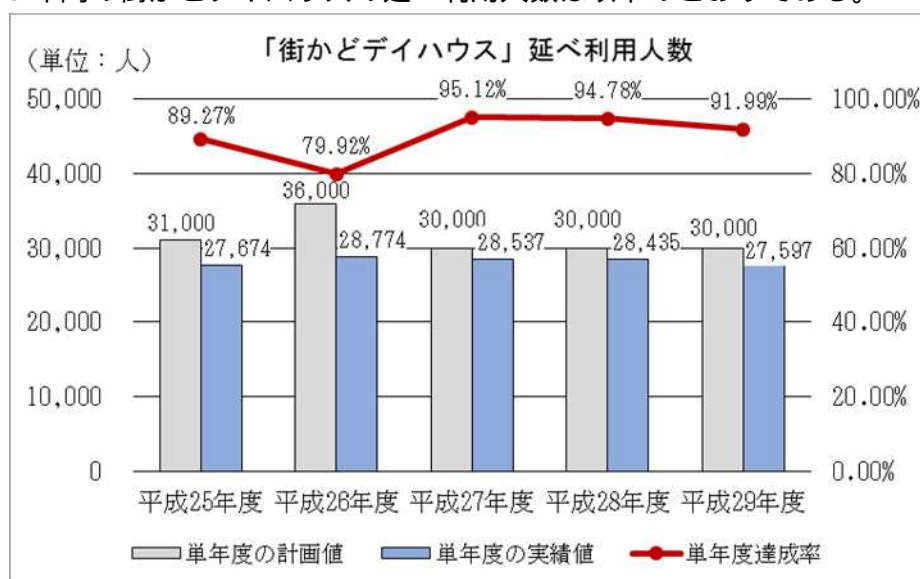
実地調査において、任意の月の帳簿等の記載内容が正しいことを、出納簿を領収書との照合等により検証しているが、実施時期は1月から2月であり、年度末終了後に実施されるものではないため、事業実績報告書の記載内容の検証を実地調査で実施することは不可能である。

したがって、履行確認時に、補助金交付先の領収書を入手し、それらと事業実績報告書に記載の収支額を照らし合わせなければ、実績報告が正しくなされているかを確認することができない。よって、交付要綱に事業実績報告等の添付資料として領収書を提出する旨を定め、市は、事業実績報告書との整合性を確認するべきである。

(3) 今後のあり方の検討について

現状

過去5年間の街かどデイハウスの延べ利用人数は以下のとおりである。



過去5年間、単年度の計画値を下回っており、単年度の達成率は100%を下回っている状況である。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

延べ利用者数は減少傾向にあり、現状では街かどデイハウス事業が有効に実施されているかどうかは判断できない。延べ利用者数に併せ、例えば、利用者の自立率を成果指標として、本事業の有効性を評価すべきである。

また福祉の担い手の確保が困難な中、街かどデイハウスは重要な地域資源であると考えられる。他市においては、総合事業の通所型サービス B に段階的移行をしている自治体もある。市においては、街かどデイハウスを総合事業に位置づける場合、通所型サービス A、通所型サービス B、一般介護予防事業として実施することが考えられるとのことである。総合事業の通所型サービス A あるいは B に位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間（平成 30 年度～平成 32 年度）中に、街かどデイハウス事業のあり方について検討を進められているが、他市の状況も参考にし、通所型サービスへの移行の計画的実施を検討すべきである。

【33】八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	地域福祉部	課名	高齢介護課		
補助金・負担金等の名称	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金					
補助金・負担金等の目的	浴場組合が実施する事業を支援し、公衆浴場を高齢者の健康増進とコミュニケーションの場として活用する。					
効果測定の方法	ふれあい入浴利用者数 ふれあいの湯利用者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 11 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金交付要綱 八尾市高齢者ふれあいの湯交流事業助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	ふれあい入浴：入浴料助成、事業費 ふれあいの湯：事業費、事務費					
交付先	八尾浴場組合					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	2,498	2,489	2,474	2,474	2,329	2,269
最終予算額	2,498	2,498	2,474	2,474	2,329	
交付実績額	2,208	2,262	2,280	2,221	2,196	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) ふれあい入浴事業とは

八尾市浴場組合（以下、「組合」という）が「ぬくもりとやさしさのある地域社会づくり推進事業」の一環として実施する「八尾市高齢者ふれあい入浴事業」である。

高齢者が公衆浴場の利用を通じて、健康の維持・増進あるいは同世代又は他世代との交流・ふれあいを図る一助とすることを目的としている。

70 歳以上の者を対象に、毎月 15 日、市内にある公衆浴場での割引入浴を実施している。利用料は 100 円であり、通常利用料から当該 100 円を差し引いた分を市と公衆浴場で折半し、負担している。

(2) ふれあいの湯とは

公衆浴場の広いスペースを地域福祉活動の場として資源活用することで、高齢者

の交流の場を広げ併せて健康増進を図ることを目的とした事業である。

高齢者の交流と健康増進を図るため、市内の浴場において、市内在住の 65 歳以上の人に対し、健康体操や相談、マジック等のイベントと無料入浴を企画する事業である。

市は、事業で発生する光熱費や水道代、イベント実施の謝礼、ポスター作成等の事務費、景品代等の事業費を補助している。

(3) 同目的の他の施策について

高齢者の健康増進とコミュニケーションを目的とした他の福祉施策は、地域包括支援センター、街かどデイハウス、高齢クラブ、老人福祉センターで実施されている。

(4) 他市の状況（市提供資料参照）

豊中市	・ 高齢者ふれあい入浴事業 65 歳以上の者に毎月 15 日に、公衆浴場で 100 円の入浴を実施する浴場組合等に事業委託 ・ めくもりサロンとよなか事業 65 歳以上の者に公衆浴場で 100 円での入浴及び介護予防や健康づくりの講座や体操等を実施する浴場組合等に事業委託
高槻市	実施していない
枚方市	実施していない
東大阪市	・ 高齢者ふれあい入浴事業 65 歳以上の高齢者に毎月指定した 1 日のみ入浴料の半額を割引する、また、65 歳以上の高齢者と幼児（小学生未満）が共に公衆浴場を利用する場合に高齢者 1 名と幼児 1 名の合計入浴料を半額に割引する浴場組合等に補助

2 . 監査の結果及び意見

(1) 履行確認について

現状

ふれあいの湯において、市は利用者の受付簿の提出を受けている。一方、ふれあい入浴においては、提出を受けておらず、市は組合から 3 か月ごとの利用者数の報告を受けるのみであり、必要があるときのみ組合に提示を求めているとのことである。なお、受付簿は組合が保管している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本助成金の額は入浴料助成分として八尾市共同浴場及び公衆浴場の延べ利用者数に基づき計算されるため、市は延べ利用者数の報告が正確であるか確かめることが重要である。よって、ふれあい入浴事業においても受付簿の提出を受けるべきである。

(2) 補助対象経費の明確化について

現状

本補助金の補助対象経費については、八尾市ふれあいの湯交流事業補助金交付要綱第3条（以下、「ふれあいの湯交付要綱」という）及び八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金交付要綱（以下、「ふれあい入浴交付要綱」という）第3条において定義されているものの、ふれあいの湯交付要綱には具体的な定めはなく、ふれあい入浴交付要綱の「創意工夫をした事業実施分」については、創意工夫した事業の実施に係る諸経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

ふれあいの湯交付要綱一部抜粋

第3条 補助金額は別途協議の上、毎年度の予算で定める額の範囲内とする。

ふれあい入浴交付要綱一部抜粋

(2) 創意工夫をした事業実施分

組合が創意工夫をした事業を実施するのに必要となった経費の総額とし、各公衆浴場あたりの上限額については、各年度当初に市より通知するものとする。

結果

特に記載すべき事項はない。

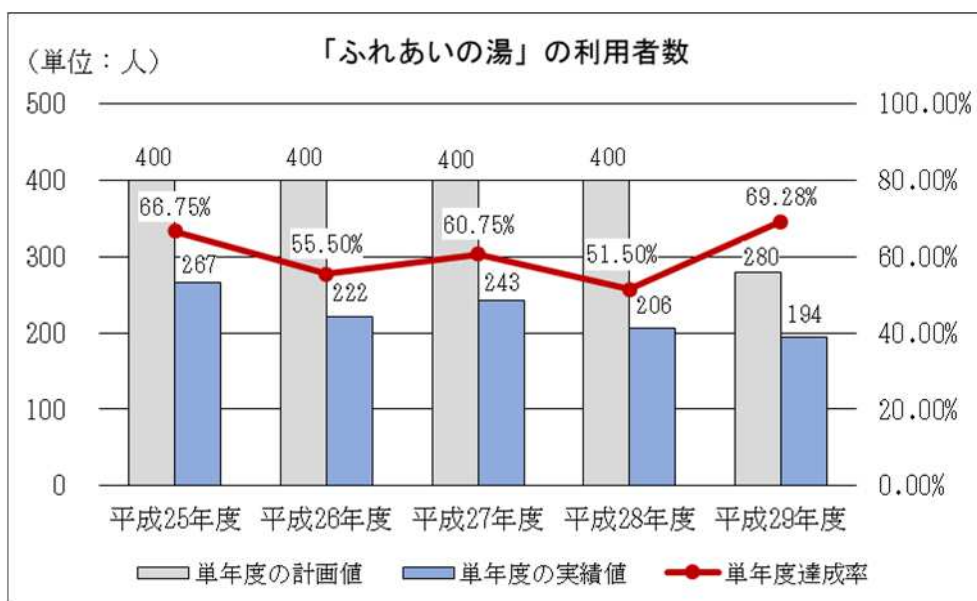
意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

(3) 今後のあり方の検討について

現状

過去 5 年間の利用者数は以下のとおりである。



結果

特に記載すべき事項はない。

意見

利用者数はふれあい入浴、ふれあいの湯ともに減少傾向にあり、現状では本事業が有効に実施されているかどうかは判断できない。また、高齢者の健康増進とコミュニケーションを目的とした他の福祉施策は、地域包括支援センター、街かどデイハウス、高齢クラブ、老人福祉センターで実施されている。

本事業は健康増進及びコミュニケーションの場の提供に一定の寄与をしているとも思えるが、お風呂がない家庭、貧困世帯への支援ではないため、緊急性も低く、制度設計当初から市民のニーズ及び組合の役割が変化していると考えられる。

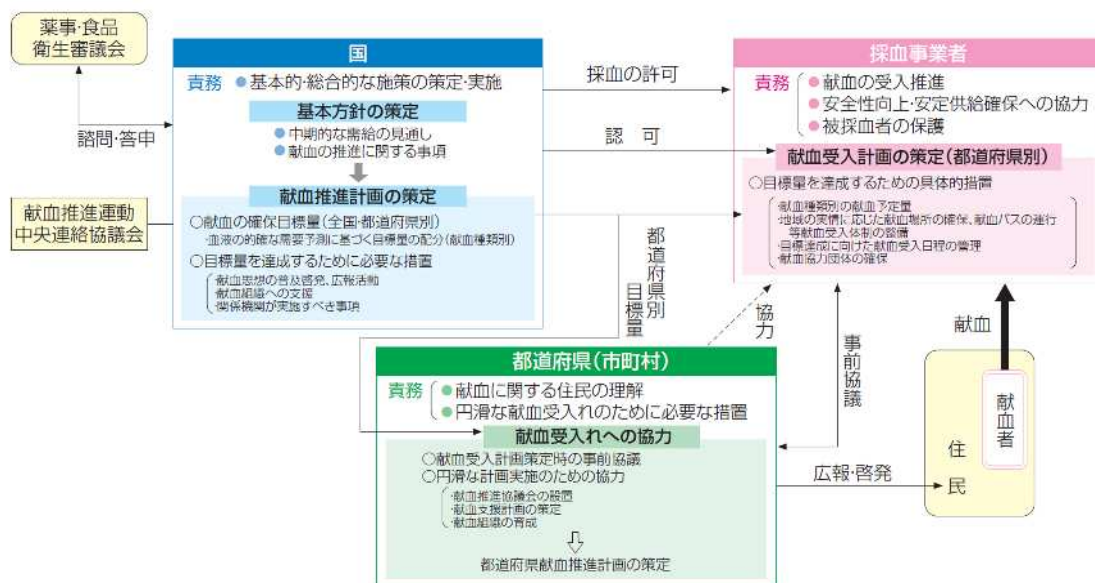
限られた財源の中、福祉施策を維持するためには、福祉施策の中でも何が必要か精査し、今後のあり方を検討すべきである。

【34】八尾市献血推進協議会助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	健康まちづくり部	課名	健康推進課		
補助金・負担金等の名称	八尾市献血推進協議会助成金					
補助金・負担金等の目的	市が推進する医療・保健施策の実効性を高め、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	採血実施回数・採血人数、献血の普及・広報活動実績等					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 50 年度以前	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市献血推進協議会助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	八尾市献血推進協議会が実施する、献血思想の普及・啓発及びその推進活動に係る経費					
交付先	八尾市献血推進協議会					
補助率	対象経費の一部助成					
交付手続フロー	実施計画・交付申請→交付決定→概算払い請求→概算払い →実績報告→額の確定→精算					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	2		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	800	800	800	800	800	800
最終予算額	800	800	800	800	800	
交付実績額	800	800	800	800	800	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

昭和 39 年 11 月 11 日付の厚生省薬務局長通知で示された献血推進対策要綱を受け、各都道府県において献血推進協議会の設置が開始され、厚生労働省から示される献血推進計画において市町村についても献血推進協議会を設置することが望ましいとされている。



(出所：厚生労働省ホームページ「献血の推進について」)

上述の国における献血推進計画を受け、市においても献血推進協議会が設置され、献血普及活動、広報活動を通じた献血の推進が実施されている。

本補助金は、市における医療保健施策の実効性を高め、住民福祉の向上に寄与することを目的として、八尾市献血推進協議会（以下、「協議会」という）に対し、予算の範囲内で交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象経費の明確化について

現状

助成金の助成対象経費については八尾市献血推進協議会助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第4条において定義されているものの、協議会が実施する、献血思想の普及・啓発及びその推進活動に係る経費という内容にとどまっており、補助対象経費の範囲が明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第4条 八尾市献血推進協議会の活動運営経費に対する一部助成については、八尾市献血推進協議会が実施する、献血思想の普及・啓発及びその推進活動に係る経費のうち、当該補助金の予算の範囲内とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、補助対象経費を勘定科目ごとに明記することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

【35】八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課		
補助金・負担金等の名称	八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金					
補助金・負担金等の目的	設置者に補助金を交付し、負担軽減を行うことにより、施設の整備促進を図り、定員増による待機児童の解消や子どもの安全を確保する。					
効果測定の方法	認定こども園等入所児童数、待機児童数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 21 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金交付要綱 保育所等整備交付金交付要綱 大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱 大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代等の一時金。					
交付先	施設整備実施事業者					
補助率	対象経費又は補助基準額を比較して低い額の 3 / 4					
交付手続フロー	事業計画→内示→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	650		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	480,509	370,518	730,852	141,662	1,947,002	1,137,479
最終予算額	539,574	805,540	523,448	165,071	1,395,103	
交付実績額	323,625	525,103	461,964	157,208	1,320,036	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	4	15	14	9	14	13

本補助金は、定員増による待機児童の解消や児童福祉の増進等を図るため、市内の認定こども園等に対し、施設の整備に必要な工事費等の補助を行うものである。本補助金は、国による「保育所等整備交付金交付要綱」及び大阪府による「大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱」並びに「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱」に定められている市町村負担分(対象経費の 1 / 4 ~ 1 / 12)を交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書の日付について

現状

事業者から提出された実績報告書の提出日付が平成 30 年 3 月 30 日となっている

ものの、実際には交付対象事業が平成 30 年 3 月下旬に完了した後、同年 4 月に実績報告が提出されており、実際に実績報告書を受領した日と書面上の日付が整合していない。

結果

実績報告の提出期限として、国による「平成 29 年度(平成 28 年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱」では以下のとおり定められている。

平成 29 年度(平成 28 年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱抜粋
(実績報告)

第 16 条 (1)

ア 市町村の長は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

また、大阪府による「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱」においては以下のとおり定められている。

大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱抜粋
(実績報告)

第 7 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第 7 号)を補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は交付の決定を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日までのいずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

本補助金の実績報告の提出期限について、市の交付要綱では、上述の国及び府の交付要綱で定められている実績報告の提出期限に準じるものと定められている。

しかし、実際には、実績報告書は平成 30 年 4 月に受領しているものの、平成 30 年 3 月 30 日付として日付を遡って処理しているため、上記要綱で定められている期日までに実績報告が提出されているかどうかを外部から検証することは困難である。実績報告書の日付は遡及して記載するべきではなく、実際に受領した日付を記載すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

【36】八尾市私立認定こども園等運営費補助金

1. 補助金の概要

本補助金は、保育の充実及び子育て支援の推進等を図るために、市内にある認定こども園等に対し、保育士を配置するために必要な人件費や休日保育事業実施に必要な経費等の運営費を補助するものである。

補助種別、補助項目別の補助対象経費は以下のとおりとなっている。

補助種別	補助項目	補助対象経費
人件費	嘱託医等手当加算	嘱託医師・嘱託歯科医師・嘱託薬剤師に対して支払う報酬。
	特別加配保育士配置費	特別加配保育士の人件費。ただし、1施設につき1人以内。
	保育サポート担当保育士配置費	保育サポート担当保育士の人件費。
	重度障がい児担当保育士配置費	重度障がい児保育担当保育士の人件費。
	認定こども園1号障がい児保育士配置費	認定こども園1号障がい児保育士の人件費。
	保育士配置基準改善費加算	市基準で保育士を配置するために必要な人件費。
	要配慮児サポートモデル事業担当保育士等配置費	要配慮児サポートモデル事業担当保育士等の人件費。
	保育所等運営充実人件費加算	保育所等の運営を支援するための人員を雇用するのに必要な人件費。
管理費	職員研修費加算	研修の参加負担金。ただし、日本国外での研修及び特別車両料金は対象外とする。
	職員健康管理費加算	健康診断・予防接種等にかかる経費。
事業費	児童衛生費加算	検診及び衛生管理に必要な経費及びそれに付随する物品等にかかる経費。ただし、嘱託医等手当加算に該当する費用を除く。
	行事費加算	行事の開催に必要な経費。
	給食充実事業	事業実施に必要な人件費または委託料。
	安全緊急対策事業	事業実施に必要な経費。
	情報提供推進事業	事業実施に必要な経費。
	子育て支援事業	事業実施に必要な経費。
	休日保育事業	事業実施に必要な経費。

	延長保育事業 (保育短時間認定)	事業実施に必要な経費。
	延長保育事業 (保育標準時間認定)	事業実施に必要な経費。
	一時預かり事業(一般型)	事業実施に必要な経費。
	一時預かり事業 (基幹型施設)	事業実施に必要な経費。
	一時預かり事業 (幼稚園型)	事業実施に必要な経費。
	保育士宿舍借り上げ 支援事業	賃借料その他の保育士用の宿舍を借り上げるにあたり必要とする経費。

本補助金については、報告書の構成上、内容として同性質の補助対象経費に区分して整理する。

私立認定こども園等運営費補助事業

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課
補助金・負担金等の名称	八尾市私立認定こども園等運営費補助金			
補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。			
効果測定の方法	認定こども園等入所児童数、待機児童数			
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 20 年度	補助終了(予定)年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市私立認定こども園等運営費補助金交付要綱			
補助金・負担金等の概要				
対象経費	・嘱託医師・嘱託歯科医師・嘱託薬剤師に対して支払う報酬。 ・特別加配保育士の人件費。ただし、1施設につき1人以内。 ・八尾市基準で保育士を配置するために必要な人件費。 ・要配慮児サポートモデル事業担当保育士等の人件費。 ・保育所等の運営を支援するための人員を雇用するのに必要な人件費。 ・研修の参加負担金。但し、日本国外での研修及び特別車両料金は対象外とする。 ・職員の健康診断・予防接種等にかかる経費。 ・児童の検診及び衛生管理に必要な経費及びそれに付随する物品等にかかる経費。ただし、嘱託医等手当加算に該当する費用を除く。 ・行事の開催に必要な経費。 ・給食充実事業実施に必要な人件費または委託料。 ・休日保育事業実施に必要な経費。			
交付先	私立認定こども園・私立保育所			

補助率	対象経費と補助基準額を比較して低いほうの額の 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→第 1 期支払請求→第 1 期支払→第 2 期支払請求→第 2 期支払→実績報告→額の確定→精算請求→精算支払					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5		年間関与時間 (単位：時間)	1,000	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	509,991	565,202	611,371	655,426	675,497	715,411
最終予算額	509,991	565,202	611,371	650,898	652,406	
交付実績額	549,427	527,818	561,858	573,076	577,938	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度 29	平成 26 年度 32	平成 27 年度 37	平成 28 年度 41	平成 29 年度 43	平成 30 年度 45

2. 監査の結果及び意見

(1) 特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算について

現状

上表のとおり、特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算はともに運営費補助のうち人件費を補助対象経費として交付される補助金である。

特別加配保育士配置費は、特別加配保育士を配置している事業者に対して、当該特別加配保育士に係る人件費を補助するものである。特別加配保育士として必要な資格は保育士資格のみであることから、各事業者において、保育士資格を有する者の中から任意で特別加配担当を設定し、配置している。補助金交付にあたって、特別加配保育士として設定されている者の人件費を実績報告書に記載して報告すれば、当該人件費と補助基準額を比較して、少ない方の額が補助金として交付される。

また、保育士配置基準改善費加算は、1～2 歳児を担当する保育士の国の配置基準「6：1」(児童 6 人に対して保育士 1 人)に対し、市はそれを上回る独自の配置基準「5：1」(児童 5 人に対して保育士 1 人)を設定しており、当該市独自の配置基準を満たしている事業者に対して交付される補助金である。市独自の配置基準を満たしている事業者側で任意の保育士の人件費を実績報告書に記載して報告すれば、当該人件費と補助基準額を比較して、少ない方の額が補助金として交付される。

補助項目	補助要件	補助対象経費	補助基準額	補助基本額
特別加配保育士配置費	特別加配保育士を配置していること	特別加配保育士の人件費	保育士 1 人あたりの人件費 3,587,200 円	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
保育士配置基準改善費加算	1～2 歳児を担当する保育士を市基準「5：1」で配置	市基準で保育士を配置するために必要な	保育士 1 人あたりの人件費 3,276,500 円	

	していること	人件費		
--	--------	-----	--	--

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

特別加配保育士配置費について、特別加配保育士としての資格は保育士資格を有していれば満たされるため、各事業者において保育士資格を有する者の中から任意で設定・配置することが出来る。このため、年間の給与額が補助基準額である3,587,200円を超える保育士を特別加配保育士として配置しておけば、補助基準額の満額を受領することが出来る仕組みとなっている。

また、保育士配置基準改善加算についても、市独自の配置基準である「5：1」を満たしている事業者であれば、任意の保育士の人件費を実績報告として報告することが出来る。このため、年間の給与額が補助基準額である3,276,500円を超える保育士を実績報告書に記載し報告すれば、補助基準額の満額を受領することが出来る仕組みとなっている。

両者ともに上述のような仕組みであることから、ほとんどの事業者において補助基準額を超える保育士の人件費を実績として報告してくる状況であるため、補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額を交付するという判定が、あまり意味をなさないものとなっている。また、保育士の配置の仕方や実績報告の記載の仕方等で補助基準額満額が交付される事業者と補助基準額に満たない額が交付される事業者が存在することとなっているため、事業者間の公平性の観点からも問題がある。

以上のような問題点を解消するため、特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算について、補助要件を満たしている事業者に対しては、一律で一定額の補助を行うことを検討すべきである。

障がい児保育支援事業

補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。障がい児を私立保育所（園）等にて集団保育することにより、児童の心身の発達を促す。					
効果測定の方法	障がい児保育を実施している私立保育所等の数。					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	保育サポート担当保育士の人件費。 重度障がい児保育担当保育士の人件費。					
補助率	対象経費と補助基準額を比較して少ないほうの額の 10/10					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5	年間関与時間 (単位：時間)	400		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	265,453	258,279	261,866	286,976	330,023	362,308
最終予算額	263,502	258,279	261,571	286,976	330,023	
交付実績額	208,471	219,072	241,648	302,698	320,421	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	22	24	25	27	27	28

本区分は、本補助金のうち、認定こども園等で障がい児保育事業を行うにあたって必要な経費を補助するものである。具体的には、保育サポート担当保育士の人件費と重度障がい児保育担当保育士の人件費が補助対象経費として補助されるものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

認定こども園等安全緊急対策事業

補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	認定こども園等入所児童数、待機児童数					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	安全緊急対策事業実施に必要な経費					
補助率	対象経費と補助基準額を比較して少ないほうの額の 10/10					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5		年間関与時間 (単位：時間)	50	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	39,792	44,209	51,055	57,566	63,513	66,779
最終予算額	39,792	44,209	51,055	57,566	63,513	
交付実績額	36,139	39,601	46,439	50,145	52,251	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	29	32	37	40	41	42

本区分は、本補助金のうち、認定こども園等で実施される安全緊急対策事業に必要な経費を補助するものである。具体的には、安全緊急対策員を設置している場合の当該人件費が補助対象経費として補助されるものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

一時預かり事業

補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。就学前児童の保育を、家庭以外のところで一時的に必要な保護者への対応を行うことにより、安心して子育てができるような環境整備を推進し、福祉サービスの充実を図る。					
効果測定の方法	一時預かり事業実施施設数					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	一時預かり事業実施に必要な経費					
補助率	対象経費と補助基準額を比較して少ないほうの額の 10/10					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5	年間関与時間 (単位：時間)	200		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	42,120	46,390	55,553	57,220	50,581	58,962
最終予算額	45,660	53,934	55,553	57,220	50,581	
交付実績額	31,691	40,173	39,600	41,017	31,951	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	22	21	21	22	19	18

本区分は、本補助金のうち、認定こども園等で行っている一時預かり事業実施に必要な経費を補助するものである。国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」で定められている一時預かり事業を実施している場合に事業実施に必要な経費が補助されるものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

延長保育事業

補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	延長保育実施園率					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	延長保育の事業実施に必要な経費					
補助率	対象経費と補助基準額を比較して少ないほうの額の 10/10					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5	年間関与時間 (単位：時間)		200	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	169,615	184,329	52,252	77,756	48,210	33,104
最終予算額	169,615	185,236	52,252	77,756	48,210	
交付実績額	164,192	174,973	32,212	33,268	7,695	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	29	32	35	37	22	11

本区分は、本補助金のうち、認定こども園等で行っている延長保育事業実施に必要な経費を補助するものである。国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」で定められている延長保育事業を実施している場合に事業実施に必要な経費が補助されるものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

宿舍借上げ支援事業

補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	認定こども園等入所児童数、待機児童数					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	賃借料その他の保育士用の宿舍を借り上げるにあたり必要とする経費					
補助率	対象経費と補助基準額を比較して少ないほうの額の 3 / 4					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5	年間関与時間 (単位：時間)		50	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	-	-	-	-	32,472	33,210
最終予算額	-	-	-	-	32,472	
交付実績額	-	-	-	-	5,798	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	-	-	-	-	7	14

本区分は、本補助金のうち、認定こども園等が行っている保育士用宿舍の借り上げに必要な経費等を補助するものである。保育士確保施策の一環として、保育士の就労環境の向上を図るため、保育士用の宿舍を認定こども園等が借り上げた際の賃借料等の経費を補助対象経費として補助されるものである。

2 . 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

私立保育所等子育て支援事業

補助金・負担金等の目的	私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	認定こども園等入所児童数、待機児童数					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	情報提供推進事業実施に必要な経費 子育て支援事業実施に必要な経費					
補助率	10/10					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	5	年間関与時間 (単位：時間)		100	
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額（単位：千円）						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	35,100	37,700	36,400	20,800	15,600	11,700
最終予算額	35,100	37,700	36,400	20,800	15,600	
交付実績額	30,547	33,596	32,674	16,559	11,249	
交付件数 (単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	27	29	28	16	12	9

本区分は、本補助金のうち、認定こども園等が行っている情報提供推進事業等の実施に必要な経費を補助するものである。具体的には、ホームページ・電子メール等の電子媒体の活用及び冊子・パンフレット等の発行により、施設の紹介や施設が行う子育て支援に関する情報提供の実施に必要な経費を補助対象経費として補助されるものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【37】八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課		
補助金・負担金等の名称	八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金					
補助金・負担金等の目的	私立幼稚園の設置者が、私立幼稚園に就園する幼児の保護者に行う入園料及び保育料の減免措置に対し、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、就学前教育の推進を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	3・4・5歳児の私立幼稚園在園率					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(国) 八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付基準					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	入園料及び保育料					
交付先	私立幼稚園					
補助率	園児 1 人あたりの補助限度額又は支出額いずれか低いほうの額の 10/10					
交付手続フロー	事業計画→交付申請→交付決定→異動報告 →事業変更計画→異動報告 →変更交付決定→異動報告 ・実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	720		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	170,104	229,524	207,346	158,647	161,830	125,741
最終予算額	170,104	229,524	208,463	158,647	161,830	
交付実績額	169,111	228,466	208,444	153,514	151,332	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1,511	1,731	1,529	1,099	1,083	833

市では幼稚園教育の一層の普及・充実を図るため、私立幼稚園に就園している児童の保護者に対して、市民税の額に応じて保育料の減免が行われている。本補助金は、私立幼稚園が保護者に行った当該減免措置に対する部分について交付される補助金である。本補助金は、下表のとおり補助限度額が定められている。

平成 29 年度補助限度額（年額）			
区分	1 人就園の場合または 2 人以上就園している場合の 1 人目の園児	2 人以上就園している場合の 2 人目の園児	3 人以上就園している場合の 3 人目以降の園児
生活保護受給世帯	308,000 円以内	308,000 円以内	308,000 円以内
当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯	272,000 円以内	308,000 円以内	308,000 円以内

平成 29 年度補助限度額（年額）			
区分	1 人就園の場合または 2 人以上就園している場合の 1 人目の園児	2 人以上就園している場合の 2 人目の園児	3 人以上就園している場合の 3 人目以降の園児
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税の世帯（均等割のみ課税されている世帯）			
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が、77,100 円以下の世帯	187,200 円以内	247,000 円以内	308,000 円以内
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が、211,200 円以下の世帯	62,200 円以内	185,000 円以内	308,000 円以内
上記区分以外の世帯	—	154,000 円以内	308,000 円以内

2 . 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【38】八尾市保育士確保事業費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課		
補助金・負担金等の名称	八尾市保育士確保事業費補助金					
補助金・負担金等の目的	待機児童解消に係る認定こども園や保育園の創設・定員拡大を進めるなかで保育士確保を支援することを目的とする。					
効果測定の方法	民間保育園等の新規採用保育士数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 29 年度	補助終了(予定)年度	平成 34 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市保育士確保事業費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	補助対象者が支払う生活費等					
交付先	補助金申請者					
補助率	年間 10 万円固定					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→請求→実績報告→額の確定					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	120		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	-	-	-	-	12,900	25,500
最終予算額	-	-	-	-	12,900	
交付実績額	-	-	-	-	9,900	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	-	-	-	-	99	255

本補助金は、保育士不足が深刻な中で市内の認定こども園等に就職することへの動機づけとして行われる補助であり、市内の認定こども園等で新たに採用された保育士に対して、年間 10 万円の補助金が交付されるものである。なお、同一人が何度も受給することがないよう、次に掲げる要件をすべて満たす者に対して交付するものとしている。

【補助対象者】

(1)	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに正規職員の保育士等として雇用された者。但し、同一法人内での勤務施設の変更は除くものとする。
(2)	雇用開始日から 2 年間勤務する者。
(3)	市内の認定こども園等で正規職員の保育士等として勤務している者。
(4)	八尾市私立保育所等運営費補助金交付要綱に定める保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象経費の対象となっていない者。
(5)	過去の職歴において、雇用開始日から 1 か月以前の間に市内の認定こ

	ども園等に正規職員として勤務した経験のない者。
--	-------------------------

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【39】八尾市私立幼稚園就園助成費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課		
補助金・負担金等の名称	八尾市私立幼稚園就園助成費補助金					
補助金・負担金等の目的	補助金を交付することにより、市の就学前教育「幼稚園教育」の推進を図り、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図り、幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	3・4・5歳の私立幼稚園在園率、就園助成費補助金交付者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	就園奨励費対象外の満3・3歳児の保護者及び保育料から就園奨励費を差引き、保護者負担額が公立保育料を上回った4・5歳児の保護者に25,000円以内で助成する。					
交付先	八尾市内に所在する私立幼稚園に就園する幼児の保護者で八尾市内に住所を有するもの					
補助率	最大 25,000 円					
交付手続フロー	事業計画→交付申請→交付決定→異動報告 →事業変更計画→異動報告 →変更交付決定→異動報告 ・実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員(単位：人)	2	年間関与時間(単位：時間)	720		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位：千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	28,325	20,750	16,925	10,825	9,500	6,425
最終予算額	28,303	20,347	15,980	10,825	9,500	
交付実績額	26,735	18,897	15,834	8,222	6,431	
交付件数(単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1,150	806	681	380	348	257

市において、幼稚園教育の一層の普及・充実を図るため、私立幼稚園に就園している児童の保護者に対して、市民税の額に応じて保育料の減免が行われている。本補助金は、私立幼稚園が保護者に行った当該減免措置に対する部分について交付される補助金である。本補助金は、下表のとおり補助限度額が定められている。

平成29年度補助限度額（年額）	
市内の私立幼稚園に通園する満3・3歳児がいて、就園奨励費対象外の世帯 （満3歳とは、年度途中で3歳の誕生日を迎えた時点で入園した園児を指す）	25,000 円以内
市内の私立幼稚園に通園する4・5歳児がいて、就園奨	25,000 円以内

励費対象外の世帯及び保育料から就園奨励費を差引き保護者負担額が市立幼稚園の保育料を上回る世帯	
--	--

2 . 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【40】八尾市私立幼稚園事務協力金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課		
補助金・負担金等の名称	八尾市私立幼稚園事務協力金					
補助金・負担金等の目的	八尾市の就学前教育の推進を図り、八尾市の私立幼稚園との連携及び幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	3・4・5歳の私立幼稚園在園率、事務協力金算定対象者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成2年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市私立幼稚園事務協力金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	就園奨励費等補助事業にかかる事務的経費。園児1人につき2,400円。 就学時健康診断にかかる事務的経費。園児1人につき1,900円					
交付先	八尾市内の私立幼稚園					
補助率	10/10					
交付手続フロー	件数報告→事業実施→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	30		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位：千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	4,347	4,360	4,360	2,928	3,003	2,131
最終予算額	4,368	4,762	4,187	2,928	3,003	
交付実績額	4,369	4,763	4,145	2,805	2,680	
交付件数 (単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1,944	2,103	1,828	1,241	1,177	941

本協力金は、私立保育園における就園奨励費等補助事業に係る事務的経費及び就学時健康診断に係る事務的経費を補助対象経費として補助するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【41】私立幼稚園安全緊急対策事業費補助金

1．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	こども施設課		
補助金・負担金等の名称	私立幼稚園安全緊急対策事業費補助金					
補助金・負担金等の目的	在園する園児が安心して園生活を送れる環境を確保するとともに、地域における安全な幼稚園づくりに資することを目的とする。					
効果測定の方法	補助金を活用している園数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 17 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	私立幼稚園安全緊急対策事業費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	補助事業実施に必要な人件費及び諸経費（被服費、通信費等）					
交付先	私立幼稚園					
補助率	補助対象額と補助基準額を比較して少ないほうの額の 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	20		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	3,607	3,649	2,688	2,173	1,851	1,861
最終予算額	3,607	3,649	2,688	2,173	1,851	
交付実績額	3,607	3,649	2,688	2,173	1,851	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	4	4	3	2	2	2

本補助金は、私立保育園が行う安全緊急対策事業に必要な経費を補助するものである。具体的には、私立幼稚園が安全緊急対策員を設置している場合の当該人件費が補助対象経費として補助されるものである。なお、市においては、私立幼稚園の認定こども園への移行を推進していることから、申請件数は減少傾向にあり、平成 30 年度の申請件数は 2 件となっている。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【42】母子家庭等自立支援事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	子育て支援課		
補助金・負担金等の名称	母子家庭等自立支援事業補助金 (母子家庭等自立支援教育訓練給付金・母子家庭等高等職業訓練促進給付金)					
補助金・負担金等の目的	母子家庭等(ひとり親家庭)の自立促進や養成機関で受講中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供することを目的とする。					
効果測定の方法	母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給件数及び母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業利用者数で測定					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 15 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 八尾市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 八尾市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】指定講座の受講に係る費用 【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】養成機関で受講中の対象世帯の生活費					
交付先	母子家庭等(ひとり親家庭)の親					
補助率	【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 指定講座の受講に係る費用の 6 割相当額(雇用保険制度の教育訓練給付金受給者は 6 割相当額との差額を支給) 支給額に条件あり 【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 月額 100,000 円(市民税非課税世帯) 月額 70,500 円(市民税課税世帯) 50,000 円(修了支援給付金・市民税非課税世帯) 25,000 円(修了支援給付金・市民税課税世帯)					
交付手続フロー	【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 相談→講座指定申請(講座受講前)→講座指定決定→教育訓練給付金申請(講座終了後・対象者のみ)→支給申請(講座終了後)→支給決定→請求 【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 相談→支給申請→支給決定→毎月請求(出席日数報告とともに) 支給申請→支給決定→請求(修了支援給付金)					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位:人)	3		年間関与時間 (単位:時間)	1,116	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位:千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	38,518	29,712	26,780	24,922	39,416	39,809
最終予算額	22,407	18,016	16,894	24,040	30,464	
交付実績額	21,210	17,331	15,951	21,254	28,624	
交付件数(母子家庭等自立支援教育訓練給付金) (単位:件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	2	4	2	8	13	16

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数（母子家庭 等 高等職業訓練促 進給付金） （単位：件）	18	17	15	20	27	34
交付件数（母子家庭 等 高等職業訓練促 進給付金修了支援 給付金） （単位：件）	5	6	8	6	9	13

本補助金は、ひとり親家庭に対して、スキルアップや転職活動に有利な資格取得のため、指定講座の受講費用や受講中の生活費等を補助し、自立を促すことを目的として交付される補助金である。本補助金は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金と母子家庭等高等職業訓練促進給付金の２つに分かれる。

両給付金ともに、国の「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」及び「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」に準じて交付されるものである。母子家庭等自立支援教育訓練給付金は、国で定める雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座が対象となり、母子家庭等高等職業訓練促進給付金は、養成機関において１年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて対象資格を定めることとされている。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金は、市で指定したキャリアアップに役立つ講座の受講費用の一部を給付するものである。基本的には、働きながら受講、資格取得してキャリアアップを目指すことが多く、当該給付金で受講される具体的な講座は、介護職員初任者研修修了、医療事務講座等が一般的である。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金は、養成機関で受講中の対象世帯の生活費を給付するものである。対象資格は、看護師や准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士等となっており、一定期間、養成機関で受講、修学しなければ取得することが困難な資格が指定されている。そのため、フルタイムで働きながら資格を取得することが難しいことが想定されるため、当該受講期間の生活の不安を解消する目的で生活費見合いの補助金が給付されるものとなっている。なお、受講費用については、資金が不足する場合は貸付や奨学金を活用するケースが多く、市においても貸付制度が設けられている。

２．監査の結果及び意見

（１）母子家庭等自立支援教育訓練給付金の利用者アンケートの実施について 現状

母子家庭等高等職業訓練促進給付金は、国から報告を求められていることもあり、養成機関での修学が修了した際に、受給者に就職状況等のアンケートを実施し、所管課において自立状況の調査を行っている。一方、母子家庭等自立支援教育訓練給

付金については、既に就いている職場の仕事をしながらキャリアアップのために指定講座を受講する受給者が多いこともあり、講座修了後の就職状況等のアンケートは実施していない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金については、ひとり親家庭の資格取得により就業を効果的に支援し、自立促進を図ることを目的としている。母子家庭等自立支援教育訓練給付金においても、指定講座を修了した結果、受給者の就業・労働状況がどのように改善したのかを把握することは、本補助金の効果測定にあたって必要であると考えられる。

したがって、母子家庭等高等職業訓練促進給付金同様、母子家庭等自立支援教育訓練給付金についても、指定講座修了後の就業・労働状況についてアンケートを実施し、受給者の状況の把握に努めるべきである。

(2) 成果指標の設定について

現状

本補助金は、事務事業評価の対象となっているが、現状、それぞれの補助金の支給件数や利用者数を成果指標として設定している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金は、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的としているため、最終的に受給者の自立支援につながっていることが確認できる指標を設定すべきである。具体的には、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を受給した者の就職率や就職件数、資格取得率等を成果指標とすることが考えられる。しかし、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の申請受付は年間を通じて随時行われており、かつ、受講修了後、一定期間経過しなければ、転職や資格取得による待遇改善等の自立につながっている旨の効果を測ることが難しい講座もある。そのため、まずは、事務事業評価における成果指標は現在設定している成果指標を用いつつ、別途、所管課の内部で就職率や就職件数、資格取得率等の指標を測定し、受給者の自立支援につながっていることを適切に把握すべきである。それにより、受給者の受講後の状況を的確に把握し、今後の受講希望者へのアドバイ

スや相談対応、受講後のフォローアップ等に役立てるべきである。

【43】八尾市実費徴収に係る補足給付事業

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	子育て支援課		
補助金・負担金等の名称	八尾市実費徴収に係る補足給付事業					
補助金・負担金等の目的	低所得で生計が困難である者の子どもが、認定こども園・保育所（園）を利用する場合において、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の一部を給付する。					
効果測定の方法	利用人数					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	29 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	子ども・子育て支援法、八尾市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の一部					
交付先	子どもが認定こども園・保育所（園）を利用している生活保護世帯である保護者					
補助・負担率	補助					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額					4,563	4,374
最終予算額					4,563	
交付実績額					2,381	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
					167	186

(1) 八尾市実費徴収に係る補足給付事業の概要

八尾市実費徴収に係る補足給付事業については、低所得で生計が困難である者の児童が、認定こども園等で使用する日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を給付するものである。対象は、生活保護世帯であり、平成 29 年度から補助が開始されている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【44】八尾市放課後児童クラブ事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	青少年課		
補助金・負担金等の名称	八尾市放課後児童クラブ事業補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾市において放課後児童健全育成事業の届出を行い、八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に沿って運営を行う事業者に対し、本補助金を交付することで、八尾市内における同事業を利用している児童の健全な育成を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	受入児童数等					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 29 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	受入児童数等に応じた基準額（対象経費ではない）					
交付先	放課後児童健全育成事業を行うもの					
補助率	基準額全額					
交付手続フロー	申請→決定→請求					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額					10,123	4,699
最終予算額					10,123	
交付実績額					3,099	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
					1	1

(1) 八尾市放課後児童クラブ事業補助金の概要

八尾市放課後児童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として実施されている。当該事業は、これまで市においてすべて公設公営で実施されてきたが、共働き世代の増加に伴う放課後児童クラブ施設の不足に伴い、平成 29 年度より民間の事業者(社会福祉法人)が参入して当該事業を開始している。平成 30 年 4 月 1 日において、放課後児童クラブは市内に全 74 か所設置されている。うち、1 か所が民間で運営されており、本補助金は当該民間運営施設に対する補助金となっている。

補助対象経費は、国による「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準じて、定められており、補助基準額は以下のとおりとなっている。

交付基準額				
項目		ランク	入会児童数	年額
補助 基本額	事業費 (1教室あたり)	A	1人～19人	2,238千円 - (19人 - 1教室の児童数) × 27千円
		B	20人～35人	4,306千円 - (36人 - 1教室の児童数) × 25千円
		C	36人～45人	4,306千円
		D	46人～70人	4,306千円 - (1教室の児童数 - 45人) × 53千円
		E	71人以上	2,917千円
	開設日数加算額 (1教室あたり)	原則として1日8時間以上開所している学童保育所について、 (年間開所日数 - 250日) × 17千円		
	長時間開所加算額 (1教室あたり)	平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 378千円 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170千円		
	主任手当(1クラブあたり)	120千円		

2. 監査の結果及び意見

(1) 確定通知について

現状

八尾市補助金交付規則第16条において、実績報告を受けた場合、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ通知するものと定められている。

交付規則一部抜粋

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

しかし、本補助金について、確定通知が発出されていない。

結果

確定通知が発出されなければ、提出された実績報告について、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであったか否かについて対外的に不明瞭となるおそれがある。したがって、実績報告を受けたのち、速やかに確定通知を発出すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

(2) 利用料の返還について

現状

放課後児童クラブは、本補助金及び利用者から徴収する利用料を主な財源として運営されている。利用料については、現状、市営の施設においては、月曜日から金曜日の利用者は月 5 千円となっており、月曜日から土曜日の利用者は月 6 千円と設定されている。民営の施設については、月曜日から土曜日の利用者のみを募集しており、月額 6 千円で固定となっている。

現状、市では市営の施設も民営の施設も月ごとに放課後児童クラブの利用料を徴収しており、月の途中で退所した児童がいる場合、日割計算を行い、退所した日数分の利用料を利用者に返還している。

月の途中で退室児童に対して徴収した利用料を日割計算して返還する場合、事務が煩雑となり事務コストが発生している(市営の施設においては行政コストとなる)。日割による利用料還付計算事務は、以下の流れで行われている。

	事務処理の流れ
1	退室児童に係るシステム入力(日割入力の計算必要)
2	同情報の管理表(別エクセルファイル)への入力
3	還付決定通知及び還付請求書作成・発送
4	還付請求書処理(振込データ) 会計伝票作成
5	還付日のお知らせ通知の作成・発送
6	未請求者への再通知作成・発送

市営の施設、民営の施設を合わせた平成 29 年 4 月 1 日入室児童数は 3,286 名となっており、うち、月の途中で退室したことにより還付事務が発生した児童数は 142 名となっている。1 児童あたりの処理時間を少なく見積もっても 10 分程度であるため、市営の施設と民営の施設において生じている作業時間を概算すると 10 分×142 名 23 時間 30 分程度となり、一定の事務コストが生じている状況にある。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

共働き世代の増加に伴い、今後は民間事業者の参入により上述の事務処理とは別に補助金行政事務が増加することが想定されるため、上述の事務コストを削減することが望ましい。

また、今後、更なる民間事業者の参入が期待され、補助金額も増加すること見込まれる。このような状況で利用料の日割返還を民営施設に求めることとした場合、その事務コストに対応する補助金が必要となる。

さらに、大阪府下の他の中核市（豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市）においても、月の途中で退室した児童がいる場合、以下のとおり日割計算による返還を行っている団体はなく、ほとんどの団体が月額利用料の返還を行っていない状況である。

団体名	豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市
月額利用料	6,000 円	6,500 円	7,200 円	6,500 円
月の途中退室児童への日割返還の有無	月の 15 日以前に退室した場合は月額の 5 割を返還	月の途中退室児童がいても月額利用料は返還しない	月の途中退室児童がいても月額利用料は返還しない	月の途中退室児童がいても月額利用料は返還しない

上述のことから、公営の施設も民営の施設も月の途中で退室した児童の月額利用料は返還しない取り扱いとすることを検討すべきである。なお、月の途中で退所した児童の月額利用料を返還しない場合は、月額利用料は返還しない旨のアナウンスを、利用者が入所申請する際等に事前に行う等の一定の配慮が必要である。

【45】がんばる「八尾っ子」応援事業応援金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	こども未来部	課名	青少年課		
補助金・負担金等の名称	がんばる「八尾っ子」応援事業応援金					
補助金・負担金等の目的	スポーツ活動及び文化活動において、八尾市を全国発信等する功績をあげたこどもに対して、表彰及び応援金の交付を行うことを通じて、こどもたちの可能性を広げ、個性や能力を向上させることを目的とする。					
効果測定の方法	表彰及び交付を受ける団体・個人数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 22 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	がんばる「八尾っ子」応援事業実施要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	受賞者に今後の活動のための応援金として支給					
交付先	受賞者					
補助率	表彰区分に応じた応援金を支給					
交付手続フロー	申請→審査→受賞決定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員(単位：人)	1	年間関与時間(単位：時間)	64		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
最終予算額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
交付実績額	1,860	820	1,570	700	1,100	
交付件数(単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	20	14	22	13	13	22

(1) がんばる「八尾っ子」応援事業の概要

がんばる「八尾っ子」応援事業は、こどもの個性や能力を向上させることを目的に、スポーツ活動及び文化活動において優秀な成績を収めたものに対して表彰及び応援金の交付を行うものである。

表彰及び応援金は大きく分けて以下のとおり定められている。

表彰の名称	表彰等の対象	応援金の金額
八尾っ子特別功労賞	八尾っ子栄誉賞に相当する功績を超える功績(国際規模の大会での一定の成績等)をあげたもの又は評価(国際規模の大会で日本代表メンバーに選考される等)を受けた	100,000 円

	もので市長が認めるもの	
八尾っ子栄誉賞（日本一）	全国規模の大会において優勝したもの等又は八尾っ子特別功労賞の表彰等の決定をされ、過去に八尾っ子栄誉賞を受けていないもので市長が認めるもの	200,000 円
八尾っ子奨励賞（大阪一）	大阪府規模の大会において優勝したもの等	50,000 円
八尾っ子敢闘賞（特別功労賞相当）	八尾っ子特別功労賞に相当する功績等をあげた団体であって、大会登録メンバー中八尾市在住者が過半数に満たない場合	個人表彰として取り扱い、八尾市在住者一人につき 20,000 円
八尾っ子敢闘賞（栄誉賞相当）	八尾っ子栄誉賞に相当する功績等をあげた団体であって、大会登録メンバー中八尾市在住者が過半数に満たない場合	同上
がんばる八尾っ子賞	上記各賞の受賞には至らなかったが、功績をあげた大会の規模等が上記各賞における大会等に準ずると認められたもの	10,000 円

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【46】八尾市ものづくり集積促進奨励金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市ものづくり集積促進奨励金					
補助金・負担金等の目的	市内産業集積の維持発展のため、市内での工場の立地を促進し、集積する地域での円滑な生産活動を確保することにより、雇用の創出、産業振興及び地域経済の活性化を図る。また、市内工場の流出防止及び市外工場の流入促進を図る。					
効果測定の方法	工場立地に伴う設備投資額や雇用人数の増加等					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 19 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	製造業を営む者が市内の工業専用地域、工業地域、準工業地域に延床 500㎡以上の工場等の建築又は購入した場合、対象となる資産（土地、家屋）にかかる固定資産税の 1 / 2 以内を補助金として交付。					
交付先	製造事業者					
補助率	対象となる資産にかかる固定資産税の 1 / 2 以内					
交付手続フロー	事業申請→事業指定決定→事業完了報告→交付申請（交付決定）→交付実績報告（交付額確定通知）→交付請求→交付					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	90		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	57,579	55,727	48,742	43,791	40,767	39,282
最終予算額	57,579	55,727	48,742	37,291	40,767	
交付実績額	56,371	54,713	41,404	36,958	38,106	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	36	34	29	28	29	31

本補助金は、市内の工業集積の維持・発展を図ることにより、八尾市第 5 次総合計画における施策「世界に誇るものづくりの振興と発信」を推進することを目的として、市内の工業専用地域、工業地域、準工業地域に延床 500 m²以上の工場等の建築又は購入した製造業者に対して予算の範囲内で交付されるものである。

補助対象となる資産の固定資産税の 1 / 2 を補助しており、交付期間は補助金交付開始から最長 5 年を限度としている。

補助金の交付要綱については随時見直しを実施しており、平成 28 年度に償却資産税を補助対象外とし、平成 30 年度においては都市計画税を補助対象外としている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【47】八尾河内音頭まつり振興会補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾河内音頭まつり振興会補助金					
補助金・負担金等の目的	河内音頭の本場にふさわしい活気と魅力ある八尾河内音頭まつりの実施に向けた支援					
効果測定の方法	八尾河内音頭まつりの来場者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 18 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾河内音頭まつり補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	事業費、その他市長が必要と認めた経費					
交付先	八尾河内音頭まつり振興会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	事業計画→内示→交付申請→交付決定→請求→概算払→実績報告→確定					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	3	年間関与時間 (単位：時間)	70		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	16,000	16,000	17,000	15,300	30,127	16,342
最終予算額	16,000	16,000	17,000	15,300	30,307	
交付実績額	16,000	16,000	17,000	15,300	30,307	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、市の伝統文化である河内音頭を継承し、河内音頭のふるさと・八尾を全国に発信することにより、市民の親睦と郷土愛の育成を図り、市の振興・発展に資することを目的として八尾河内音頭まつり振興会に対して予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は事業費であり内訳としては、設備費、河内音頭経費、イベント経費、広告宣伝費、河内音頭啓発費、警備費等である。当該補助対象経費の合計から協賛金等の自己収入を控除した額をもって補助金額を計算している。

平成 29 年度の補助金交付実績については、40 周年記念として 2 日間にわたって実施したことにより、30,300 千円に増加している。平成 30 年度に関しては台風の影響により中止となったが、事前準備等の必要経費分については、交付する予定で

ある。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【48】一般社団法人八尾市観光協会運営補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	一般社団法人八尾市観光協会運営補助金					
補助金・負担金等の目的	(一社)八尾市観光協会の円滑な運営に資するため					
効果測定の方法	八尾探事業のプログラム数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	(一社)八尾市観光協会の管理に要する経費及び事業に要する経費					
交付先	(一社)八尾市観光協会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	事業計画→内示→交付申請→交付決定→請求→概算払→実績報告→確定					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	3	年間関与時間 (単位：時間)	70		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	11,534	30,845	29,717	29,000	26,854	29,000
最終予算額	9,839	30,632	30,716	29,000	26,854	
交付実績額	9,839	30,632	30,716	29,000	26,854	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 補助金について

本補助金は八尾市第 5 次総合計画における施策「八尾の魅力発見と発信」を図ることを目的とし、一般社団法人八尾市観光協会（以下、「観光協会」という）に対して交付するものである。

観光協会は市及びその周辺地域の観光に関する事業を、市民、事業者、団体、行政が協働して推進し、産業の活性化につながる地域文化の振興等、活力あるまちの形成をめざし、市民生活の向上に寄与することを目的として平成 25 年度に市と八尾商工会議所により設立された一般社団法人である。主な事業内容は以下のとおりである。

- ・観光に関する宣伝及び観光案内事業
- ・観光に関するイベント企画・運営事業
- ・観光案内所の管理運営事業
- ・市内観光情報の調査、研究、資料収集等の事業
- ・観光関係団体との連携及び観光を通じての行政への協力

(2) 平成 28 年度の包括外部監査での指摘事項及び措置状況について

平成 28 年度の包括外部監査で、本補助金については以下のような意見がされている。

意見の内容（要旨）

市は観光協会へ、「一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱」に基づき（１）協会職員の人件費（２）事業費、（３）その他市長が必要と認めた経費を補助対象経費として補助割合 100%で補助金を交付しているが、交付要綱においては補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされていない。

今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にすることが必要である。これは事業費及び運営費ごとに必要な補助を行うとともに、将来的に会員数の増加や自主事業の増加による観光協会経営の安定化に伴い運営費の補助割合を見直すことで、自立的な経営を促すためである。

また、現状として、毎年度会費による収入分程度の利益剰余金が増加している中で、人件費等の運営費について補助割合 100%で補助金を交付し続けることは疑問であるため、会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。

上述の意見に対して、市では交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明記し、会費相当額についても補助対象経費額より控除して交付額を算定し、措置済みとされている。

一方、人件費等の運営費について補助割合 100%となっている状況に変化はなく、設立から 5 年経過した現在において、依然として運営費補助金に依存している状況にある。市としては一定の自主財源を見込めることができるようになっていくとされており、最終的に観光協会が一般社団法人として自立した運営が実施できるよう、今後も補助対象経費の見直しと自助努力の促進を継続されたい。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【49】信用保証料補給金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	信用保証料補給金					
補助金・負担金等の目的	市内で事業を営む中小企業者に対し、その事業に必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんするとともに、各種融資制度の活用についての相談業務を行う。また、市融資制度利用者に対して、信用保証料の助成を行う。					
効果測定の方法	八尾市小規模企業融資の融資決定件数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 21 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市小規模企業融資制度要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	信用保証料					
交付先	八尾市内において、原則として同一場所で 6 ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、市税、消費税及び地方消費税の納税状況を証することができる小規模企業者で当該融資実行を受けた者。					
補助率	全額補助					
交付手続フロー	融資実行→交付申請→交付決定通知→支払					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	3	年間関与時間 (単位：時間)	600		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	7,641	8,817	7,228	6,505	6,505	5,007
最終予算額	7,641	8,817	7,228	6,505	6,505	
交付実績額	7,010	6,585	4,893	5,007	4,657	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	79	79	62	52	53	—

市は八尾市第 5 次総合計画における施策「産業政策を活かしたまちづくりの推進」を図ることを目的として、市内で事業を営む中小企業者に対し、その事業に必要な資金借入ができるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんするとともに各種融資制度の活用についての相談業務を行っている。

本補助金は市融資制度利用者に対する大阪信用保証協会の信用保証料の助成であり、予算の範囲内で交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【50】中小企業振興対策補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	中小企業振興対策補助金					
補助金・負担金等の目的	市内商工業の振興に寄与するため、八尾商工会議所が行う商工業振興事業者に対する窓口・巡回等による経営相談・経営指導、情報化促進事業及び商業団体が取り組むまちの安心安全事業への支援に要する経費の一部を助成することにより市内商工業振興を図る。					
効果測定の方法	予算額に対する執行額の割合					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成元年	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾商工会議所補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	毎年度予算の範囲内で市長が決定					
交付先	八尾商工会議所					
補助率	毎年度予算の範囲内					
交付手続フロー	申請→審査→交付決定→概算請求→概算支払→実績報告→精算					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	50		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位：千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	6,200	6,320	6,334	5,834	5,834	5,834
最終予算額	6,200	6,320	6,334	5,834	5,834	
交付実績額	6,200	6,320	6,334	5,834	5,834	
交付件数 (単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は八尾市第5次総合計画における施策「産業政策を活かしたまちづくりの推進」を図ることを目的として、市内の商工業の振興に寄与している八尾商工会議所が実施する事業に対して予算の範囲内で交付するものである。

補助額については商工業振興事業者に対する巡回・窓口相談1日あたりの単価×16,000円×経営指導員数×活動日数×1/2で計算されているが、例年予算額を超えるため、予算額上限で補助している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

現状

本補助金は市内商工業振興を図ることを目的として、商工業振興事業者に対する窓口・巡回等による経営相談・経営指導、情報化促進事業及び商業団体が取り組む

まちの安心安全事業への支援に要する経費に対し交付されるものであり、事務事業評価の対象となっている。

八尾商工会議所における経営相談・経営指導回数等に関する取り組み情報を市で入手している一方で、本補助金に関する成果指標は補助金の執行率となっており、補助金を交付した事業での成果を表す指標の設定にはなっていない状況であった。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

成果指標が適切でない場合、補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となり、補助金の有効性・必要性が適切に検証できないおそれがあるため、より具体的な成果指標を設定すべきである。例えば、すでに市で入手している経営相談員の相談・指導回数、その他情報化促進事業の実施件数等を成果指標とすることが考えられる。

【51】八尾市地域商業活性化事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市地域商業活性化事業補助金					
補助金・負担金等の目的	商店街への来訪者の増加を通じた市内商業者の事業機会の増大を図るために商業団体等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、活性化事業補助金を交付することにより、住民福祉の向上に寄与するとともに、商店街の活性化を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	補助団体から提出される実績報告により、各事業の効果を測定。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 61 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市地域商業活性化事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	謝金、会場借料、通信運搬費、資料作成費、広告宣伝費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託料					
交付先	商店街振興組合等の商業団体					
補助率	対象経費の最大 2 / 3					
交付手続フロー	エントリー→事業計画→審査会・内示→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	90		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	5,000	4,500	4,498	5,000	4,500	4,500
最終予算額	5,000	4,500	4,498	5,000	4,500	
交付実績額	3,098	3,116	2,369	2,777	2,085	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	6	6	6	7	7	7

本補助金は、商店街への来訪者の増加を通じた市内商業者の事業機会の増大を通し、八尾市第 5 次総合計画における施策「地域に根ざし、貢献する商業の育成と振興」を図ることを目的として、商業団体等が行う地域住民の需要に応じた事業活動に対し予算の範囲内で交付するものである。

平成 29 年度において将来にわたる明確なビジョンやコンセプトを定め、それに基づく計画（ビジョン・プラン）による取り組みの実施を推進するために、交付要綱を見直している。商店街の活性化を目標とした中長期的な商業活性化ビジョン・プラン（6 力年のビジョンと前期後期それぞれ 3 カ年のプランで構成）が策定できている団体であるほど補助額を優遇する仕組みとなっている。補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助上限額は以下のとおりである。

別表第 1

	補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率・補助上限額
商業活性化ビジョン・プラン策定支援	① 策定支援事業 第 5 条に規定する商業活性化ビジョン・プランの策定を予定している若しくは策定中又はビジョン・プランの更新等を行う補助対象団体を対象とした事業。 アンケート等の調査、ワークショップ、研修会などビジョン・プランの策定のために必要となる事業。	—	1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 消耗品費 6. 委託料	＊補助率 定額 ＊補助上限額 10 万円（1 団体あたり）
	② チャレンジ事業 第 5 条に規定する商業活性化ビジョン・プランを策定中の補助対象団体を対象とした事業であり、市が設置する審査会にて八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書（様式第 2 号）の認定を受けた事業。	1. 少子高齢化対応 2. 安全・安心推進 3. 低炭素社会構築・環境・リサイクル対応 4. 地域資源・農工商連携 5. 一店逸品・ブランド創出 6. 魅力発信事業 7. その他、市が認める事業	1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 広告宣伝費 6. 消耗品費 7. 機器借上料 8. 雑役務費 9. 委託料	＊補助率 1/2 以内 ＊補助上限額 50 万円（1 団体あたり） ＊チャレンジ事業は、1 団体あたり 3 回を限度とする。

（出所：市ホームページ「八尾市地域商業活性化事業補助金交付要綱」）

別表第2

	補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率・補助上限額
商業活性化ビジョン・プラン認定後支援	③ 実践事業 第5条に規定する商業活性化ビジョン・プランの認定を受けた事業であり、審査会にて八尾市地域商業活性化事業にかかる計画書（様式第2号）の認定を受けた事業。	1. 少子高齢化対応 2. 安全・安心推進 3. 低炭素社会構築・環境・リサイクル対応 4. 地域資源・農工商連携 5. 一店逸品・ブランド創出 6. 魅力発信事業 7. その他、市が認める事業	1. 謝金 2. 会場借料 3. 通信運搬費 4. 資料作成費 5. 広告宣伝費 6. 消耗品費 7. 機器借上料 8. 雑役務費 9. 委託料	*補助率 1/2以内 *補助上限額 80万円（1団体あたり） ただし、各団体において、商業活性化ビジョン・プランが審査会において初めて認定された場合における前期プランの補助率は2/3以内とし、補助上限額は1団体あたり100万円とする。 ※認定継続は、前期プラン・後期プラン合わせて6カ年を限度とする。後期プランは前期プランの実施効果を基に、審査会にて審査を行うものとする

（出所：市ホームページ「八尾市地域商業活性化事業補助金交付要綱」）

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【52】八尾市特産物指定産地育成事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市特産物指定産地育成事業補助金（H30～八尾市特産物ブランド化推進事業補助金）					
補助金・負担金等の目的	八尾市ブランドの推進、農産物の品質及び生産性の向上を図るとともに、計画的組織的な生産出荷体制を確立し、ひいては持続的な生産活動を通じた農地保全や農業のもつ多面的な機能の発揮に寄与すること					
効果測定の方法	八尾市 6 次産業化推進戦略を推進するための支援策の一つとして位置づけており、戦略の評価において実施。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 41 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市特産物ブランド化推進事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	補助対象作物（八尾若ごぼう等）の出荷規格改善事業、耕土改良事業、種苗共同購入事業、消費者への P R 事業にかかる経費					
交付先	事業を実施しようとする農業団体					
補助率	事業経費の 1 / 2 以内で、毎年度予算の範囲内で市長が決定					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	80		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
最終予算額	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	
交付実績額	2,659	2,754	2,774	2,692	2,526	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	6	6	6	7	6	6

本補助金は、八尾市ブランドの推進、農産物の品質及び生産性の向上を図るとともに、計画的組織的な生産出荷体制を確立し、ひいては持続的な生産活動を通じた農地保全や農業のもつ多面的な機能の発揮に寄与することにより、八尾市第5次総合計画における施策「味力をうみだす農業の振興」を推進することを目的として、農業団体の実施する事業に対して予算の範囲内で交付するものである。

補助対象となる事業及び作物は以下のとおりである。

補助事業内容	補助対象作物
・ 出荷規格改善事業 ・ 耕土改良事業 ・ 種苗共同購入事業 ・ 消費者へのPR活動	・ 若ごぼう ・ 枝豆 ・ 花き、花木類 ・ 軟弱野菜

	・葉ボタン、草花 ・特殊そ菜
--	---

平成 29 年度においては八尾市 6 次産業化推進戦略（戦略期間：平成 29 年度～平成 32 年度）が策定され、地域資源を活用した 6 次産業化（1 次、2 次、3 次産業が一体となり、新たな付加価値を生み出す取り組み）を推進し、人材の発掘や消費者ニーズを的確にとらえた商品開発、ブランド化、市内小売店等での農産物加工品の販売の拡大等を図るための推進方策が示された。

当該戦略における本補助金の位置づけは、「地域特性を生かした商品開発」を目指す農業者を支援する取り組みの一つとして整理されている。本補助金に対して直接的な効果測定は行われていないが、前述のとおり本補助金は 6 次産業化推進におけるメニューの一つであり、戦略の評価において効果測定が実施されている。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【53】意欲ある事業者経営・技術支援補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	意欲ある事業者経営・技術支援補助金					
補助金・負担金等の目的	市内中小企業者等に対して、新製品開発や新分野進出等の経営・技術革新を支援するためその事業の実施に要した経費の一部を助成					
効果測定の方法	支援件数。支援することにより、企業価値を向上させる。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 13 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	意欲ある事業者経営・技術支援補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	製品開発、販路開拓、高付加価値（特許権、商標権等申請）、人材育成、国際標準化機構規格、環境貢献（E A 21、K E S）にかかる費用（利用機関は公的機関等に限る）					
交付先	中小企業者及び中小企業交流団体					
補助率	1 / 2 以内で上限 10 万円。環境貢献は別枠 5 万円					
交付手続フロー	交付申請→交付決定通知→請求→支払					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	50		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	3,212	2,259	1,921	1,000	2,000	3,000
最終予算額	3,212	2,259	1,921	1,000	2,000	
交付実績額	1,802	2,144	2,036	720	2,103	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	28	34	31	22	36	40

本補助金は、八尾市第 5 次総合計画における施策「産業政策を生かしたまちづくりの推進」を図ることを目的として、新製品開発や新分野進出等の経営・技術革新に関する事業を実施した市内中小企業者等に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費については以下のとおりであり、補助対象経費の 1/2 と 10 万円(環境貢献については 5 万円)のいずれが低い金額が補助される。

内 容		
区 分	申請様式	補助対象事業経費の内容
製品開発	様式第1号	機械・器具の貸出使用料、専門機関への製品試験・調査研究・分析委託料
販路開拓	様式第1号	展示会への出展費用、「みせるばやお」への展示等を行うためのコンテンツ制作費用
高付加価値	様式第1号	初めて行う産業財産権（特許権、実用新案権、意匠・商標）出願にかかる費用 医療機器製造・販売登録にかかる費用
人材育成	様式第1号	研修・講習会（技術支援）の受講料、経営改善 （※新製品・技術の開発、品質・技能向上に資するものに限り、企業合同勉強会 での講師派遣にも活用できます）
国際標準化機構規格	様式第1号	国際標準化機構規格（ISO）の認証を受けるための審査及び登録にかかる費用 （審査料、書類審査費用、登録証発行料） ※初めて行うもの、但し2015年版は継続申請可。
環境貢献	様式第1号	簡易版環境マネジメントシステム認証取得初回審査登録料

（出所：市ホームページ「意欲ある事業者経営・技術支援補助金」について）

補助金申請書類には専門機関への調査依頼書やそれに係る領収書等の根拠資料が添付され、市で精査したのち補助金が交付されている。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【54】大阪版認定農業者支援事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	大阪版認定農業者支援事業補助金					
補助金・負担金等の目的	安定的な農産物供給を担う主力となる国版認定農業者と、それらと同程度の農業経営を目指す農業者が行う機械・施設の整備を支援する。					
効果測定の方法	経営改善計画の実施状況を確認することにより実施。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 20 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市大阪版認定農業者支援事業補助金交付要綱 八尾市大阪版認定農業者支援事業実施要領 大阪版認定農業者支援事業補助金交付要綱 大阪版認定農業者支援事業実施要領					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	農業用機械、共同利用施設、直売所関連施設					
交付先	大阪府認定農業者の組織する団体（農業法人を含む）、農業協同組合					
補助率	大阪府 1 / 3、市 1 / 3、事業者 1 / 3					
交付手続フロー	事業実施計画→計画認定→割当内示→交付申請→交付決定→事業着手報告→事業竣工報告→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	60		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	5,061	530	1,964	2,326	667	0
最終予算額	5,061	530	1,964	2,326	667	
交付実績額	2,724	528	1,964	2,324	590	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	2	1	1	1	1	0

本補助金は、安定的な農産物供給を担う主力となる国版認定農業者と、それらと同程度の農業経営を目指す農業者が行う機械・施設の整備を支援することにより、八尾市第 5 次総合計画における施策「味力をうみだす農業の振興」を推進することを目的として、大阪府認定農業者の組織する団体や農業協同組合に対して予算の範囲内で交付するものである。

認定農業者とは農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度において市町村から認定を受けた農業者である。認定農業者制度とは、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。当該制度に基づき、認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が実施されている。

大阪府においては当該制度に基づき、独自制度として大阪版認定農業者制度を推

進し、大阪版認定農業者に対し各種補助・支援を行っている。大阪府が定める「大阪版認定農業者支援事業実施要項」第9条第2項において、市町村についても大阪版認定農業者に対する積極的な指導援助が求められていることから、市においても府と同様に本補助金を交付している。

農業用機械、共同利用施設、直売所関連施設等の整備費用に対して補助金が交付され、補助対象経費のうち大阪府が1/3、市が1/3を補助し、残額は農業者の自己負担となっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【55】八尾市農業祭事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市農業祭事業補助金					
補助金・負担金等の目的	農業の振興を図るとともに、農業と市民のふれあいを促進するために農業協同組合が実施する事業を支援する。					
効果測定の方法	来場者数を確認することにより実施。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 22 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市農業祭事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	交付対象団体が農業祭事業の実施に際し支出した金額から、当該事業に係る収入金額を控除した金額（交際費等は算出基礎金額に含まない）					
交付先	農業協同組合					
補助率	算出基礎金額の 1 / 2 以下					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	24		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	900	900	900	450	450	450
最終予算額	900	900	900	450	450	
交付実績額	767	728	846	450	450	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	2	2	2	2	2	2

本補助金は農業の振興を図るとともに、農業と市民のふれあいを促進することを目的として、農業協同組合が実施する農業祭事業に対し、予算の範囲内で交付するものである。

本補助金の交付先となっている農協は、ＪＡ大阪中河内とＪＡグリーン大阪であり、それぞれ毎年秋頃に農業祭を開催している。

2. 監査の結果及び意見

(1) 収支決算書の内容確認について

現状

八尾市農業祭事業補助金交付要綱第 7 条において、実績報告として市に提出された完了報告書、実績報告書及び収支決算書等について審査し、その報告に係る農業祭事業の成果に対し補助金を交付すべきであるか調査することが求められている。市においては提出された実績報告書と収支決算書の整合性は確かめているが、補助

対象経費の根拠資料の確認までは実施されていない状況であった。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

補助対象となる経費の実在性・正確性について検証しない場合、補助すべきでない経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の妥当性について検証すべきである。例えば、補助対象経費のうち金額の大きい経費や、勘定科目だけでは内容が不明確な経費等について根拠資料の閲覧やヒアリングを実施することで内容を確認することが有用と考えられる。

【56】八尾市商業共同施設運営費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	産業政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市商業共同施設運営費補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾市商業共同施設設置補助金を受けて設置した施設の内、市の中心的市街地である近鉄八尾駅周辺の商業集積地において、一般公衆に寄与するために無料で開放している施設の運営を助成することによって市内商業の振興を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	補助団体から提出される実績報告により、事業の効果を測定					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 12 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市商業共同施設運営費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	商業共同施設運営に係る経費					
交付先	近鉄八尾駅周辺の商業集積地の団体					
補助・負担率	対象経費の最大 1 / 2					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	0
最終予算額	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	
交付実績額	1,125	1,125	1,125	1,125	734	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	0

本補助金は、中心的市街地である近鉄八尾駅周辺の商業集積地において、一般公衆に寄与するために無料で開放している施設（公衆トイレ）の運営を助成することによって、市内商業の振興を図り、八尾市第 5 次総合計画における施策「地域に根ざし、貢献する商業の育成と振興」を推進することを目的として、中心市街地である近鉄八尾駅周辺の商業集積地の団体に対し、予算の範囲内で交付されるものである。

主な補助対象経費は施設に係る水道光熱費やトイレトーパー等の消耗品費であったが、平成 29 年度途中から公衆トイレを運営する団体の該当がなく、平成 30 年度の予算は組まれていない。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【57】八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	労働支援課		
補助金・負担金等の名称	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾市内の中小企業の勤労者・事業主及び八尾市が一体となって、個々の中小企業で取り組むことが困難である、勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施することにより、働きやすい職場づくりと労働力の確保と定着を実現し、勤労者の生活文化の向上と中小企業の育成と振興を図ることを目的としている。					
効果測定の方法	加入事業所数 (平成 29 年度末 263 事業所)					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成元年	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理に要する経費のうち、役員報酬、職員に要する人件費及び運営に要する経費 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に要する経費のうち、職員に要する人件費及び運営に要する事務費					
交付先	公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→概算請求→交付→実績報告→額の確定→清算					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	36		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	20,066	19,348	19,744	19,593	20,019	21,210
最終予算額	20,066	19,348	19,744	19,593	20,019	
交付実績額	19,188	18,608	18,880	19,080	18,049	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

(1) 補助金について

本補助金は、市内の中小企業の勤労者・事業主及び市が一体となって、個々の中小企業で取り組むことが困難である、勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施することにより、働きやすい職場づくりと労働力の確保と定着を実現し、勤労者の生活文化の向上と中小企業の育成と振興を図ることを目的とし、公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、「共済センター」という）に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は、共済センターの管理に要する経費のうち、役員報酬、職員に要する人件費及び運営に要する経費及び共済センターの事業に要する経費のうち、職

員に要する人件費及び運営に要する事務費である。

(2) 平成 28 年度の包括外部監査での指摘事項及び措置状況について

平成 28 年度の包括外部監査で、本補助金については、以下のような意見がされている。

意見の内容（要旨）

市は共済センターへ、「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」に基づき（１）管理に要する経費のうち交付要綱で定めたもの、（２）事業に要する経費のうち交付要綱で定めたものを補助対象経費として補助金を交付している。しかし、共済センターから市へ提出される補助金の交付要求（予算要求書）及び実績報告（補助金精算額明細書）における補助対象経費の内訳は管理費のみとなっており、この中には収支予算書及び正味財産増減計算書における管理費及び事業費が含まれている。

補助金の交付要求及び実績報告における補助対象経費の内訳を交付要綱における補助対象経費区分に合わせることで、収支予算書及び正味財産増減計算書と交付要求及び実績報告の間の数値の関連付けを明確にする等、所管課によって容易に検証できるようにすべきである。

上述の意見に対して、市では平成 29 年度予算要求時より、補助金の対象を管理費と事業費に明確に区別して、補助金の整合性を明確にしている。

(3) 共済センターの課題について

（２）での措置状況を受け、補助金のうち管理費に対するものが明確化されたが、団体の自立運営のためには、管理費（特に人件費）については補助金に依存せず、自主財源で賄うことが望ましい。

現状は市の補助金に依存しているが、共済センターの自主財源につながる会員数、事業所数は平成 25 年度以降徐々に増加しており、それに伴って共済センターの補助金への依存度も減少している。

共済センターが自立運営できるよう、引き続き会員数の増加に努めることが重要である。

2．監査の結果及び意見

(1) 交付要綱の不備について

現状

本補助金の実績報告について、八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第 15 条に以下のように定められている。

交付要綱一部抜粋

第 15 条 補助事業者は、八尾市中小企業共済事業補助事業が完了したときは、規則第 15 条の規定に基づき、事業が完了した日から 30 日以内に八尾市中小企業共済事業補助金実績報告書に八尾市中小企業共済事業補助事業に係る実施報告書並びにその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 八尾市中小企業共済事業補助事業補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合又は八尾市中小企業共済事業補助事業の廃止の承認を受けたときは、それぞれの日から 30 日以内に前項の規定に準じて、関係書類を市長に提出しなければならない。

結果

交付要綱第 15 条第 1 項では、事業が完了した日から 30 日以内に関係書類を提出することを求めている一方で、第 2 項では会計年度終了後 30 日以内、つまり 4 月末日までに関係書類を提出することを求めている。所管課では、事業が完了した日とは共済センターの決算に係る理事会後としており、毎年 4 月下旬頃に事業が完了したと判断している。そのため、第 1 項と第 2 項で矛盾が生じている。

交付要綱第 15 条の趣旨は、それぞれ以下のとおりである。

第 1 項 対象事業が完了した際に報告を求めるもの。

第 2 項 複数年にまたがる助成を行う場合に、毎年度の報告を求めるものおよび対象事業を廃止した場合に報告を求めるもの。

交付要綱は上述の趣旨に照らし、矛盾のないように修正することが必要である。

意見

特に記載すべき事項はない。

【58】八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	資源循環課		
補助金・負担金等の名称	八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金					
補助金・負担金等の目的	市内の一般家庭から排出される生ごみを自家処理することにより、ごみの減量に対する市民の意識の高揚を図り、市内における生ごみの減量化を推進するため。					
効果測定の方法	全世帯数に対して年間申請数が少ないため、可視的な効果を得るのは難しいが、事業を継続することで、可燃（燃やす）ごみの収集量の減少につながる。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	生ごみ処理対策経費					
交付先	要綱にある基準を満たしている市民					
補助率	運搬費及び設置工事費等を除く本体購入費（消費税を含む）の半額（円未満は、切り捨てる）とする。ただし、1 台につき 20,000 円を限度とする。					
交付手続フロー	交付申請→交付決定・金額の決定→交付					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	12		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,500	1,500	1,000	1,000	800	700
最終予算額	1,500	1,500	1,000	1,000	800	
交付実績額	300	547	200	517	246	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	15	29	10	27	14	20

本補助金は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するために、家庭用電動生ごみ処理機の購入費について、本体購入費の半額（上限 2 万円）を補助するものである。ごみの発生・排出を抑制するために、様々なごみ減量の取り組みを行っており、本補助金もその一環として取り組んでいる。八尾市一般廃棄物基本計画での調査によれば、家庭ごみの約 4 割（重量比）が生ごみで構成されていることから、電動生ごみ処理機の利用を促すことによって、家庭ごみを減量することが期待されている。

市では、本補助金の利用を促進することを意図して、年２回、市政だよりにて、生ごみをたい肥化できる「ばかし容器」を条件を満たす者に無償で貸与する取り組みも併せて実施されており、こちらについては年 60～70 件程度の申請があるとのことである。

２．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【59】八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	資源循環課		
補助金・負担金等の名称	八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金					
補助金・負担金等の目的	家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進するため。					
効果測定の方法	全世帯数に対して年間申請数が少ないため、可視的な効果を得るのは難しいが、事業を継続することで、可燃（燃やす）ごみの収集量の減少につながる。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 5 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	生ごみ処理対策経費					
交付先	要綱にある基準を満たしている市民					
補助率	運搬費を除く本体購入費（消費税を含む）の半額（円未満は、切り捨てる）とする。ただし、1 台につき 3,000 円を限度とする。					
交付手続フロー	交付申請→交付決定・金額の決定→交付					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与と時間 (単位：時間)	6		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	42	42	42	42	30	30
最終予算額	42	42	42	42	30	
交付実績額	8	9	14	10	8	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	4	3	5	4	3	3

本補助金は、一般家庭から排出される生ごみの減量及び有効利用を促進するために、生ごみ堆肥化容器の購入費について、本体購入費の半額（上限 3 千円）を補助するものである。上述の「八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金」と同様に家庭から排出される生ごみの減量を目的としており、本補助金の補助対象は、市民農園等での利用が想定されるコンポスト（生ごみ堆肥化容器）となっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【60】八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	都市整備部	課名	交通対策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金					
補助金・負担金等の目的	市及び関係自治体が推進する広域鉄道ネットワークを形成し、住民の利便性の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	八尾市負担執行率（執行済負担金額 / 総負担金額 × 100） 市民意識調査による「公共交通が便利だと感じる市民の割合」					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 8 年度	補助終了(予定)年度	平成 31 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金交付要綱 地方公営企業に準じる第三セクターによる貨物線旅客化事業実施要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	総事業費 1,243 億円中、補助対象事業費は 1,128 億円 上述のうち自治体は 12.96%の 146 億円が補助対象					
交付先	大阪外環状鉄道株式会社					
補助率	補助対象額 × 12.96% × 3 %					
交付手続フロー	事業主体により四半期ごとの出来高を算定し、補助対象事業費を確定する。 補助対象額に上述の掛け率をかけて補助額を確定する。 事業計画→内示→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	280		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	40,544	50,148	36,141	44,910	59,466	44,670
最終予算額	26,396	35,007	23,391	28,974	41,046	
交付実績額	26,395	35,007	23,391	28,974	41,046	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、おおさか東線としてＪＲ久宝寺駅 - ＪＲ新大阪駅を結ぶ旅客線の整備を行う大阪外環状鉄道建設事業に対する補助となっている。補助金の交付先は、大阪府・大阪市・東大阪市・吹田市・八尾市・西日本旅客鉄道株式会社等によって設立された、大阪外環状鉄道株式会社であり、工事完了後、旅客輸送サービス等は、ＪＲ西日本他によって行われる。おおさか東線の全線開通により、市内から新大阪へのアクセスの利便性が高まることを通じて、市民の移動の利便性を高めるとともに、市全体の発展に寄与することが期待されている。

本事業に係る工事費については、国を除いてそれぞれの市域を走る線路の面積に

応じて、国 50%、大阪府 20.5%、大阪市 20.5%、東大阪市 6 %、吹田市 1.5%、八尾市 1.5%の負担割合が設定されており、補助対象経費は「八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金交付要綱」第 5 条によると、(1)土木費・(2)線路設備費・(3)開業設備費・(4)用地費である。総事業費は 1,243 億円のうち、国及び自治体から補助金が交付されるのは 292 億円であり、うち市の負担額は 4 億 38 百万円となっている。

2 . 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【61】曙川南土地地区画整理事業補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	都市整備部	課名	都市基盤整備課		
補助金・負担金等の名称	曙川南土地地区画整理事業補助金					
補助金・負担金等の目的	東部大阪都市計画事業 曙川南土地地区画整理事業の施行者である八尾市曙川南土地地区画整理組合が行う公共施設等の整備に対して国費とその補助裏分を負担することを目的とする。					
効果測定の方法	社会資本総合整備計画の定量的指標に基づき、事業終了時に測定する。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 28 年度	補助終了(予定)年度	平成 31 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	社会資本整備総合交付金交付要綱 八尾市土地地区画整理事業補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	工事費（本工事費、測量設計費等）					
交付先	八尾市曙川南土地地区画整理組合					
補助率	組合等区画整理補助事業 国費 55% 市費 45% 都市再生土地地区画整理事業 国費 1 / 3 市費 2 / 3					
交付手続フロー	国から内示 組合から交付申請 市で設計審査 市より国費交付申請 国より交付決定通知 国費・市費合わせて市より交付決定 組合より完了実績報告・請求 市で審査 市より国へ完了実績報告及び請求 交付決定 国費が市へ振込 国費及び市費を合わせて組合へ振込					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	3	年間関与時間 (単位：時間)	2,040		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額				408,000	1,266,373	662,024
最終予算額				134,532	911,706	
交付実績額				134,532	911,706	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
				1	1	1

平成 29 年度における当初予算額・最終予算額・交付実績額については、平成 28 年度からの繰越分を含む。

本補助金は、八尾市曙川南土地地区画整理組合が行う曙川南土地地区画整理事業に対して補助を行うものであり、国が同組合に交付する社会資本整備総合交付金の地方費を市が補助するものである。平成 28 年度より開始され、平成 31 年度で区画整理事業は完了する見込みとなっているため、同年度に補助も終了する予定となっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【62】八尾市私道舗装助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	都市整備部	課名	土木管理事務所		
補助金・負担金等の名称	八尾市私道舗装助成金					
補助金・負担金等の目的	一般交通の用に供されている公共性が高い私道について、生活環境の向上に資することを目的としている。					
効果測定の方法	市民意識調査に基づくアンケート（問 22 のキ）					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 48 年		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市私道舗装助成に関する要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	公共性の高い私道における舗装工事経費					
交付先	申請者					
補助率	両端が公道の場合 10/10、一端が公道の場合は 8 /10					
交付手続フロー	地権者からの申請に基づき調査及び審査を行い交付決定する					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	3		年間関与時間 (単位：時間)	20	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	10,800	7,109	6,047	2,000	4,863	4,862
最終予算額	2,549	5,011	5,539	4,331	4,863	
交付実績額	2,548	5,011	5,539	4,331	4,441	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	3	5	7	2	5	4

本補助金は、一般交通の用に供されており、公共性が高いと認められる私道の舗装に係る工事費用について、両端が公道に接する私道であれば 100%、一端が公道に接する私道であれば 80%までの助成を行うものである。ただし、工事に伴う水道管、ガス管及び私設下水道管の移設又は補修に係る費用は助成の対象外となる。

助成の可否及び内容については、事前協議及び現地調査等を実施し、私道舗装審査会に諮られたうえで決定される仕組みとなっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【63】八尾市用排水路浚渫補助金

1．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	都市整備部	課名	土木管理事務所		
補助金・負担金等の名称	八尾市用排水路浚渫補助金					
補助金・負担金等の目的	農業用排水路の適正な維持及び環境の整備を行うため					
効果測定の方法	浚渫量より事業費を査定					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 55 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市用排水路浚渫補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	浚渫事業					
交付先	水利団体					
補助率	査定事業費の 1 / 4 以内					
交付手続フロー	交付申請案内→交付申請受付→浚渫実施→実績報告→交付額算定・決定 →交付額決定通知→補助金交付					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	10		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
最終予算額	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	
交付実績額	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	31	31	31	30	29	29

本補助金は、都市排水機能を兼ねた農業用排水路として市が認めた水路の適正な維持及び環境の整備を行うため、当該水路の機能管理を行う団体が実施する浚渫事業に対して、市で実施した場合の見込額の 25% を上限として、泥土回収費用を補助するものである。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【64】生垣設置奨励助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	都市整備部	課名	みどり課		
補助金・負担金等の名称	八尾市生垣設置奨励助成金					
補助金・負担金等の目的	市民の所有地及び事業所等の緑化を推進するため					
効果測定の方法	助成延長					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 60 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市緑化条例 八尾市緑化条例施工規則 八尾市生垣設置奨励助成要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	生垣設置に係る費用					
交付先	申請者					
補助率	5,000 円/m (ブロックの撤去を伴う場合は 7,500 円/m)					
交付手続フロー	交付申請→現地確認→認定通知→生垣設置施工→完了報告→現地確認→交付決定→請求					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	15		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	500	500	500	250	250	250
最終予算額	500	500	500	250	120	
交付実績額	0	78	100	176	44	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	0	2	2	3	2	5

本補助金は、八尾市緑化条例第 17 条及び八尾市緑化条例施行規則第 12 条の規定に基づき、生垣の設置を行う市民及び事業者に対して、生垣設置費用の一部を助成し、市街地の緑化を推進することを目的としている。生垣は緑化推進だけでなく、景観の美化にもつながり、緑化推進事業の中でも、市民・事業者の所有地に対して緑化を働きかける固有の事業となっている。

しかし、設置後の維持・管理の問題や生垣を設置するスペースのない住宅が増加していること等により、生垣の設置数は伸び悩んでいる。他方で、昨今の大型地震によってブロック塀が倒壊する事例も各地で報告されている。この問題に対して、

平成 30 年 9 月より住宅政策課にてブロック塀の撤去等補助制度が創設されたことを契機に、生垣助成制度による助成額を拡充し、ブロック塀から生垣への転換も促すことで、交付件数の増加を図っている。

【八尾市緑化条例施行規則別表第 3 第 1 項(1)生垣設置に対する助成 改正前】

種別	単位	助成額	限度額
新設	1 m につき	5,000 円	50,000 円
コンクリートブロックを取り壊して新設するもの	同	7,500 円	75,000 円

【八尾市緑化条例施行規則別表第 3 第 2 項(1)生垣設置に対する助成 改正前】

種別	単位	助成額	限度額
新設	1 m につき	5,000 円	150,000 円
コンクリートブロックを取り壊して新設するもの	同	7,500 円	225,000 円

【八尾市緑化条例施行規則別表第 3 第 1 項(1)生垣設置に対する助成 改正後】

種別	単位	助成額	限度額
新設	1 m につき	10,000 円	200,000 円

【八尾市緑化条例施行規則別表第 3 第 2 項(1)生垣設置に対する助成 改正後】

種別	単位	助成額	限度額
新設	1 m につき	10,000 円	500,000 円

2 . 監査の結果及び意見

(1) 事務処理規程の遵守の徹底について

現状

八尾市事務処理規程第 21 条では、「部長、課長及び係長が専決をすることができる共通の事項は、別表 1 のとおりとする」と定められている。そして、別表 1 の「3 財務に関する事項」の「(22) 配当予算の範囲内で次に掲げる支出負担行為を行うこと」では、補助金の交付決定について、専決者は次のように規定されており、200 万円以上かどうかを基準として、副市長もしくは部長の決裁が必要となるが、課長決裁として運用されていた。

事項	副市長	部長	課長
オ 補助金の交付指令等	1 件 2,000,000 円以上	1 件 2,000,000 円未満	—

結果

補助金の交付決定は現金の支出を伴うものであり、本業務の重要性を考慮して、決裁権限が部長以上となっていることから、本補助金の交付決定にあたっては、金額の多寡に応じて、副市長もしくは部長決裁とする必要がある。所管課においては、事項ごとの専決者を確認し、事務処理規程を適切に運用することが必要である。

意見

特に記載すべき事項はない。

【65】八尾市水洗便所改造資金助成

1．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	都市整備部	課名	下水道経営企画課 (下水道管理課)		
補助金・負担金等の名称	八尾市水洗便所改造資金助成					
補助金・負担金等の目的	公共下水道の処理区域内において、くみ取り便所又は尿浄化槽付便所の水洗便所への改造に必要な工事を行おうとする者に対し、必要な資金を助成することにより水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	水洗化率					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 48 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	下水道法(第 11 条の 3 第 5 項) 八尾市水洗便所改造資金助成規則					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	水洗便所への改造に必要な工事に係る資金の一部					
交付先	くみ取り便所又は尿浄化槽付便所を水洗便所へ改造を行った者					
補助率	補助金交付...改造件数 1 件につき 10,000 円 融資斡旋(改造件数 1 件につき 400,000 円限度)に係る利子					
交付手続フロー	水洗化工事完了→交付申請→助成決定→申請人口座入金					
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位:人)	2		年間関与時間 (単位:時間)	120	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位:千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	14,386	11,529	11,410	10,305	9,271	6,968
最終予算額	14,386	11,529	11,410	10,305	9,271	
交付実績額	9,364	7,553	6,854	6,583	4,437	
交付件数 (単位:件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	941	755	687	659	445	700

本助成金は、下水道法第 2 条 8 号に規定する処理区域内において、くみ取り便所又は尿浄化槽付便所の水洗便所への改造に必要な工事を行おうとする者に対し、必要な資金を助成することにより、水洗便所等の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図ることを目的とし、交付するものである。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【66】八尾市木造住宅耐震改修補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	建築部	課名	住宅政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市木造住宅耐震改修補助金					
補助金・負担金等の目的	市に存する木造住宅の耐震改修工事を行う所有者に対し、補助金を交付することにより木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	耐震改修補助申請の件数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 20 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	建築物の耐震改修の促進に関する法律 八尾市木造住宅耐震改修補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	耐震改修工事の費用（工事費及び工事監理費）					
交付先	補助対象建築物の個人所有者					
補助率	世帯所得により 100 万円から 70 万円又は耐震改修工事費用の低い額					
交付手続フロー	事業計画→内示→交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2		年間関与と時間 (単位：時間)	600	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額（単位：千円）						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	45,000	34,500	57,500	35,000	35,000	17,500
最終予算額	34,700	16,800	22,800	30,176	15,700	
交付実績額	32,900	15,700	22,500	29,476	12,500	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	37	16	21	33	13	16

建築物の耐震化に関する制度としては、平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されるとともに、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」という)が国において定められた。基本方針では、都道府県に耐震改修促進計画の策定を義務づけ、市町村にも市町村耐震改修促進計画を策定する努力義務が課されており、市では、基本方針、大阪府の「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」等を踏まえて、「八尾市耐震改修促進計画」(以下、「八尾市改修促進計画」という)が策定されている。

八尾市改修促進計画では、平成 27 年度における民間住宅の耐震化率が 76%となっていたことから、基本方針で定める目標値(平成 27 年度までに 90%、平成 32

年度までに 95%) を下回るものの、民間住宅の耐震化率の現状を踏まえて、平成 32 年度末までに 85% と設定している。

本補助金は、上述の目標を達成するために、市に存する木造住宅の所有者で所得要件等を満たすものが行う耐震改修工事の費用に対し、一戸建て住宅では最大で 70 万円～100 万円、長屋又は共同住宅で複数の所有者が関係する場合は、最大で 280 万円～400 万円までを補助するものである。本補助金は、国・府の制度に基づくものであり、負担割合は概ね国 50%、府 25%、市 25%となっている。

市は、耐震化に対する所有者の意向を把握するため、民間住宅所有者アンケート調査を実施している。アンケート結果によれば、「耐震診断・耐震改修の費用の捻出が困難」という回答が 55%程度あり、本補助金はこの課題に対応するものである。その一方で、「耐震診断等を実施していないが、安全だと思う」といった回答も 13%と相当数あることから、耐震改修の必要性についての啓発活動がより重要となっており、啓発ポスターやDM等を通じて周知が行われている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【67】八尾市木造住宅耐震改修設計補助金

1．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	建築部	課名	住宅政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市木造住宅耐震改修設計補助金					
補助金・負担金等の目的	市に存する木造住宅の耐震化を図る所有者に対し、補助金を交付することにより、木造住宅の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	耐震改修設計補助申請の件数					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 23 年度		制度終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	建築物の耐震改修の促進に関する法律 八尾市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	耐震改修設計に要する費用					
交付先	補助対象建築物の個人所有者					
補助・負担率	耐震改修設計に要した費用の 70%又は 10 万円の低い額					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	8,250	6,750	7,500	5,250	3,500	3,500
最終予算額	5,737	2,380	3,640	3,412	1,500	
交付実績額	5,354	2,090	3,190	3,412	1,200	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	36	14	21	24	12	15

本補助金は、上述の「八尾市木造住宅耐震改修補助金」と同趣旨のもので、耐震改修工事を一層促進するために、耐震改修設計に係る費用のうち、設計費用の 70% もしくは 10 万円のいずれか低い額を限度として、補助するものである。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【68】八尾市既存民間建築物耐震診断補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	建築部	課名	住宅政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市既存民間建築物耐震診断補助金					
補助金・負担金等の目的	市に存する建築物の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し、補助金を交付し、耐震診断を行うことにより耐震化を促進するとともに、地震に対する安全意識の向上を図り、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減の軽減を図ることを目的とする。					
効果測定の方法	耐震診断補助申請の件数					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 9 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	建築物の耐震改修の促進に関する法律 八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	耐震診断に要する費用					
交付先	補助対象建築物の個人所有者					
補助・負担率	耐震診断に要した費用の 90%以内で、 1㎡あたり 1,000 円のいずれか低い額。ただし、 4 万 5 千円を上限とする。					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	4,700	4,250	4,250	3,350	3,350	3,350
最終予算額	1,396	1,808	1,675	819	2,350	
交付実績額	1,351	1,853	1,630	1,080	900	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	93	77	73	70	39	63

本補助金も、上述の「八尾市木造住宅耐震改修補助金」と同趣旨のものであるが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正前から制定されていたものである。本補助金は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された民間建築物の所有者に対し、耐震診断に要する費用を補助するものであり、木造住宅の耐震診断にあたっては、総費用の 90%以内で、1㎡あたり 1,000 円又は 45,000 円のいずれか低い額が補助される。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【69】八尾市木造住宅除却補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	建築部	課名	住宅政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市木造住宅除却補助金					
補助金・負担金等の目的	市に存する耐震性が不足している木造住宅の除却工事を行う所有者に対し、補助金を交付することにより、地震による市内の人的及び物的な被害の軽減の軽減を図るとともに、住環境の改善に資することを目的とする。					
効果測定の方法	除却補助申請の件数					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 23 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	建築物の耐震改修の促進に関する法律 八尾市木造住宅除却補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	除却工事に要する費用					
交付先	補助対象建築物の個人所有者					
補助・負担率	除却工事に要する費用又は 15 万円の低い額。					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,000	4,000	4,000	400	1,500	1,500
最終予算額	500	2,000	4,000	700	1,500	
交付実績額	500	2,000	4,000	700	1,500	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	5	6	11	7	10	10

本補助金は、耐震性が不足している木造住宅の除却工事を促すことによって、地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図るとともに、住環境の改善に資することを目的として、その所有者が行う除却工事に対して、工事費用又は 15 万円のいずれか低い額を補助するものである。なお、補助金の負担割合は、国 50%・市 50%となっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【70】八尾市空家等除却補助金

1．補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	建築部	課名	住宅政策課		
補助金・負担金等の名称	八尾市空家等除却補助金					
補助金・負担金等の目的	管理不良空家等の除却工事に対して補助することにより、災害、事故その他放火等の犯罪を誘発する要因を除去し、もって市民の健康で快適な生活環境の保全と安全で安心な生活の実現に寄与すること。					
効果測定の方法	管理不良な空家等の改善件数					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 26 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	空家等対策の推進に関する特別措置法 八尾市空家等の適正管理に関する条例 八尾市空家等除却補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	空家等の除却工事費					
交付先	空家等の所有者等					
補助・負担率	対象工事費の 8 / 10 又は 15 万円 (平成 27 年 1 月 13 日から平成 27 年 12 月 28 日までは 40 万円、また平成 30 年度から 40 万円) の低い額					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	0	500	2,000	400	300	1,250
最終予算額	0	2,000	400	100	150	
交付実績額	0	800	400	0	150	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	0	2	1	0	1	4

管理不良な状態のまま放置されている空き家には、事故その他放火等の犯罪を誘発する要因となり、ひいては市民の安全な生活環境に影響を及ぼしかねないものである。本補助金は、空家等対策の推進に関する特別措置法及び八尾市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不良の空き家等の除却工事を行う所有者に対して、対象工事費の 80% 又は 15 万円のいずれか低い額を補助するものである。ただし、本補助金は平成 30 年度から拡充されており、補助金交付額の上限が 40 万円まで引き上げられている。なお、補助金の負担割合は、国 50%・市 50% である。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【71】八尾市文化芸術芸能祭助成金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	教育総務部	課名	生涯学習スポーツ課		
補助金・負担金等の名称	八尾市文化芸術芸能祭助成金					
補助金・負担金等の目的	生涯学習活動の推進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	参加者数、観覧者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 21 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	文化芸術芸能祭に係る経費					
交付先	八尾市文化芸術芸能祭実行委員会					
補助率	予算の範囲内					
交付手続フロー	申請 実績報告	起案 交付決定 確定	概算請求 (返戻)		概算払	実施
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1		年間関与時間 (単位：時間)	2	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	8,695	4,695	4,695	4,226	4,015	4,226
最終予算額	8,695	4,749	4,695	4,226	4,015	
交付実績額	8,695	4,749	4,695	4,226	4,015	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本助成金は、市民の自主的な生涯学習活動の推進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とし、毎年開催される文化芸術芸能祭事業を行う八尾市文化芸術芸能祭実行委員会に対して交付するものである。

助成対象事業は、八尾市文化芸術芸能祭事業における市民の学習・文化・芸術活動の発表・交流等が対象である。

助成対象経費は、助成対象事業のうち、文化芸術芸能祭に係る経費である。

なお、平成 25 年度は 60 周年記念であり、通常の年よりも多くの助成金が交付された。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付要綱の不備について

現状

八尾市文化芸術芸能祭助成金の実績報告について、八尾市文化芸術芸能祭助成金

交付要綱（以下、「交付要綱」という）第 15 条に以下のように定められている。

交付要綱一部抜粋

第 15 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、規則第 15 条の規定に基づき、毎年 5 月末日までに八尾市文化芸術芸能祭助成金実績報告書に助成事業に係る実施報告書、助成事業に係る収支決算書並びにその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付決定に係る会計年度が終了した場合又は助成事業の廃止の承認を受けたときは、それぞれの日から 30 日以内に前項の規定に準じて、関係書類を市長に提出しなければならない。

結果

交付要綱第 15 条第 1 項では、毎年 5 月末日までに関係書類を提出することを求めている一方で、第 2 項では会計年度終了後 30 日以内、つまり 4 月末日までに関係書類を提出することを求めており、矛盾が生じている。

交付要綱第 15 条の趣旨は、それぞれ以下のとおりである。

第 1 項 対象事業が完了した際に報告を求めるもの。

第 2 項 複数年にまたがる助成を行う場合に、毎年度の報告を求めるものおよび対象事業を廃止した場合に報告を求めるもの。

交付要綱は上述の趣旨に照らし、矛盾のないように修正することが必要である。

意見

交付要綱第 15 条第 1 項では、毎年 5 月末日までに関係書類を提出することを求めているが、実際に助成の対象となる八尾市文化芸術芸能祭は毎年 11 月に開催されている。

助成事業については、実施後速やかに報告することが適切であり、11 月に開催された事業（芸術芸能祭）に対して半年後の 5 月に報告することは、報告の適時性に欠けるものと考えられる。

そのため、例えば事業実施後 30 日以内に報告を求めることとする等、要綱を修正することが望まれる。

（２）補助対象経費の明確化について

現状

本助成金の助成対象経費については、交付要綱第 5 条及び別表において定義されているものの、文化芸術芸能祭に係る経費という内容にとどまっており、対象経費の具体的な科目までは明確に定められていない。

助成対象経費の妥当性については、助成金交付申請時に提出される八尾市文化芸

術芸能祭事業経費配分等収支予算書にて、不適切と思われる経費が含まれていないかについての確認が行われている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における助成対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める助成対象経費とは異なる経費に対して助成金が交付されるおそれがあるため、助成対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、助成対象経費を詳細な勘定科目ごとに明記することや、助成対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。

(3) 助成金の積算根拠について

現状

本助成金の額は、交付要綱第 5 条及び別表において定義されているものの、予算の範囲内とするという内容にとどまっており、具体的な積算の根拠までは明確に定められていない。概ね前年度の実績額を基準に、市の予算の範囲内で決定されている。

平成 29 年度の八尾市文化芸術芸能祭決算書では、市の助成金 4,015,000 円の 1 割を超える 455,554 円が次年度に繰り越されているが、精算は行われていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

交付要綱における助成金額の積算根拠が不明確であると、助成金の必要性や効果の検証が正確に実施できないおそれがあるため、助成金額の積算根拠や補助率等は交付要綱に明確に記載すべきである。また、結果的に単年度収支において、多額の繰越金が生じた場合には、積算根拠や補助率等、繰越金が生じた要因を検証したうえで、補助金額を見直す等の対応をすべきである。

【72】八尾市 P T A 協議会運営補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	教育総務部	課名	生涯学習スポーツ課		
補助金・負担金等の名称	八尾市 P T A 協議会運営補助金					
補助金・負担金等の目的	市が推進する教育環境の醸成のための施策の実行性を高め、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	参加校数 会議開催数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 58 年度以前		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市 P T A 協議会運営補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	研修会等の事業経費					
交付先	八尾市 P T A 協議会					
補助率	予算の範囲内					
交付手続フロー	申請 実績報告	起案 交付決定 確定	概算請求 (返戻)		概算払	実施
補助金・負担金等に 係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)		2	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	180	180	180	180	180	180
最終予算額	180	180	180	180	180	
交付実績額	180	180	180	180	180	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

本補助金は、市が推進する教育環境の醸成のための施策の実効性を高め、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とし、八尾市立幼稚園、小学校、中学校並びに特別支援学校の各 P T A が連携し活動するための八尾市 P T A 協議会が実施する社会教育活動に対して、予算の範囲内で交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の必要性について

現状

本補助金の補助対象経費及び交付額については、八尾市 P T A 協議会運営補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）第 4 条において定義されているものの、八尾市 P T A 協議会が実施する、その会員に対する研修会等に係る経費のうち本補助金の予算の範囲内という内容にとどまっており、対象経費の具体的な科目や積算の

根拠までは明確に定められていない。

交付要綱一部抜粋

第4条 八尾市PTA協議会の活動運営経費に対する一部助成については、その経費の内、八尾市PTA協議会が実施する、その会員に対する研修会等に係る経費のうち当該補助金の予算の範囲内とする。

補助対象経費については、補助金交付申請時に提出される補助事業に係る経費収支予算書にて、不適切と思われる経費が含まれていないかについての確認が行われており、講演会費、研修費・集会費、体育大会費、文化活動費が対象経費となっている。

また、交付要綱第13条第1項では、当該年度収支決算後、第4条に係る経費の支出が補助金に満たない場合は、全部又はその一部を返還しなければならないと定められている。

交付要綱一部抜粋

第13条 当該年度収支決算後、第4条に係る経費の支出が補助金に満たない場合は、全部又は一部を返還しなければならない。

平成29年度の八尾市PTA協議会の決算書では、前年度からの繰越金が296,037円、次年度への繰越金が390,077円計上されており、繰越金が94,040円増加しているが、補助金180,000円について返還は行われていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

八尾市PTA協議会の収入の大部分は会費収入であり、市からの補助金の収入は、収入全体の1割程度である。そのため、交付要綱第4条に係る経費の支出額が補助金額に満たないかどうかについては、客観的には判断が困難である。

市からの補助金を超える繰越金が計上されており、かつ、当年度も繰越金が増加している状況からは、補助金の効果や必要性について、検証が必要である。

補助金の効果や必要性を明確にするためにも、交付要綱第4条で補助対象経費について明記するとともに、積算根拠についても明記し、補助金とその対象経費の金額を比較すべきである。

【73】八尾市奨学金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	学校教育部	課名	学務給食課		
補助金・負担金等の名称	八尾市奨学金					
補助金・負担金等の目的	能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等の修学が困難なものに対し、経済的負担軽減を図る。					
効果測定の方法	1 年間に奨学金を給付する人数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 38 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市奨学条例 八尾市奨学条例施行規則					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	公立・私立高校等の修学困難な生徒に対する給付					
交付先	個人					
補助率	定額の給付					
交付手続フロー	申請書の提出→対象者の選考→決定					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	3	年間関与時間 (単位：時間)	60		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
最終予算額	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
交付実績額	12,020	11,772	11,868	11,988	11,852	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	252	250	250	250	250	250

(1) 奨学金とは

教育の機会均等を図るため、能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、奨学金の給付又は貸付をしている(今回の監査対象は奨学金の給付である)。

受給資格及び給付額・貸付金額は以下のとおりである。

	受給資格 / 貸付資格	給付額 / 貸付額
給付	(1)学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校 の 3 年までの過程又は専修学校の高等課程に在学する者 (2)本市民で学資に乏しい者 (3)向学心を有する者	年間 48,000 円
貸付	(1)学校教育法に規定する私立高等学校、私立高等専門学校又は私立専修学校の高等課程の	140,000 円以内

	入学試験に合格し、４月に第１学年に入学する予定である者 (2)本市民で学資に乏しい者 (3)向学心を有する者 (4)大阪府育英会入学貸付金その他の公的資金の貸付を受けていない者	
--	---	--

八尾市奨学金は学費に対する援助ではなく、学校に納付する教育費以外も含め広く高校生の修学の援助を行うという趣旨で実施されている。

(２) 高校に係る学習費の概要

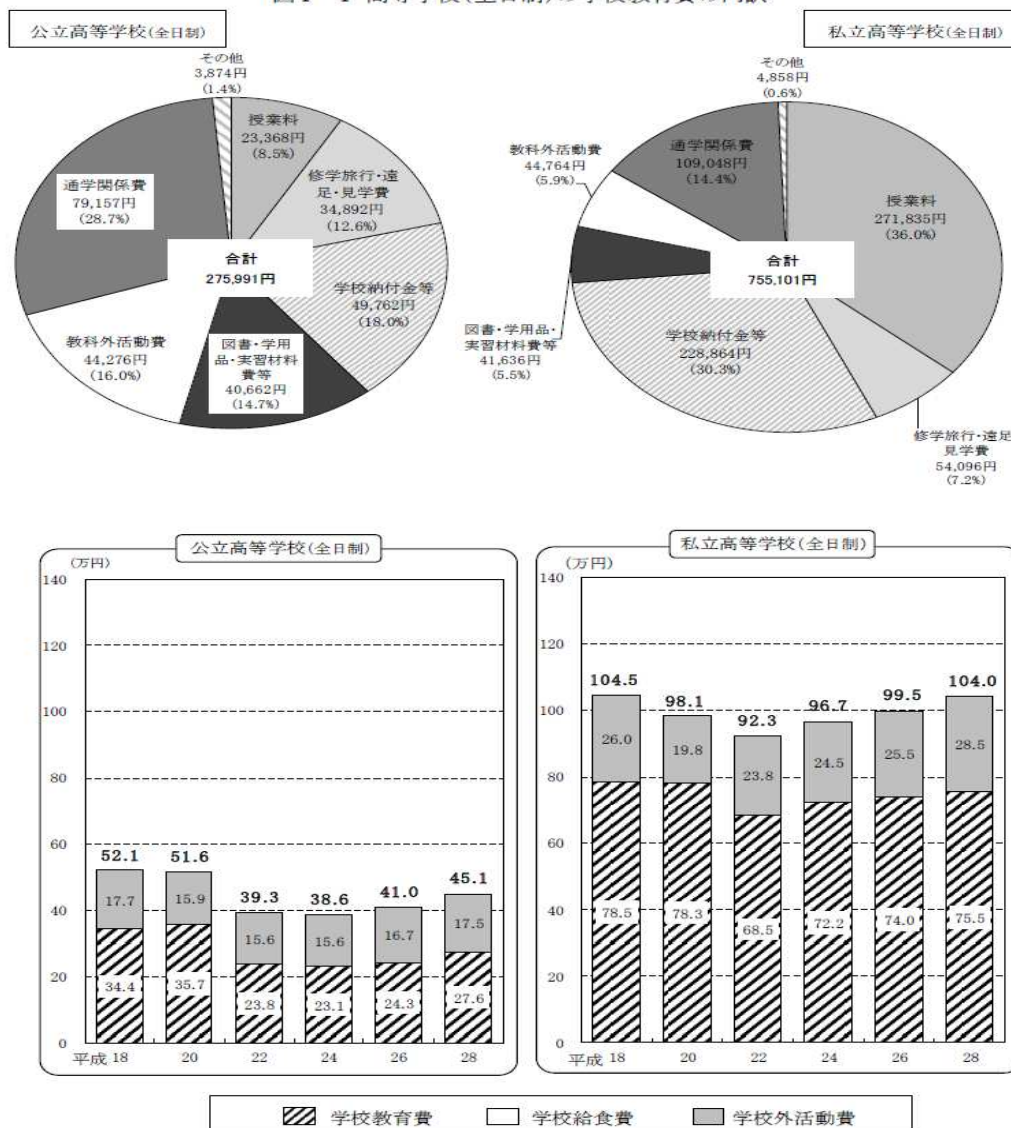
文部科学省は、子供を公立又は私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制）に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した１年間の経費の実態をとらえる「子供の学習費調査」を、平成６年度より隔年で実施している。直近の公表は平成 28 年度分である。

当該調査結果の状況は以下のとおりである。

表4-4 高等学校(全日制)の学校教育費の支出構成

区 分	公 立		私 立	
	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
学校教育費	275,991		755,101	
授業料	23,368	(8.5)	271,835	(36.0)
修学旅行・遠足・見学費	34,892	(12.6)	54,096	(7.2)
学校納付金等	49,762	(18.0)	228,864	(30.3)
図書・学用品・実習材料費等	40,662	(14.7)	41,636	(5.5)
教科外活動費	44,276	(16.0)	44,764	(5.9)
通学関係費	79,157	(28.7)	109,048	(14.4)
その他	3,874	(1.4)	4,858	(0.6)

図4-4 高等学校(全日制)の学校教育費の内訳



(出所：文部科学省 平成 28 年度子供の学習費調査の調査結果の概要抜粋)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399308_3.pdf

(3) 国及び大阪府による他の施策について

高校生等の修学支援に関する施策には以下のものがある。(文部科学省及び大阪府ホームページ参照)

【国】	施策の内容
高等学校等就学支援金制度	国公立問わず、高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を給付(平成26年4月以降の入学者が対象)。平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学されている方は公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度(旧制度)適用。 (支給額)月額9,900円 私立高等学校等については、世帯の収入に応じて、月額9,900円を1.5～2.5倍した額を支給。世帯の状況によって給付額が異なる。
高校生等就学給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため高校生等が いる低所得者世帯を対象とした支援。 (支給額(年額))生活保護世帯:国公立32,300円、 私立52,600円、非課税世帯(全日制):国公立80,800 円～129,700円、私立89,000円～138,000円、非課 税(通信制):国公立36,500円、私立138,000円 世帯の状況によって給付額が異なる。
家計急変への支援	保護者の失職、倒産等の家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、収入の変動が就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同等の支援を行う制度
学び直しの支援	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)を経過した後も、卒業までの間(最長2年)継続して就学支援金相当額を支給する制度
在外教育施設の高等部の生徒への支援	文部科学大臣の認定等を受け在外教育施設の高等部の生徒に対して、就学支援金相当額を支給
【大阪府】	
私立高校生等に対する授業料支援	・国就学支援金と合わせて、授業料が無償もしくは、保護者負担が20万円(私立高校等に3人以上通わせている世帯で年収800万円未満世帯の場合は10万

	円)となるように、標準授業料(私立の全日制高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専修学校等:年間58万円、通信制高等学校:1単位10,032円)を上限に補助される。なお、標準授業料を超えた授業料を設定している私立高校等の場合、差額は学校が負担。 ・私立高校等に3人以上通わせている世帯で年収800万円以上910万円未満世帯については、保護者負担が20万円(授業料が58万円を超える学校の場合は、超える額に20万円を加えた額)となるように支援される。
大阪府私立高等学校等奨学のための給付金	大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給。(返済の必要なし) (受給資格)非課税世帯、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること。親権者、主たる生計維持者が大阪府に住所を有すること。 (支給額)生活保護世帯:52,600円。非課税世帯(全日制・定時制):89,000円、138,000円。非課税世帯(通信制):38,100円。世帯の状況によって給付額が異なる
大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金	府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給。(返済の必要なし) (受給資格)非課税世帯、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること。親権者、主たる生計維持者が大阪府に住所を有すること。 (支給額)生活保護世帯:32,300円。非課税世帯(全日制・定時制):80,800円、129,700円。非課税世帯(通信制):36,500円。世帯の状況によって給付額が異なる

上述のとおり、授業料の負担は、国の「高等学校等就学支援金制度」や大阪府の「私立高校生等に対する授業料支援」により、かなり軽減されており、非課税世帯においては公立、私立ともに学費負担はない。

また学校に納付する教育費のうち授業料以外の費用についても、国の高校生等就学給付金、大阪府私立高等学校等奨学のための給付金及び大阪府国公立高等学校等

奨学のための給付金により、一定の援助がなされている。

(4) 市及び他市の状況

(単位：円)

	給付 / 貸付	他の奨学金 との併給の 可否	所得制限	金額 上段：国公立 下段：私立
八尾市	給付	可	なし	年額 48,000 48,000
豊中市	無利子貸付	可	あり	年額 80,000 200,000 以内
高槻市	無利子貸付	可	あり	月額 7,000 10,000 以内
枚方市	給付	可	なし	月額 4,500 6,500
東大阪市	無利子貸付	可	なし	月額 8,000 13,000

(各自治体ホームページ参照)

大阪府が実施している「国公立高等学校等奨学のための給付金」「私立高等学校等奨学金のための給付金」の対象となるものは、選定の対象としていない。

2 . 監査の結果及び意見

(1) 補助金制度の見直しについて

現状

奨学金は昭和 38 年から開始された制度である。平成 13 年度に月額あたり公立 4,000 円、私立 6,000 円だったものを、限られた財源の中でより多くの対象者に給付できるよう、同様の奨学金を実施している他市町村の状況等を鑑み、4,000 円に見直しを行っているが、それ以降、給付額の見直しは行われていない。一方、平成

18 年度に生活保護制度において高校生に対する援助（生業扶助）が設けられたことから、平成 22 年度に生活保護受給世帯は受給資格に含まない見直しを行っている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金は高校生の教育機会の均等を目的としているが、直近の見直し時期である平成 13 年度から高等学校等への修学の状況及び学習費の状況は変化していると考えられる。現に、高校生等の修学支援に関する施策は国及び大阪府においても充実しており、学費の経済的負担は軽減されており、高校生の修学に係る費用の総額は少なくなっていると考えられる。

また、大阪府下の中核市の状況を確認したところ、無利子貸与をしている自治体が三つ、給付の自治体の一つであり、枚方市においては、大阪府が実施している「国公立高等学校等奨学のための給付金」「私立高等学校等奨学金のための給付金」の対象となるものは、選定の対象としていないとのことであった。なお、市の給付金額（国公立私立ともに年額 48,000 円）は他市（例えば、枚方市は国公立年額 54,000 円、私立 78,000 円）よりも少ない状況であった（1.補助金の概要（4）市及び他市の状況参照）。

本奨学金は学費以外に係る費用に対する援助であるが、国、大阪府の制度を踏まえた修学全般に係る経済的負担の状況や進学率の状況を再確認し、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金（補助金 No.74）」「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」（補助金 No.75）は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。

（２）事務の効率性について

現状

奨学金の申請者数及び採用者数は以下のとおりである。

高校生等就学給付金	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請者数	398 件	485 件	480 件	451 件	449 件
採用者数	252 件	250 件	250 件	250 件	250 件

申請書類については、担当者による確認、選考委員会による審査が行われ、対象

者が決定される。

八尾市奨学条例において、受給資格として本市民で学資に乏しい者と定められているのみで、学資に乏しい者とはどの程度の者なのか、具体的に八尾市奨学条例やホームページ上での案内に記載されていない。そのため、毎年 250 名枠のところ 450 件程度の申請が行われており、それらの申請書類の確認及び順位付けに事務作業の時間が多く発生している状況である。平成 29 年度の採用者 250 名の所得の状況を確認すると、非課税世帯の者が大半である。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

事務の効率化の観点から、毎年の採用者の所得の状況を分析し、学資に乏しい者とする所得水準を明確にすることが望ましい。

【74】八尾市特別支援学校就学奨励補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	学校教育部	課名	学務給食課		
補助金・負担金等の名称	八尾市特別支援学校就学奨励補助金					
補助金・負担金等の目的	特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、これらの学校における教育の奨励を図る。					
効果測定の方法	1年間の就学奨励補助金交付者人数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	昭和 47 年度		補助終了(予定)年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市特別支援学校就学奨励補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者に対する交付					
交付先	個人					
補助率	定額の交付					
交付手続フロー	対象者の確定→申請書の提出→交付決定					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1		年間関与時間 (単位：時間)	32	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	2,933	3,087	3,098	3,935	3,553	3,151
最終予算額	2,933	3,087	3,098	3,935	3,553	
交付実績額	2,837	2,831	3,651	3,542	3,063	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	169	171	214	210	181	188

(1) 八尾市特別支援学校就学奨励補助金とは

公立の特別支援学校（高等部の専攻科を除く）に在籍している初等部、中学部、高等部の児童生徒の保護者（八尾市民に限る）で、生活保護法に基づく教育扶助を受けているもの、また、これに準ずる程度に経済的に困窮していると認められる者の学用品購入費に対する補助金である。

(2) 他の施策との関係について

国及び大阪府における施策は以下のとおりである。

【国】	施策の内容
高等学校等就学支援金制度（再掲）	国公立問わず、高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を給付(平成26年4月以降の入学者が対象)。平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学されている方は公立高等学校授業料

	無償制・高等学校等就学支援金制度（旧制度）適用。 （支給額）月額 9,900 円 私立高等学校等については、世帯の収入に応じて、月額 9,900 円を 1.5～2.5 倍した額を支給。世帯の状況によって給付額が異なる。
【大阪府】	
私立高校生等に対する授業料支援（再掲）	・国就学支援金と合わせて、授業料が無償もしくは、保護者負担が 20 万円（私立高校等に 3 人以上通わせている世帯で年収 800 万円未満世帯の場合は 10 万円）となるように、標準授業料（私立の全日制高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専修学校等：年間 58 万円、通信制高等学校：1 単位 10,032 円）を上限に補助されます。なお、標準授業料を超えた授業料を設定している私立高校等の場合、差額は学校が負担。 ・私立高校等に 3 人以上通わせている世帯で年収 800 万円以上 910 万円未満世帯については、保護者負担が 20 万円（授業料が 58 万円を超える学校の場合は、超える額に 20 万円を加えた額）となるように支援される。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき支給されているもの。 障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通常学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助。 （経費の範囲）教科用図書の購入費、学校給食費、通学に要する交通費、帰省に要する交通費、付添人の付き添いに要する交通費、修学旅行費、学用品の購入費 （経費の支弁の基準）国の基準により求められた需要額の状況によるが、経費の全額及び半額

（３）他市の状況

吹田市 小・中学校特別支援教育就学奨励費制度
小・中学校の支援学級等に就学する児童生徒、及び通常学級に在籍し学校教育法

施行令第22条の3に該当する児童生徒の保護者の方に、学用品費等学習に必要な費用を援助することにより特別支援教育の普及奨励を図るものである。

所得により（世帯構成や年齢によって異なる需要額）支給する区分（支弁区分）が異なっている。

5. 支給費目及び対象学年

支弁区分により支給費目及び支給額が異なります。

- (1) 1段階・2段階：下記支給額表のとおり
- (2) 3段階：通学費、職場実習交通費（実額の半額）、交流学习交通（実額の半額）を支給します。
- (3) 市独自基準区分：下記支給額表の1、2、3及び6.の費目は支給額表の金額の2倍額
 4. は実額、5. 及び7. ～9. は支給額表のとおり金額を支給します。
 - ただし、3. 新入学児童生徒学用品費等について、前年度（小学6年生時）に就学援助費を受給していた中学1年生には入学準備金として支給済みのため支給されません。
- (4) 1段階又は2段階に該当するが就学援助認定者：

下記支給額表の3. 新入学児童生徒学用品費等は表の金額の倍額を、8. 職場実習交通費、9. 交流学习交通費は表のとおり支給します。

ただし、3. 新入学児童生徒学用品費等について、前年度（小学6年生時）に就学援助費を受給していた中学1年生には入学準備金として支給済みのため支給されません。

（8. 9. 以外については、就学援助費から支給されます。）
- (5) 1段階又は2段階に該当するが生活保護受給者：

下記支給額表の8. 職場実習交通費、9. 交流学习交通費は表のとおり支給します。

（8. 9. 以外については、生活保護費から支給されます。）

<支給額表>

費目		小学校		中学校		備考
1.	学用品費	第1学年	7,280円	第1学年	13,430円	
	通学用品費 校外活動費	その他	8,395円	その他	14,545円	
2.	学校給食費	第1学年	18,915円	(無し)		
		第2学年	19,690円			
		第3・4学年	19,965円			
		第5・6学年	20,240円			
3.	新入学児童生徒学用品費等	20,300円		23,700円		第1学年のみ支給
4.	修学旅行費	実額の半額 ただし、10,590円を限度		実額の半額 ただし、28,335円を限度		
5.	林間臨海学習費	実額 ただし、3,620円を限度		実額 ただし、6,100円を限度		小学校第5・6学年 中学校全学年 参加した場合に支給
6.	体育実技用具費	(無し)		実額の半額 ただし、3,755円を限度		柔道着
7.	通学費	実額		実額		
8.	職場実習交通費	(無し)		実額		3段階は実額の半額
9.	交流学习交通費	実額		実額		3段階は実額の半額

（吹田市ホームページ参照）

豊中市 特別支援教育就学奨励費

小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒の保護者で、所得が認定基準額以

下の方を対象に、支援学級に在籍する児童・生徒の就学に要する経費の負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の費用について援助を行っている。

生活保護法による教育扶助を受けている世帯は特別支援教育奨学奨励費の支給を受けることはできない。

【6. 支給の内容】 [平成30年度(2018年度) 年間支給予定額] (単位:円)

費目 学 年	学校給食費	校外活動費	学用品等 購入費	新入学 児童・生徒 学用品費等	合 計
小 1	実食額の半額	785	5,710	22,585	29,080+学校給食費
小 2～6	実食額の半額	785	6,825		7,610+学校給食費
中 1	実食額の半額	1,135	11,160	26,365	38,660+学校給食費
中 2・3	実食額の半額	1,135	12,275		13,410+学校給食費

◎上記の金額に以下の費目を加算して支給します。

修学旅行費	参加者に 小学生 10,590 円/中学生 28,335 円 までの実費額
林間・臨海学舎費	参加者に 小学生 1,810 円/中学生 3,050 円 までの実費額

(豊中市ホームページ参照)

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金制度の見直しについて

現状

本補助金は昭和 47 年度から開始された制度である。近年においては、現行の制度で実施しており、見直しによる変更等は行われていない。

補助交付金額は予算の範囲内で以下のとおりである。

区分	年間 1 人あたり	月額
小学部	10,200 円	850 円
中学部	19,200 円	1,600 円
高等部	19,200 円	1,600 円

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金は近年の見直しは行われていないが、国の就学支援費をはじめとする様々な制度が国及び府で開始されており、特別支援を必要とする児童の経済的負担の状況は変化しているものと考えられる。

また、他市の状況によると、費目ごとに詳細に金額設定が行われており、生活保護の教育扶助の対象となっている費目については支給の対象外とされている。なお、

市の補助交付金額は他市より少なくなっている（１．補助金の概要（３）他市の状況参照）。

市は児童・生徒の保護者等の経済的負担の具体的な金額的情報は持っていないとのことであった。

これらから、市の制度が有用なものであるとは言えず、国、大阪府の制度を踏まえた経済的負担の状況、生活保護における支援内容や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、誰を対象に、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」（補助金 No.73）、「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」（補助金 No.75）は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。

【75】民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	学校教育部	課名	学務給食課		
補助金・負担金等の名称	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金					
補助金・負担金等の目的	民族学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、就学奨励補助金を交付することにより、教育費の負担軽減を図る。					
効果測定の方法	1年間の補助金交付者数					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成6年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	市に在住し民族学校に在籍する児童・生徒のいる経済的に困窮した保護者に対する交付					
交付先	個人					
補助率	定額の給付					
交付手続フロー	申請書の提出→認否の判定→交付決定					
補助金・負担金等 に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	32		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位：千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	110	88	79	88	88	88
最終予算額	110	88	79	88	88	
交付実績額	53	70	88	75	75	
交付件数 (単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	5	6	8	7	7	8

(1) 民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金とは

学校法人大阪朝鮮学園東大阪朝鮮初級学校及び中級学校に在籍している児童・生徒の保護者(八尾市民に限る)で、生活保護に基づく教育扶助を受けている者又はこれに準じる程度に経済的に困窮していると認められる者に対する補助金である。市では、民族教育を受けながら日本の歴史と文化の理解を深め、地域社会での国際教育及び国際理解の機会の充実を図り、保護者及び児童・生徒の教育費等の負担を軽減することを目的に給付している。

(2) 他市の状況

吹田市は学用品費、林間臨海学校費等の各費目単価を設定の上、支給している。

２．監査の結果及び意見

（１）補助金制度の見直しについて

現状

本補助金は民族学校や保護者等の要望があり、大阪府下各市の状況も鑑みて助成を実施したのがはじまりであり、開始年度は平成６年である。当初は民族学校に対する団体給付であったものを、平成１７年度から保護者への支給に切り替え、平成２１年度からは所得制限を導入している。また、平成１９年度において、一律年額１７,０００円から初級学校年額９,０００円、中級学校年額１３,０００円に給付額の見直しを行い、それ以降見直しは行われていない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

本補助金は平成１９年度以降、１０年間も見直しは行われていないが、民族学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担の状況は一定変化しているものと考えられるが、具体的な経済的負担の金額的情報は把握していないとのことであった。

他市の状況を確認すると、吹田市では学用品費、林間臨海学校費等の各費目単価を設定の上、支給している。

市は、経済的負担の状況や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」(補助金 No.73)、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」(補助金 No.74)は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。

【76】八尾市中学校クラブ活動近畿・全国大会等参加経費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	学校教育部	課名	指導課		
補助金・負担金等の名称	八尾市中学校クラブ活動近畿・全国大会等参加経費補助金					
補助金・負担金等の目的	参加費補助金を交付することで、市が推進する学校教育施策の実効性を高め、もって中学校クラブ活動の振興に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	効果測定は馴染まない					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 16 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	八尾市立中学校クラブ活動近畿・全国大会参加費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	近畿大会や全国大会に参加に必要な旅費（交通費と宿泊費）					
交付先	参加補助金を交付する補助事業者は、八尾市立中学校長とする。					
補助率	学校から会場までの運賃（八尾市職員旅費条例施行規則第 11 条第 3 項を準用）と 1 人 1 泊 8,000 円を上限とする宿泊料について補助。宿泊料は、実費額が 8,000 円を下回る場合は、その差額分の返還をうけ、戻入する。					
交付手続フロー	補助事業者である八尾市立中学校長が指導課に申請 審査のうえ交付すべきものと認めた場合、補助金を交付決定して通知するとともに、交付金を交付する 補助事業者は当該の補助金事業が完了後、実績報告書を指導課に提出 審査のうえ適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、確定通知書を補助事業者に通知する 差額が生じれば返還をうけ、戻入する。					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	2	年間関与時間 (単位：時間)	50		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
最終予算額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
交付実績額	1,396	614	896	788	514	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	16	15	14	11	9	—

本補助金は、市が推進する学校教育施策の実効性を高め、もって中学校クラブ活動の振興に寄与することを目的とし、八尾市立中学校長に対し交付するものである。

補助対象は、国、地方公共団体もしくは学校教育団体の主催、又はこれらと関係協議団体との共同主催を基本とし、近畿大会以上の参加資格を有する生徒が、対外運動競技、コンクール等に参加するための必要な経費である。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【77】支援学級センター校通学通級費補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	学校教育部	課名	教育センター (教育サポートセンター)		
補助金・負担金等の名称	支援学級センター校通学通級費補助金					
補助金・負担金等の目的	市立小中学校に在籍する言語障がい、聴覚障がい、発達障がいのある児童生徒が、その課題解決手段として、市内5校の支援学級センター校に開設されている言語通級教室・難聴学級等に、交通手段を用いて通級した場合に、当該児童生徒及びその保護者に交通費を補助することを通じて、障がい者への合理的配慮を行い、就学機会の均等を図ることを目的としている。					
効果測定の方法	当該児童生徒の課題の改善状況					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 17 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	支援学級センター校通学通級費補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	支援学級センター校への通学通級にかかる交通費					
交付先	支援学級センター校へ通学通級する児童生徒の保護者(校長経由)					
補助・負担率	対象経費の 10/10					
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位:千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	60	40	40	40	49	49
最終予算額	60	40	40	40	49	
交付実績額	0	0	14	23	8	
交付件数 (単位:件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	0	0	1	3	1	3

本補助金は、八尾市立小中学校に通学する児童生徒で、校区外の支援学級センター校に通級する者に対して、児童生徒及びその保護者が通級に要した交通費について、補助金を交付するものである。支援学級センター校への通級は、市で受けた教育相談の内容等を検討して、教育委員会によって決定されるものであるため、その通級に係る交通費について、市で補助することを趣旨とする補助金である。交付件数は、毎年の児童生徒の状況により変動する。補助事業者は、対象となる児童生徒が通学する小中学校であり、各小中学校を介して、該当者に補助金が交付される形と

なっている。

補助率は、最も経済的な通常の順路及び方法により通級した場合の額（ただし、やむを得ない事情等がある場合は、現に通過した経路又は方法）に対して、予算の範囲内で 10/10 の補助となっている。

2．監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【78】八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金

1. 補助金の概要

所管部局 / 課名	部局名	学校教育部	課名	人権教育課		
補助金・負担金等の名称	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金					
補助金・負担金等の目的	八尾市人権教育研究連合協議会に補助金を交付することにより、市教育委員会が推進する人権教育施策の実効性を高め、もって幼児・児童・生徒及び教職員の人権意識の向上に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	「八尾市人権教育研究連合協議会」が開催する総会・研究集会・総括集会への参加者数。「八尾市人権教育研究連合協議会」が開催する専門部会・教育講座等の開催回数の合計。					
補助金・負担金等の期間	補助開始年度	平成 23 年度	補助終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金交付要綱					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	需要費、報償費、旅費、使用料及び賃借料等					
交付先	八尾市人権教育研究連合協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
交付手続フロー	交付申請→交付決定→実績報告→額の確定→請求					
補助金・負担金等に係る事務の人員・時間	従事する人員 (単位：人)	1	年間関与時間 (単位：時間)	1		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	1,654	1,654	1,654	1,500	1,500	1,500
最終予算額	1,654	1,654	1,654	1,500	1,500	
交付実績額	1,654	1,654	1,654	1,500	1,500	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

八尾市人権教育研究連合協議会は、市の教育委員会が推進する人権教育施策の実効性を高め、もって幼児・児童・生徒及び教職員の人権意識の向上に寄与することを目的として設置された協議体である。本補助金の交付の対象となる事業は、人権教育の推進を図るための調査研究、広報活動、研修等、人権教育推進に必要と認められた事業であり、八尾市人権教育研究連合協議会の下に設置された八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会が、実際の補助対象事業を執行している。八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会の代表者は、それぞれ市内の小中学校長が持ち回りで務め、それぞれの事務局についても、市内の小中学校の教職員が持ち回りで担当している。

２．監査の結果及び意見

（１）予算の使い切りが行われないようにするための指導強化について

現状

現状、八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会ともに過去５年すべてにおいて予算額と実績報告額が一致している。通常、予算額と実績額が完全に一致することはなく、それが毎年続いていることは極めて不自然であるため、年度末付近で各研究会において翌年度以降に使用する物品購入等を行って調整し、実績額を予算額に合わせている可能性が高いと考えられる。

結果

以下のとおり、過去５年間の実績報告によると、八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会ともに３月の年度末最後の支出において、紙代やＣＤ－Ｒ代、プリンターインク代等の支出により１円単位で実績額を予算額に一致させ、予算を使い切るように調整している可能性が高いと考えられる。

【八尾市在日外国人教育研究会の過去５年間の実績推移】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	752,000 円	752,000 円	752,000 円	690,000 円	690,000 円
年度最終支出日	3 / 24	3 / 13	3 / 24	3 / 17	3 / 12
上記支出費目	コピーリース料、インク代、紙代、封筒代	A 4 フラットファイル購入代、紙代	ファックスリボン、ラベル代、封筒代、紙代	書籍代、プリンターインク代、切手代、印鑑ケース・カメラケース代、紙代等	紙代、書籍代、プリンターインク代、ＣＤ－Ｒ代
上記支出金額	61,125 円	16,703 円	17,943 円	37,093 円	69,260 円
年間支出実績額	752,000 円	752,000 円	752,000 円	690,000 円	690,000 円
予算額と実績額の差異	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

【八尾市人権教育研究会の過去５年間の実績推移】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	902,000 円	902,000 円	902,000 円	810,000 円	810,000 円
年度最終支出日	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 27	3 / 19
上記支出費目	模造紙、名前シール代	名札代、資料印刷代、会場使用料	講師謝礼、研究紀要「つながり」製本費	講師謝礼	備品収納バッグ、紙代
上記支出金額	1,398 円	26,691 円	237,360 円	20,000 円	3,350 円

年間支出実績額	902,000 円	902,000 円	902,000 円	810,000 円	810,000 円
予算額と実績額の差異	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

補助金は、本来、単年度の活動に対する補助であるため、不要もしくは翌年度以降に使用する物品の購入等を行うべきではなく、予算に余りがあれば不用額とすべきである。予算の使い切りを行わないように指導を徹底すべきであり、このような補助金交付が続き、本補助金の目的に見合わない交付が一部行われるようであれば、補助金の廃止も検討すべきである。

意見

特に記載すべき事項はない。

(2) 備品等に関する定期的な現地確認について

現状

上記(1)の指摘に関連して、八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会ともに備品(プロジェクター等)や消耗品(CD-RやSDカード等)が3月において多く購入されている。所管課において、各研究会の事務局を訪問して現物確認等を行っていないため、仮に研究会事務局において本補助金をもって翌年度以降に使用する物品等を購入していたとしても把握できない状況となっている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

上記(1)の指摘のとおり、予算の使い切りが毎年度行われている現状にあっては、予算額と実績額を合わせるために年度末の3月において、翌年度以降に使用する物品を購入していること等が想定される。したがって、八尾市在日外国人教育研究会、八尾市人権教育研究会ともに年に1度は立ち入り調査を行い、本補助金をもって翌年度以降に使用する物品を購入していないか等の観点で確認を行うべきである。

(3) 旅費及び支払報酬に対する規定について

現状

「八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という)」において、補助対象経費については、「事業に必要な需用費、報

償費、旅費、使用料及び賃借料等とする」と定めているのみで、旅費、支払報酬に係る具体的な交付基準が定められていない。実績報告によると、人権教育に係る研修開催等にあたって招聘する講師に対する謝礼は5万円、3万円、2万円等様々となっている。この点、所管課に確認したところ、講師の経験年数等を考慮して課内で協議し、内部決裁を経て決定しているものであり、恣意的に決定しているものではないとのことであった。しかし、担当者によって判断が様々となる可能性は排除できないため、講師謝礼の支出にあたって恣意性介入の余地があると考えられる。

また、旅費に関しても同様に具体的な交付基準の定めがないため、現状の要綱では過度な宿泊代について補助金が交付されかねない状況となっており、旅費の支出にあたって恣意性介入の余地があると考えられる。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

人権教育に係る研修開催等に際して招聘した講師に対する謝礼については、予め交付要綱等に定める明確な基準がなければ、適切な報酬額の判断が困難であり、結果的に恣意的に補助金が支出されることにつながりかねない。そのため、経験年数等に応じて金額を決定しているのであれば、交付要綱において、予め判断基準を明確に定めるべきである。

また、旅費についても、講師謝礼と同じく明確な交付基準がなければ、過度な宿泊費に対して補助金が交付されることも想定されるため、例えば、宿泊地によって宿泊上限額を交付要綱で定める等して、予め交付基準を明確に定めるべきである。

【79】健康づくり事業の推進に関する協定書第2条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金

1. 負担金の概要

所管部局 / 課名	部局名	健康まちづくり部	課名	健康推進課		
補助金・負担金等の名称	健康づくり事業の推進に関する協定書第2条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金					
補助金・負担金等の目的	市及び国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科が、相互の連携のもとに健康づくり事業を推進し、市における住民の健康増進の向上を図るとともに、人的・知的交流を通じて、それぞれの発展と充実に寄与することを目的とする。					
効果測定の方法	毎年度、協定書第2条各号に関連する事業の進捗管理等を行い、効果測定に努めている。					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 27 年 9 月 1 日	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	健康づくり事業の推進に関する協定書 健康づくり事業の推進に関する協定書に基づく事業等の経費に関する覚書					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	経費については、双方が分担した費用を各自負担するが、別途、協定書第2条各号に規定する事業等の遂行のための研究費として支払っている。					
交付先	国立大学法人大阪大学					
補助・負担率	10/10					
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成30年度予算額 (単位：千円)						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額			0	1,000	1,750	1,000
最終予算額			1,000	1,000	1,750	
交付実績額			1,000	1,000	1,750	
交付件数 (単位：件)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1	1	1	1	1	1

市は平成27年度より「健康づくりの推進」を最重要施策の一つと位置づけている。そして、施策への取り組みに伴う行政課題の解決のために科学的分析と最新の専門的知見や技術を取り入れ、市民の健康増進の向上を図ることを目的として、平成27年9月1日より国立大学法人大阪大学との間に健康づくり事業の推進に関する協定を締結している。主な協定内容は以下のとおりである。

- ・生活習慣病の予防に関すること
- ・介護予防に関すること
- ・健康コミュニティの構築支援等、健康づくり活動の地域展開に関すること
- ・健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画に関すること

上記協定内容に基づく研究に際して、大学から市に概算払い請求が行われ、「健康づくり事業の推進に関する協定書に基づく事業等の経費に関する覚書」(以下、「覚書」という)に記載された負担金額(予算額)で研究費が市から大学へ概算払いされる。大学は研究結果報告書の提出後、30 日以内に収支決算報告書を提出し、研究費の精算を行っている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 収支決算報告書の内容の確認について

現状

覚書の第2条(7)において大学から提出された完了報告書(収支決算報告書)の内容を精査し、速やかに研究費の精算を行うとされている。しかし、市は大学から収支決算報告書による報告は受けているものの、用途内容の詳細な精査までは実施できていない状況であった。

平成 27、28、29 年度の収支決算報告書を閲覧したところ、研究費実支出額と概算払いされた負担金額がすべて一致しており、結果的に精算金額はゼロとなっていた。市によれば、収支決算報告書における研究費実支出額は研究費総額ではなく、負担金を財源とした支出のみが記載されており、負担金で賄えない研究費については、大学における公衆衛生学教室の寄附金等から補填されているとのことであった。当該状況について、収支決算報告書が大学から提出され負担金の精算を行う段階で市は把握できていなかった。

【研究費実支出額の過去3年間の実績推移】

(単位：円)

経費区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 物品費	352,605	687,340	903,839
(2) 人件費・謝金	0	0	14,000
(3) 旅費	507,040	217,080	492,940
(4) その他(水道料・電気料・印刷費・論文投稿料・調査入力業務等)	140,355	95,580	339,221
研究費実支出額合計	1,000,000	1,000,000	1,750,000
予算額	1,000,000	1,000,000	1,750,000
予算額と実績額の差異	0	0	0

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

今後は、協定に基づく研究の実績総額を確認するとともに、その中で、市が負担している研究費が適正に支出されていることを検証するために、覚書第2条（7）に基づき収支決算報告書の内容を精査すべきである。

【80】環境アニメイティッドやお協議会負担金

1. 負担金の概要

所管部局 / 課名	部局名	経済環境部	課名	環境保全課		
補助金・負担金等の名称	環境アニメイティッドやお協議会負担金					
補助金・負担金等の目的	八尾市環境保全課が事務局を担っている環境アニメイティッドやおは、八尾市環境総合計画に示されている望ましい環境像「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を実現し、環境目標を達成するため、計画の基本方針に沿った施策を市民、事業者、教育機関、行政が一体となって推進している。 協議会で実施している様々な事業の継続的な発展と新たな協働の取り組みのコーディネート、次世代の育成等に対し、持続可能なまちづくりを推進するために事業費負担を行っている。					
効果測定の方法	対象事業における来場者、参加者数の把握					
補助金・負担金等の期間	制度開始年度	平成 17 年度	制度終了(予定)年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	八尾市民の環境を守る基本条例、八尾市環境総合計画 環境アニメイティッドやお協議会は本市総合計画に基づく実施計画において具体的な環境施策を進めるため、市民、事業者、行政のパートナーシップ推進組織として位置づけられていることから負担金を拠出している。					
補助金・負担金等の概要						
対象経費	市民環境講座、環境保全活動支援事業、環境イベント経費					
交付先	環境アニメイティッドやお					
補助・負担率	—					
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 30 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初予算額	2,000	3,500	3,500	3,500	3,000	2,000
最終予算額	2,000	3,500	3,500	3,500	3,000	
交付実績額	1,647	3,087	3,094	2,570	2,181	
交付件数 (単位：件)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	1	1	1	1	1	1

市は八尾市環境総合計画に示されている望ましい環境像「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を実現し、環境目標を達成するために、計画の基本方針に沿った施策を推進している。環境アニメイティッドやお協議会(以下、「協議会」という)は当該総合計画に示されている望ましい環境像の実現のための様々な取り組みを実施していることから、市から協議会に対して事業費負担を行っている。

協議会の会計については市民環境講座や環境保全活動を実施する一般会計と、環境イベントを実施するイベント会計の2分類となっている。平成 29 年度であれば予算額 3,000 千円のうち、1,000 千円が一般会計、2,000 千円がイベント会計に帰属している。なお、イベント会計については平成 30 年度以降、自立した運営が可能となることから市からの負担金支出はなくなっている。

本負担金については事業経費負担として概算払いされており、実績報告時に負担対象経費と負担金予算額の比較が行われ、必要に応じて精算が行われている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 負担金と補助金の区分について

現状

市としては市自身が協議会を構成する団体の一員であることから、市から協議会に対する負担については補助金ではなく負担金として交付しているとのことである。しかし、市以外の構成団体は負担金を拠出することはなく、協議会の会費を払うのみであり、市のみが会費に加えて負担金も支払っている状況となっている。

まず、負担金の定義について整理すると、地方財務実務提要における負担金の概説が参考となり、負担金に該当する場合として以下のように説明されている。

負担金の概説
・特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに 対して、その事業に要する経費の全部または一部の金額を支出する場合
・一定の事業等について財政政策上またはその他の見地からその事業等に要する 経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合 (国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間に見られる負担関係)
・任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充 てるため構成各団体が取り決められていた費用を支出する場合

また、同提要における補助金の概説は以下のとおりである。

補助金の概説
一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必 要があると認めた場合に対価なくして支出するものであるといえる。

負担金の概説に照らすと、会費自体が事業から利益を受けることに対する負担と考えられ、協議会の構成団体として市から会費を支払っている現状において、会費に加えて行われる給付は対価なくして支出される事業費補助的な性格があると考えられる。

以上の状況を勘案すると、協議会への本負担金は補助金としての性格が強く、補助金との区分が曖昧となっていると考えられる。

本負担金については概要に記載のとおり、負担対象経費と負担金の予算額が比較され、負担金の精算が行われている。しかし、平成29年度のイベント会計において協賛金等の負担金以外の自己収入が負担対象経費から控除されておらず、他の事業費補助で実施されているような自己収入を考慮した精算が実施されていない状況であった。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

補助金に関しては交付規則が定められており、交付手続が明確化されている。一方で負担金については、負担金ごとに法令、協定、規約等により負担方法が定められる。補助金と負担金の支出区分が曖昧となると、同質の支出に対して異なる手続が行われる可能性があり、行政手続の処理の一貫性が損なわれるおそれがある。

本負担金について今後も負担金の性質を持つものとして整理するのであれば、他の構成団体へも一定の負担を求めるべきである。一方、他の構成団体への負担を求めず、市のみが支出するのであれば、補助金と同等であると考え、交付要件を整理する等の検討を実施すべきである。

最後に

補助金・負担金等は、それぞれが政策目的達成のための手段として重要な機能を有しているものであるが、出生率の低下等から住民人口の減少傾向や高齢化が一層進行する等社会情勢の変化とともにその必要性が変化するものである。また、この平成 30 年 4 月に中核市に移行したこともあり、各補助金・負担金等の事業目的が達成されているか、行政の公正性を欠くおそれがないか等の検討を行った。特に、市では「八尾スタイルの地域分権」を掲げ、地域と向き合いながら様々な施策を展開し、まちづくりを進めていることから、「八尾スタイルの地域分権」に関する補助金（地域関連推進補助金）につき総合的に検討を進めた。併せて、大阪府下の各中核市間の比較・分析も行った。

監査の結果、当報告書で指摘した内容（監査の結果 7 件、意見 53 件）は、未来志向の魅力あるまちづくりに向けての市の取り組みにとって有益なものと信じている。

我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という危機に直面し、総人口は既に減少局面に入っている。こうした中で、公共施設等のリニューアルや耐震工事、社会保障費の増加等の財政負担が待ち構えている。さらに、最近の防災対策等の安全・安心への取り組み等良きガバナンスが求められている。他方、今後、各住民が「人生 100 年時代」の中で住民生活を維持するのに不可欠なニーズが充足されるためには、自治体として新しい公共の協力関係を構築していくことが必要であり、市においても今後さらに真剣に取り組む必要があろう。

今回、特に「八尾市校区まちづくり交付金」について検討し指摘をしたところであるが、今後、さらに、「八尾スタイルの地域分権」の進展如何では、校区まちづくり協議会の役割等も変わっていくことも想定される。校区まちづくり協議会や構成団体に対する各種補助金を一本化して交付し、各領域（団体）への再配分を校区まちづくり協議会の自律性に任せる、といった仕組みの構築、将来的には、校区まちづくり協議会に法人格を持たせ、役割と責任を明確にしたうえで住民の自立を阻害することのないように活躍できうる環境の整備、といったことも検討に値すると考える。

本報告書の指摘は、外部監査人の視点から、限られた情報や時間の中で発見したものであるため、今回の監査結果を受け、市としてさらなる調査・検討を進め、指摘した内容や今回のディスカッションを契機に、市が有する人材やノウハウを活用して、具体的な措置等の立案・実施及び効果的な情報発信をしていただきたい。本報告書が今後のマネジメントの改善の一助になることを期待する。

以 上

